

第5次亀岡市総合計画 資料編〔未定稿〕

第5次亀岡市総合計画 目指す目標

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	人権尊重・平和	「亀岡市まちづくりアンケート」にて「人権が尊重されているまちだと思う」の割合	—	R1	50%以上	R7
2	男女共同参画	審議会等への女性の登用の比率	31.5%	R1	50.0%	R7
3	コミュニティ・市民協働・移住定住	かめおか市民活動推進センターで実施する協働の促進を目的とした講座等事業への参加者数	78人	R1	85人	R7
		移住者数	28組	R1	40組	R7
4	国際交流・多文化共生	外国人相談窓口での相談解決率（適切な機関へつなぐことを含む）	—	R1	100%	R7

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	セーフコミュニティ	安全安心を推進する市民参加型事業への市民ボランティア登録者数	348人	R1	1,000人	R7
2	防災・消防・危機管理	定員に対する消防団員の確保比率	99%	R1	100%	R7
3	交通安全・防犯	交通事故死傷者数	165人	R1	135人	R7
		刑法犯認知件数	354件	R1	336件	R7
4	市民生活	消費生活相談の解決比率	92.5%	R1	96.0%	R7

第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	子育て支援	待機児童数 注：入所申込みをし、入所保留の状態にある児童のうち、転園希望や特定の施設を希望している場合等を除いた人数	85人	R1	0人	R7
2	高齢者福祉	健康状態がよいと感じている65歳以上高齢者の割合	79.7%	R1	75%以上	R7
		認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	31.7%	R1	35%以上	R7
3	障がい福祉	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度受注額更新	5,504,498円	R1	受注額更新	R7
4	地域福祉	稼働能力を有する利用者の就労率・求職活動率	就労率83% 求職率100%	R1	就労率85% 求職率100%	R7
5	健康づくり・医療・感染症対策	メタボリックシンドローム該当者の割合（国民健康保険被保険者の特定健診受診者のうち）	男性24.7 女性10.6	H27	減少	R7
		健康寿命の延伸	平均寿命 男性：82.6歳 女性：87.1歳 健康寿命 男性：81.2歳 女性：84.3歳	H30	平均寿命の延伸分を上回る健康寿命の延伸	R7
		麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）の接種率	MR1期 99% MR2期 95.5%	R1	接種率100%	R7

第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	就学前教育・学校教育	京都府学力診断テスト結果（京都府平均を100とする） （小4・・・国語・算数） （中1・・・国語・数学、 中2・・・国語・数学・英語）	小学校 98.7 中学校 97.1	R1	小学校 100を上回る 中学校 100を上回る	R7
		全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小5・中2） 実技の総合評価（A,B,C）の割合	小学生 男子 65.9% 女子 74.7% 中学生 男子 69.8% 女子 86.8%	R1	小学生 男子 74% 女子 80% 中学生 男子 72% 女子 88%	R7
2	生涯学習・社会教育	生涯学習事業（三大シンボル講座）への参加者数	3,913人	R1	4,300人	R7
		貸出冊数	375,925冊	R1	416,000冊	R7
3	スポーツ	市民の内、生涯スポーツ事業参加者割合	14%	R1	20%	R7
4	文化芸術・歴史文化	文化芸術活動での参加者満足度	92%	R1	95%	R7
		文化資料館の来館者数	10,515人	R1	35,000人	R7

第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	地球環境・自然環境	市域全体の温室効果ガス削減	427.3千 t	H25	減少	R7
		エコバッグ持参率	84.4%	R1	95%	R7
2	資源循環・廃棄物処理	資源化率の向上	15.68%	R1	19.5%	R7
		ごみ排出量の削減	25,205t	R1	22,261t (12%削減)	R7
3	公園・緑地	都市公園整備面積	72.24ha	R1	129.5ha	R7

第6章 活力あるにぎわいのまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	商業	スタジアム周辺地域への新規商店立地数 (JR亀岡駅北口エリアにおける商業店舗)	2店舗	R1	10店舗	R7
2	工業	制度を利用した企業誘致（市内の工業：事業数）	44件	R1	50件	R7
3	観光	観光入込客数	3,473,829人	R1	3,687,539人 (2,837,040人)	R7
		観光消費額	8,620,411千円	R1	9,150,740千円 (4,612,018千円)	R7
4	農業	遊休農地・耕作放棄地面積	19 h a	R1	12ha	R7
		亀岡市内の肉用牛の肥育頭数	974頭	R1	1,200頭	R7
5	林業	林業新規就業者数	6 人	R1	7人	R7
6	労働	有効求人倍率	0.7	R1	1	R7

第7章 快適な生活を支えるまちづくり

節		目指す目標	現況	年度	目標	年度
1	道路	狭小道路等（整備中路線）の整備率	25.7%	R1	70.0%	R7
2	公共交通	バス利用者数	4,034人	H30	4,000人	R7
3	河川	中小河川（準用河川）の整備率	86.9%	R1	90.0%	R7
4	水道・下水道	水道事業経常収支比率	108.9%	R1	100%以上	R7
		下水道事業経常収支比率	114.7%	R1	100%以上	R7
5	都市計画・都市整備・住環境	不適切管理状態の空き家による悪影響の問題解消・緩和割合	64.58%	R1	55.0%以上	R7
		空き家バンク登録物件への入居者	16組	R1	50組	R7
6	火葬場	新火葬場の建設及び供用開始☑	計画策定	R1	供用開始	R7
7	情報・通信	SNSフォロワー数の市人口比割合	8.3%	R1	20%	R7
		各情報化推進施策において、年度末の評価結果が80%以上達成している取組施策割合	—	R1	80%	R7

第8章 効率的で持続可能な行財政運営

節	目指す目標	現況	年度	目標	年度	
1	行政運営	公共施設等の延床面積削減率(H26年度末からの削減率)	3.33%	R1	4%	R7
		公募委員比率	8.5%	R1	10%以上	R7
2	財政運営	将来負担比率	100.3%	R1	97.8%	R7
		市税収納率	96.94% (3月末)	R1	96% (3月末)	R7
3	広域連携	広域連携により行行う事務事業数	14	R1	2 以上増加	R7

2-1 第5次亀岡市総合計画市民会議設置要綱

第5次亀岡市総合計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次亀岡市総合計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民との協働によるまちづくりを推進する観点から、検討の過程から市民の参画を図るため、市民で構成する第5次亀岡市総合計画市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 亀岡の将来のまちづくりについて自由に議論し、その結果を提言書として市長へ提出すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、市民意見の集約に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募（市内在住、在勤、在学で18歳以上）…10名程度
- (2) 各種分野別団体推薦…20名程度

3 委員の任期については、委嘱の日から第5次亀岡市総合計画の策定までとし、その終了をもって解散とする。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 委員がやむを得ない理由により解嘱を申し出たとき。
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として公開する。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会議の所掌事務に係る専門的事項を議論するため、市民会議に分科会を置く。

2 分科会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2. 第5条第1項の規定に関わらず、第1回の市民会議は、市長が招集する。

2-2 第5次亀岡市総合計画市民会議 提言書概要

1 提言書の提出にあたっての考え方

本提言書は、今後の亀岡市の協働のまちづくりの指針となる第5次亀岡市総合計画（以下、「総合計画」という。）の策定に向けて、第5次亀岡市総合計画市民会議（以下、「市民会議」という。）の提言をまとめたものです。

市民会議においては、亀岡市が直面する人口減少をはじめとする課題や将来像、施策や市民・事業所・行政の役割分担など熱心に話し合い、市のまちづくりに対する思いが数多く提案されました。本提言書は、こうして出された委員の意見をもとにまとめたもので、今後の亀岡市のまちづくりのあり方を示す重要な提言と考えます。

市におかれましては、本提言書の示す亀岡市の目指す都市像や理念、方策を十分に検討の上、総合計画を策定していただきたいと思います。

令和元年 10 月 26 日

第5次亀岡市総合計画市民会議

会 長 山 本 眞 之 介

副会長 加 藤 美 智 恵

委 員

足 立 潤 哉

石 田 数 美

井 尻 清 行

井 尻 浩 嗣

板 倉 瑛 二

糸 井 芳 宏

井 上 典 代

今 井 睦 予

裏 川 幸 彦

江 見 彩 香

大久保 伸 一

奥 山 理 子

小 野 奈津子

高 橋 昭 人

谷 村 岳 志

玉 記 道 子

十 倉 康 吉

中 澤 ふ み

中 島 清 人

仲 田 丞 治

中 西 一 夫

人 見 紀 帆

法 貴 雅 男

細 川 武

村 田 奈 央

森 口 茂

森 洋 子

八 木 辰 夫

(50 音順)

2 提言書の内容

■ 目的

亀岡市の各種分野団体の推薦者や公募委員等計 30 人で構成する市民会議が、令和 3 年度を初年度とする総合計画に対して提言を行うもので、市民の視点から日常肌で感じるまちづくりへの思いを示すものです。

■ 開催経緯

第 1 回市民会議ではワールドカフェの手法を導入し、分野横断的な視点から亀岡市のまちづくりについて広く意見交換を行いました。第 2 回市民会議からは、参加者の希望を尊重しながら【安全・安心、健康づくり・福祉】、【生涯学習・教育】、【生活環境、産業】の 3 分科会に分かれ、第 5 回市民会議までの間、分野別の議論を行い、第 5 回の全体会議で提言書を承認しました。

第 1 回 【全体会議】	日時：令和元年 6 月 8 日（土） ○亀岡市の良いところ、良くしたいところについて（ワールドカフェ）
第 2 回 【3 分科会】	日時：令和元年 7 月 6 日（土） ○まちづくりの将来像、将来像を実現するための課題
第 3 回 【3 分科会】	日時：令和元年 7 月 27 日（土） ○課題解決策及び方向性の提案①
第 4 回 【3 分科会】	日時：令和元年 8 月 24 日（土） ○課題解決策及び方向性の提案②
第 5 回 【3 分科会】	日時：令和元年 9 月 14 日（土） ○提言書について
第 6 回 【全体会議】	日時：令和元年 10 月 26 日（土） ○市長へ提言書提出、市長との懇談

■ 分科会別テーマ

第 5 次亀岡市総合計画市民会議分科会構成		
分科会名	テーマ	何れの分科会にも 共通のテーマ
安全・安心、健康づくり・福祉 分科会	セーフコミュニティ、防災・消防、交通安全・防犯、消費者保護、健康づくり・医療、地域福祉、子育て支援、高齢者福祉、障がいのある人の支援	○人権尊重・平和 ○男女共同参画 ○コミュニティ ○市民協働
生涯学習・教育 分科会	生涯学習、就学前教育・学校教育、社会教育、文化芸術・歴史文化、生涯スポーツ、地域間交流・国際交流	
生活環境、産業 分科会	自然環境、地球環境・省エネルギー、資源循環・廃棄物処理、市街地、景観保全・形成、公園・緑地、農業、林業、商業、ものづくり産業、観光、就労支援	

3 まちづくりへの提言

（１）目指す都市像への提言

私たち市民会議は、亀岡市が今後、市民の誇りである自然、歴史、文化を次代に継承することを第一義とし、快適で安心できる生活環境を実現し、すべての市民がいきいきと明るく、助け合い、共に暮らすことができる活力あるまちを目指すことを提言します。

また、豊かな自然に育まれた田園環境、快適な都市的環境、多彩な歴史に彩られた文化を併せ持つ本市の特性から、これらすべてを活かしたまちづくりを提言します。

＜市民会議が提言する亀岡市の目指す都市像＞

その１ あなたを守ります。自然や歴史も守ります。水と緑のまち亀岡

【考え方】

日常生活の中でまず、安心して暮らせる環境（自然・セーフコミュニティ※）が必要。そして、夢が心豊かに有る生活を送りたい人々は一歩居られる。まずこれが出発点であります。日常生活の知恵や道しるべは歴史の遺徳も大切。サッカー場が完成すれば全国から人が来られるこの人たちも丁寧にモテナシ（守り）、良い感触でそれぞれの故郷（クニ）へお帰りになれば…大事なことです。

その２ 水と緑と文化・スポーツ推進都市 かめおか

【考え方】

水・緑・文化については今まで通り、スタジアムの関係に伴い『スポーツ』を入れる。

その３ 豊かな自然環境と古代からの歴史・文化に育まれた 共生のまち かめおか～助けあい 学びあい 生き生き輝く生涯学習都市～

【考え方】

亀岡市が近畿の自治体で初めて生涯学習都市宣言をしたのは昭和 63 年（1988 年）。早や 30 年が過ぎました。人が生涯にわたって学び続けることが、世界の平和にとって大事なことという生涯学習の理念が、深い感銘を以て市民に受け入れられた宣言です。今世界の混沌や異常気象など、地球や世界の未来を考えたとき、私達は無知ではられません。今こそ近畿圏初めての生涯学習都市としての誇りを示し、今一度学ぶことの大切さを全ての市民と共有するときと思います。亀岡の豊かな自然を守り、歴史・文化を継承し、差別のない、明るい社会を作っていくために、学びの環境を整え、全ての市民が、生き生きと輝けるまちづくりを実現します。

その４ 豊かな水と緑に彩られ静かな町亀岡は大きく変貌する。それは文化と観光に秀でた町になる。

文化面では一流の美術館を設け、内外の優れた作品を展示する。
観光面では優れたホテルを誘致し、また湯の花も散策できる姿にする。

更に京都の大手企業を誘致し、若年層の流出を防ぐ。

ここに亀岡は、真の 10 万都市となる。

【考え方】

抽象的な表現、美しい言葉を並べた都市像は夢のビジョンに過ぎない。目指す都市像には具体性が問われる。

その5 人と自然の共生のまち かめおか ～子育てを楽しむまちづくり～

【考え方】

（記載なし）

その6 ・文化と自然の調和するまち きょうと・かめおか

・未来へ伸びゆくまち 亀岡

・心温まるつながりのあるまち 京都亀岡

【考え方】

豊かな自然と食材の宝庫であることを今一度見つめ、先人の姿を想起させつつ、新時代を切り拓くコンセプトを折り込みました。知名度向上のためにも、京都・亀岡は外国人のみならず全国への発信力強化につながると考えます。

その7 世界的有名な京都野菜の聖地 かめおか

自然を満喫できる町 かめおか

【考え方】

京野菜を、トヨタ自動車のような世界的ブランドの商品の確立を目指し、生産地として亀岡の農業を活性化させる。都会の人が自然を楽しみに来られる町にするために、貸し農園やレジャー体験としての自然を使った遊べる場所を作る。

その8 豊かな四季、文化の薫りただよう、ひと（人）支え合い慈しみ、笑顔あふれるまち かめおか

【考え方】

豊かな四季の自然の中で、人々が培ってきた歴史の中の文化の薫りを、住民みんなが心情（こころ）にとめて、互いに慈しみ、支え合いながらこぞってまちづくりに参加する。

その9 水・緑・文化が織りなす、笑顔と活力のまち かめおか

【考え方】

第4次亀岡市総合計画との継続性をふまえつつ、亀岡の良さをさらに活かすとともに、マイナス面をプラスに生かす発想の転換を図り、賑わいのあるまちづくりを進める。

その10 活力に満ちた中核都市 亀岡

【考え方】

亀岡市は豊かな自然、歴史文化に恵まれ、温かな気質の貴重な地域です。住んでいる人・訪ねてくる人にとって、この価値に改めて気づいていただくことが大切なことです。京都市に隣接し、この利点を活かしつつ、大阪府・兵庫県とのつながりの強化を図る必要があります。近畿圏の中核都市として貴重なロケーションです。産業・経済面でも発展の可能性が期待できます。そのためには社会インフラの充実・整備と積極的な企業誘致が原点となります。

その11 オンリーワン亀岡 ～地域の独自性が活きる愛郷心と活気 溢れるまちづくり～

【考え方】

市民の生活において必要とされる様々なジャンルにおいて（市民会議で議論している内容）やりがいを感じられるようにする。そうすることで、亀岡で生活することに生きがいを感じ、老若男女、市民一人ひとりが、亀岡に愛着を持ち、定住化につなげる。

その12 一人ひとりが輝き つながりあうまち 亀岡 ～多様性の尊重と持続可能なまちづくり～

【考え方】

「地域力再生」と言われて久しいが、少子高齢化が急速に進む中、地域課題の解決とともに住みやすい（生きやすい）まちづくりを目指すには、「地域が本来持っていた力」を取り戻す、「エンパワーメント※」することが重要であるとする。「個」の多様な考え方や生き方が尊重され、市民・企業・行政が主体的かつ対等性を保ち、「つながり」「協働」することで、小さな生活圏から市全体の課題解決と活性化が図られ、人や環境に優しい持続可能なまちづくりへと発展するものという考え方。

その13 市民総活躍 みんなで創るまち かめおか

【考え方】

市民一人ひとりがチャレンジャーとして「まちづくり」を一緒に創り上げて新たな亀岡を推進していきます。

その14 住み続けられるまち かめおか

【考え方】

若い人が人生の転機においても住み続けることができ、高齢者になっても安心して住むことができるまちを目指す。

その15 自慢したくなるまち 亀岡

【考え方】

自慢したくなるということは、亀岡のことを十分知り、好きでなければ自慢したいとはなりません。そのためには亀岡が市民にとって良いまちでなければならないということになります。なので、自慢したくなるようなよい亀岡になって欲しいというのもこめて、「自慢したくなるまち 亀岡」

（2）まちづくりの基本理念への提言

目指す都市像を実現するため、すべての施策において共通して尊重していくまちづくりの基本理念を、次の通り提言します。

その1 豊かな自然の継承と新しい伝説の創出

【考え方】

大都市京都市に近いが豊かな自然にあふれている亀岡の良さを引き継ぎ活かしつつ、就農や新規事業の開拓を進め、市としての新たな伝統を創り出す。

その2 活気ある街／自然の活用

【考え方】

農業が盛んになることにより、働く場所が増え、人口増加につながり、農地が守られ、活気ある街となると考えます。

その3 豊かな自然環境とスポーツを通じて健康の創造

【考え方】

豊かな自然については今まで通り、スタジアムを含めたスポーツへの関心と感動を得て、市民の健康力を高めます。

その4 ①安心して子育てができるまち

②定住人口の増・帰住の促進

③全ての住民が必要とされるまち

④多様性が豊かなまち（外国人支援・多文化との共生）

【考え方】

少子化対策、定住人口増の原点は亀岡市の近くで仕事があり、住居が確保されることから始まります。他府県から帰住できる環境も必要です。「都会への人口流出（供給）型から人口流入（定住／（帰住）型」への転換。「子育て世代が住みやすい環境づくり」がキーポイントです。加えて、全市民が安心して過ごせる「居場所」と必要とされる「出番」がキーワードです。今後は外国人の就労・居住・教育・安全・福祉など、「多文化との共生」を必要とする時代になっていくでしょう。

その5 ・市民一人ひとりの意欲を伸ばす環境の推進

・豊富な職業選択と移動手段の利便性向上

・ふるさとを学ぶ教育環境の推進

【考え方】

人口の増減は亀岡の発展に大きく寄与する要因のひとつです。市民の定住や他地域からの転入を目指し、人口の増加を図るためには、ここに住む理由が必要です。まずは市民の個性や学びを支援し、成長を実感する「生きがい」。次に、日々の生活を支える「働きがい」。そして、亀岡を学び、自主的な学びを得る機会が「住みがい」。以上で目指す都市像に繋がると考えます。

その6 ・市民の積極的な参画の安全な街づくり

・既存の亀岡の豊かな自然を守り大切に

・亀岡の歴史の考査と先人の遺徳を学び生活の糧に

【考え方】

自助、協助、公助があるなかで今日的には自助は難しい局面がある。やはり、協助、公助で物事を整理して進めていく。新旧入交りという辞がある。昭和、平成、令和となり、明治、大正がいなくなった今世。年代差も大である。この点の「こなし」「ならし」をうまくやらんと「まとめ」に難儀するのではなかろうか、基本理念は。どの年代からも理解が得られるものとしたい。

その7 ・市民が主体となって街を創る

・郷土愛育む

・魅力アップ

・刺激的な

・発見がたくさん

【考え方】

「亀岡には何もない」という市民感情が多い現在から、市民がプライドを持ち、わくわくするような街創りを進めていくことを理念として含むことが大切であると考えます。

その8 ①コネクト型まちづくりの創成

②自助・共助・公助で築く地域共生社会

【考え方】

①小さな単位の町区で、多世代対応の地域包括支援体制を構築し、その小さな単位同士や市の統括部署が相互に連携し合う、主体的かつ自由度の高い連携体制を築いていくことで、共助の取組の増進、災害にも強い地域づくりができる。また、そのプロセスにおいて、住民のエンパワーメントが図られ、地域力が活性化する（地域力再生）。

②少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズ・地域課題、行政需要の増大、こうした今後予想される状況に、行政だけですべての対応は困難であり、市民・企業・行政の「協働」のもと、市民一人ひとりが「自分のこと」として捉え、お互いに支え合う「顔の見える」地域共生のまちづくりを進めていくことが必要。

その9 **市民参画・協働推進**
スタジアムを核とした賑わいのあるまちづくりの推進
行政の見える化～行財政改革の推進～

【考え方】
(記載なし)

その10 **改革の推進**
安全・安心・助け合い

【考え方】
今までと状況が大きく変わるであろうことを踏まえて、改革の意識を行政の職員のみならず市民も持つことが大切と考えた。

その11 **安心・安全／生涯学習／ノーマライゼーション**

【考え方】
安心・安全…平和で豊かに暮らしたいというのが人間の欲求であるため。
生涯学習…学習というものから生きる喜びや人とのつながりが生まれる。
ノーマライゼーション…子どもから高齢者まで暮らしやすく。

その12 **生涯学習都市としての事業の推進**

【考え方】
(「目指す都市像への提言 その3」と重なりますが) 亀岡市が生涯学習都市宣言をして30年が過ぎました。幼少期から生涯にわたって学び続けることが、世界平和への唯一の道であるという生涯学習の理念を再認識し、市民1人ひとりが生涯学習都市の住人であることを誇りとし、学校教育はもちろんのこと、あらゆる学びの好循環を創るために、行政と市民が一体となった協働のまち作りを推進していきます。

その13 **市民が亀岡の魅力を感じる機会の創出**
(郷土愛がまちの活性化を産み出す)

【考え方】
市民が亀岡を愛することは、まちの活性化を産み出す一番の源です。亀岡の魅力を発信する核としての施設の建設や事業は、亀岡の人口の増加にも影響する喫緊の課題です。あらゆる市民が集い学べる場としての新資料館(博物館)建設を市民と協働で実現させます。特に学校教育の場では、小学校・中学校・高等学校を通して、郷土の歴史・文化について学習する機会があることが、亀岡の未来への希望に繋がります。

その14 **描く都市像を実現するため、広い視野と国内各都市を眺めて、信念と熱意をもって取り組むこと。**

【考え方】
何事も執念と熱意なくしては達成できない。

その15 **働き・暮らし・学び…まると楽しむ**

【考え方】
(記載なし)

その16 —

【考え方】
住民すべて、老若男女を問わず「まちづくり」に、それぞれの立場から、それぞれの想いをひとつにして、慈しむ(弱い立場におかれた者をも大切にすること)ことを念頭に、笑顔を忘れずに参稼・参画する。

(3) 各分科会の提言

市民の視点から、分科会ごとに提案された内容です。

ここでは、それぞれの意見・提案を要約して提示しています。

(その1)

テーマ	安全・安心、健康づくり・福祉分科会（まちづくりの方策）	取組主体
健康づくり	健康づくりの機会をきっかけに、地域のつながりを構築（毎朝の公園でのラジオ体操など）	市民
	各地域で行っている健康づくり活動を市全体へ発信。公園等に誰もが身近に使える健康器具の設置、公費助成も検討	協働
	自治会よりも小さい単位で健康づくりリーダーの養成、リーダー間のネットワークづくり	行政
	事業所（企業）における健康の習慣づくり（朝のラジオ体操等）を促し、高齢期への準備期間の充実	事業者
	非常時には地域力が発揮されることになる。まずは「あいさつ」の輪を広げ、地域コミュニティの強化を図る	市民
障がい者福祉・高齢者福祉・子ども福祉	地域でのコミュニケーションを促進し、住民どうしの見守り活動の強化	市民
	福祉の総合相談窓口を創設し、コーディネーターを配置。各専門分野と連携する仕組みで、ワンストップでの支援	行政
	子どもと保護者を対象に、教育委員会と健康福祉部が連携し、総合的な子育て環境の向上や相談支援等の充実を図る	行政
	民生委員のサポート担当を1～2名つけることにより支援の充実や改選時のスムーズな候補者の確保につなげる	行政
	市の複数ある相談の協議会やネットワーク会議組織のスリム化を図り、重複委員の負担を軽減、費用弁償などの経費軽減を図る	行政
	市民の集いやすいエリアを基準として、身近な場所で健康相談ができたり、世代間交流ができる場の創出。巡回相談、地域での人材確保	行政・協働
	空き家や個人宅を利用した地域住民が集まれる地域サロンを作る	協働
男女共同参画	保育士や介護、看護といった「ケア」に関わる人の処遇を改善することにより、福祉の充実を図る	行政・事業者
	あらゆる場面での男女割合が7:3以上になるように実効性のある計画的、段階的な取組を進める	行政・協働
	あらゆる団体や組織が、女性の活躍を支援し、政策等の立案及び決定の場へ参画できるよう積極的な普及・推進	行政
安全・安心・災害	男女共同参画社会を推進するため、その要である行政の担当部署の充実を図る	行政
	緊急時に対応できるよう、地域の連絡網等を作成しておくなど、有事の際のスムーズな対応方策の充実	協働
	各地域においての避難場所や避難ルートを記したものを作成し、市民に寄り添った視点に立った行政を運営する	行政
	要支援者名簿（個人情報の問題はありますが）を活用し、災害時の要支援者の救助をルール化するなど、有事の際の現場での対応の円滑化	行政・協働
	地域の防災訓練への積極的な参加	市民
	子どもの登下校の安全・安心を確保するためのマニュアルの周知・啓発を継続的に行う	協働
	地域の拠点づくりの推進による、市民一人ひとりの居場所づくり	協働
人材発掘	子どもを地域で見守る体制づくりの推進	協働
	避難所等において、女性の感性・考え方が理解されるような仕組みを作り、物資面だけでなく、心理的な支援も行う。「女性相談アドバイザー」を養成・配置	行政
	同じ人がいくつもの団体に掛け持ちして活動しなくてもいいよう、様々な人脈を活用して人材発掘を行う	協働
ボランティア	各地域における各種団体の交流を定期的に行い、様々な方面から事業の周知を行う	市民
	様々な組織で高齢化が進んでいるため、自治会、老人会等の役員任期を設け、役員の過度な負担を軽減。女性登用含む人材発掘	市民
	幅広い年齢層がボランティア活動に携われるよう、機運を醸成するため、活動に工夫を凝らす	協働
	無償ボランティアだけでなく、有償ボランティアの拡充のしくみを確立し、また、女性や高齢者が多い状況を改善するよう工夫する	協働
	行政による財政支援を行い、ボランティア活動を活性化	行政
情報	ボランティアに関する相談窓口を設置するとともに、一般市民が円滑にボランティアに取り組めるよう支援・推進	行政
	病院、市役所や買い物等に向かう際に、自身では移動できない方への送迎車の運用	協働
情報	広報紙の文字サイズを大きくするなど、受け手側の視点に立ったわかりやすい広報活動の推進	行政

(その2)

テーマ	生涯学習・教育分科会（まちづくりの方策）	取組主体
生涯学習、芸術	自然、歴史、文化、風俗、音楽、絵画を楽しむ、学べるような施設の整備	協働
	芸術家と市民の交流の場を創出するなど生涯学習都市であることを前面に打ち出すことによるシビックプライドの醸成	協働
	学術研究都市や首都圏など、他市町村との連携を図るとともに、サテライトオフィスの設置の検討	行政
	乳児から高齢者のそれぞれのライフステージに応じて、生涯学習を再定義し、ライフステージごとの取組の推進	協働
	生涯学習の学びの好循環(学びをつなげていく)の視点で、事業を実施していく	協働
	新資料館(博物館)建設の早期実現	協働
	総合型地域スポーツクラブの推進などスポーツを楽しむことができる仕組みの推進	協働
	趣味のサークルが組織しやすい仕組みづくりと、その受け皿となる公民館・自治会館の利用対象を広げ、利用者同士の交流活性化	協働
	文化資料館独自のホームページを開設し、持続可能な情報発信の推進	行政
地域・家庭	就学前の子供を持つ親を対象とした交流できる地域のコミュニティづくり	協働
	就学前の学習意欲の格差をつくらないう、親に対し就学前教育の大切さの周知	行政
	各地域における児童館の充実	行政
	放課後における子どもの居場所の確保	協働
	自然を活かした公園などをつくったり、今ある公園を充実させるなど、人が集える場所の創出	協働
	市内各所にスポットを整備し、歩いて学べるような仕組みの構築	協働
	子どもが亀岡への愛着を育むことができるよう地域教育の充実を図り、市を支える市民の育成	協働
	図書館の利用ルールを変更し、学習・勉強の場として利用できるよう利便性の向上	行政
	食育の推進・普及	協働
学校教育	障がいのある児童生徒や外国人児童生徒のために、支援の充実を図る	協働
	それぞれの子どもにあったカリキュラムを市民の手で構築するなど、子どもたち一人一人を大切に教育の充実	協働
	学校におけるノーマライゼーションの推進	行政
	ふるさと教育に留まらず、実践学習として外での体験活動の活発化	行政
	学校の空き教室を有効利用すべく地域に開放し、地域における生涯学習の拠点や自習スペースとしての整備の推進	協働
	校外授業を増やし、住んでいる地域の外の亀岡にふれる学習の推進	行政
	施設面の整備と教育内容面の充実を意識した各学校における適切な均衡が図られた教育行政の推進	行政
	小学校のみではなく、中学、高校でも亀岡について学ぶ機会の創出。そのひとつとして新資料館(博物館)の早期実現	行政
	学校内への図書館の分館設置による学習機会の充実	行政
	フリースクールなど、子どもの多様な学びを支援するシステムの充実	協働
社会教育	多様な性的指向や性自認の子どもたちに対する適切な支援の充実	協働
	在住外国人に対して、日本語習得支援を行う	行政
	情報発信を地域のケーブルテレビで行う	行政
	情報センターや学習センターとして図書館を位置付け、学習スペースの拡充や新刊の増加、開館時間の延長	行政
	図書館やギャラリーの既存の施設について、発信力強化のための整備、若者のニーズに沿った活用方策の推進	行政
	地球環境子ども村活動の充実・推進	行政
	亀岡市の歴史遺産の活用方策の検討、情報発信の推進	協働
	ギャラリーの改装・増築を行うとともに、立体駐車場等の設置に向けた用地所得の検討	行政

(その3)

テーマ	生活環境、産業分科会（まちづくりの方策）	取組主体
移動手段・共有	高齢者の免許の返納した後の移動手段のイメージの明確化。移動の充実に伴い交流機会も増え、生活の質の向上につながる情報発信	行政
	観光に訪れる人が市内の移動をも楽しめるような環境の充実	協働
	店舗や空き家、自動車といった資源の共有化を図り、レンタルなどシェアの視点に寛容になるような意識の醸成	協働
	高齢者のためにふるさとバスの目的の明確化とともに、コミュニティバスとの棲み分け、充実。NPOや民間事業者による移送システムの充実	協働
	農業従事者が出荷の際、他の従事者と相乗りし、出荷ができるような仕組みづくり	事業者
ゴミ・空き家問題	問題化する空き家やごみ屋敷の解決に向けた取組の推進	協働
	空き家について、市民からの情報提供がしやすくなる仕組みづくり	協働
	ゴミ捨ての際のモラル低下が伺えることから、意識啓発を行う	協働
	有料ゴミ袋の値上げにより、ごみ意識の向上を図る	行政
	マイボトル、プラスチックゼロへ向け、市民だけでなく、企業に支援を行う	行政
	農村に点在する空き家を交流の場所として利活用する	協働
	空き家とアート空間として利活用する	協働
	環境先進都市推進を構築する中で、市民の一斉清掃を実施するなど、循環型社会に資する社会にする	協働
ティン・パク集約化シ	各駅前に店舗の集約化や自治機能の向上を図るなど、コンパクトシティ化に向けた取り組み推進	協働
	生活に必要なすべての施設がまかなえるよう、駅を中心としたまちづくりの推進	協働
	駅周辺に病院やレジャー施設・憩いの場を設置し、利便性の向上を図る	協働
	マイナンバーサービスの推進を背景としながら、キャッシュレス決済サービスの活用に対して、行政職員の理解促進と共にMaaSへの活用を検討	行政
先端産業	排水やにおいに対する対策を講じる一方、においの活用に向けた技術開発を京都先端科学大学との協働で推進	協働
	排水や汚物の無臭化と共に、農業への利活用の推進	協働
	亀岡の豊かな水とそれを支える土壌（堆積層）の利活用方策の研究・検討	協働
	京都先端科学大学との連携を図り、亀岡独自の産業の開発・推進	協働
	医、工、産、農、森などあらゆる分野における、ビッグデータの活用方策の検討	協働
企業・個人事業	産業活性化のために企業誘致を推進	協働
	大企業にこだわらずに本社機能の誘致を図り、活性化を推進	行政
	産業間の交流・集積を図る	協働
	企業による講座を開催し、専門知識の付与を図る	協働
	ターゲットを絞った集客を図るために、昭和を感じる店づくりの推進	事業者
	空家の店舗家賃を抑えながらチャレンジショップとして活用を図り、商業活動の活性化を推進	協働
	情報発信を充実させ、事業挑戦者がチャレンジしやすく、成功・失敗事例が共有できる環境づくり	市民
農林業・商工業	世界展開を視野に入れた農産物を生産する	事業者
	農家が安定した収入が得られる職業になるよう取組を推進	事業者
	スタジアム横の農地を活用し、休日農園、チャレンジ農園の整備	事業者
	亀岡産木材を活用し、木に触れ合うことができるウッドスタート事業の実施、及び一定の年齢に置ける記念品の配布	行政
	亀岡牛を技術革新と掛け合わせるにより、研究開発を行う	事業者
	亀岡牛の世界的展開を見据え、牛小屋の最適な環境構築、その技術の販売	事業者
	亀岡の生産物をアピールするなど、農業・畜産分野の更なるブランド化の推進	協働
	空き家等の有効活用として生活用品ポスの集約化・設置を推進し、再配達などのロスを防ぐ	事業者

(その4)

テーマ	生活環境、産業分科会（まちづくりの方策）	取組主体
観光	都会から亀岡に来てもらえるよう、情報発信の充実と共に、回遊の仕組みづくりを行う	協働
	京都との相対化により亀岡観光の印象付けを行い「走る」「歩く」の視点から展開する	協働
	亀岡の自然景観の見どころをつないだ市民参加のプロモーションビデオ制作し、情報発信を行う	協働
	亀岡の農業や工業を体験できるような仕組みの構築	協働
	宿泊施設の創意工夫を図り、滞在客の増加を図る	事業者
	亀岡ならではの自然が満喫できるようなレジャー・文化施設の充実	事業者
	オール亀岡花火大会観覧スポットの整備をするとともに、スタジアムや市内観光レジャーを位置づける	協働

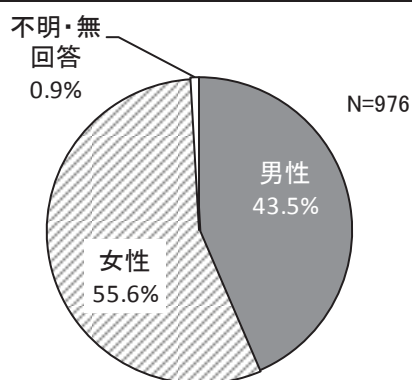
2-3 亀岡市まちづくりアンケート結果概要

調査対象	18歳以上の市内居住者のうち住民基本台帳より3,000件を無作為抽出
調査期間・方法	令和元年7月11日（木）～7月31日（水） 郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数976件（有効回収率 32.5%）

1 回答者について

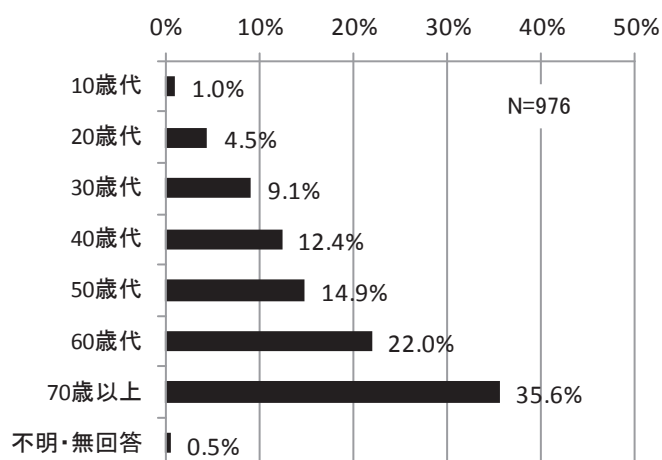
●性別〈単数回答〉

◎「男性」が43.5%、「女性」が55.5%



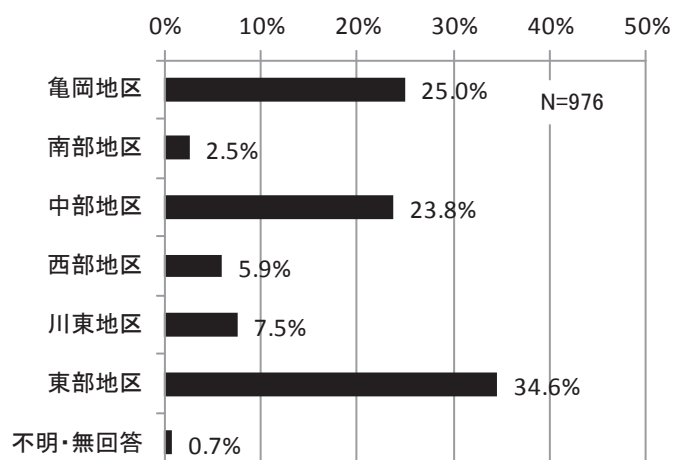
●年代〈単数回答〉

◎「70歳以上」が35.6%、「60歳代」が22.0%で合計が6割近くを占める



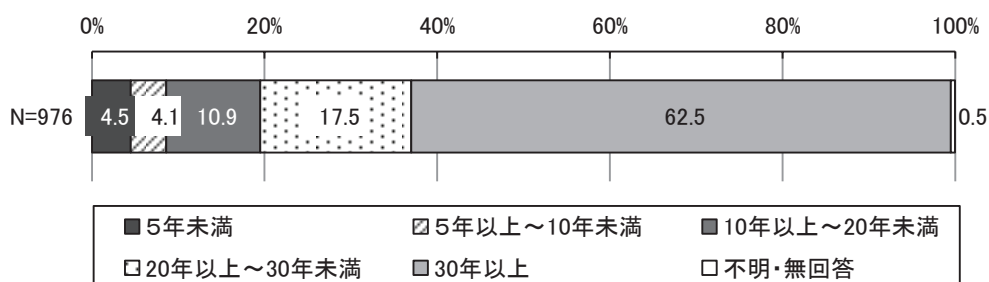
●居住地域〈単数回答〉

◎「東部地区」が34.6%、次いで「亀岡地区」25.0%、「中部地区」23.8%



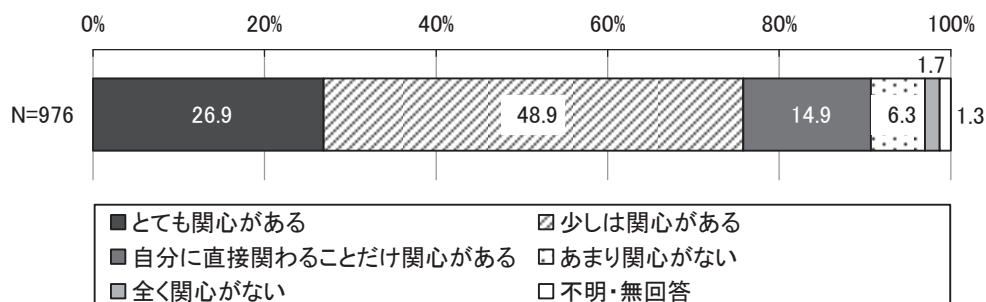
●居住年数〈単数回答〉

◎「30年以上」が62.5%、次いで「20年以上～30年未満」が17.5%



●まちづくりの計画や取組への関心〈単数回答〉

◎「少しは関心がある」が48.9%、次いで「とても関心がある」が26.9%

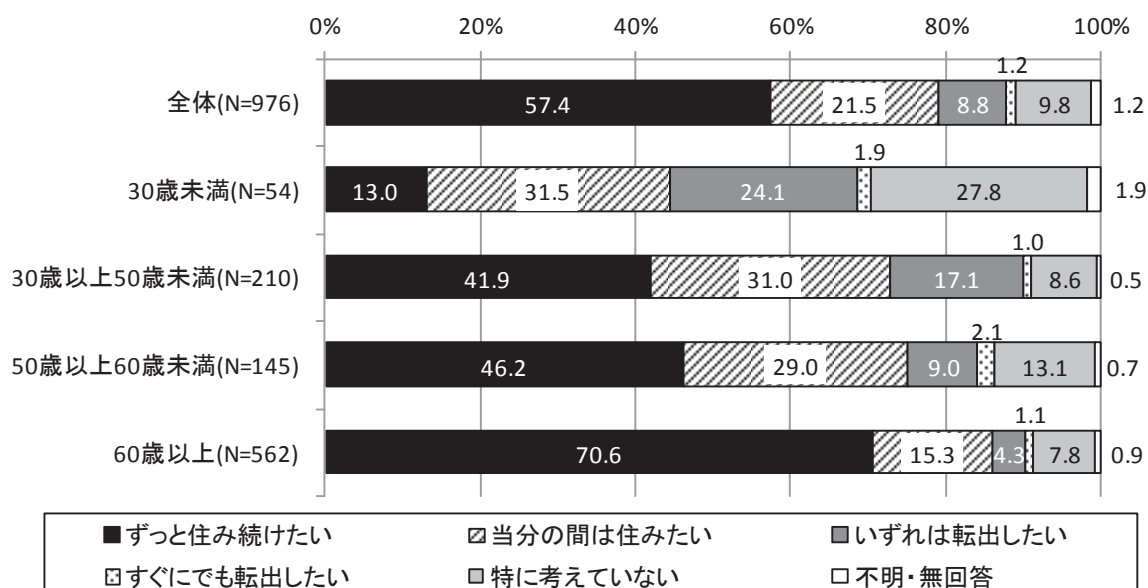


2 住みごこちや、まちづくりの取組について

●亀岡市での定住意向〈単数回答〉

◎「ずっと住み続けたい」が57.4%、次いで「当分の間は住みたい」が21.5%

◎年代別にみると、定住意向は年齢が上がるにつれて概ね高くなっている



●亀岡市に定住したい理由〈1位から3位まで回答〉

◎住み続けたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=976）

まわりの自然環境や住環境が良いから	475 件
まちに住んで愛着を感じているから	335 件
住宅の都合（住宅を購入した、家賃が手ごろ）	323 件

●住み替えたい理由〈1位から3位まで回答〉

◎住み替えたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=98）

通勤・通学や買い物などに不便だから	57 件
医療や福祉、公共サービスなどの条件が不十分だから	44 件
まちに愛着を持ってないから	34 件

●まちの住みごこちやまちづくりについての満足度・重要度〈単数回答〉

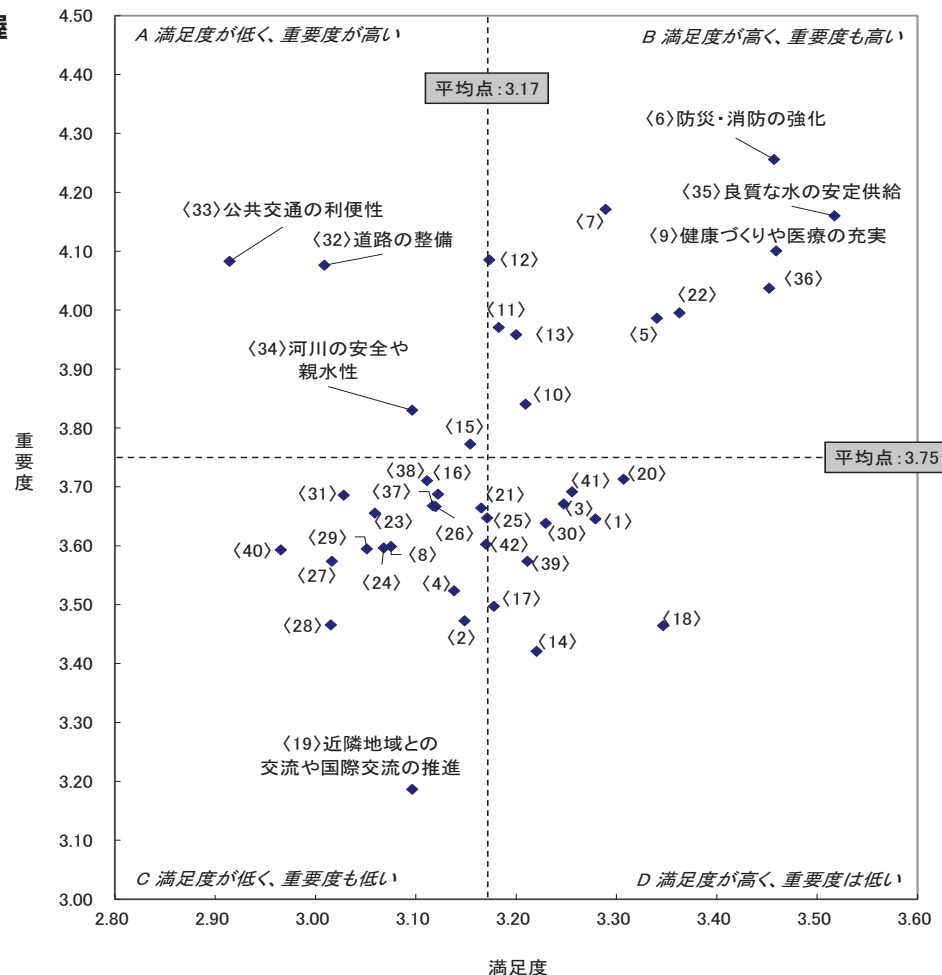
◎満足度が高いのは【防災・消防の強化】（44.3%）、【良質な水の安定供給】（43.1%）、【健康づくりや医療の充実】（42.9%）

◎満足度が低いのは【商業の振興】（10.7%）、【行政運営】（12.7%）、【林業の振興】（13.4%）

◎不満が強いのは【公共交通（鉄道、バス等）の利便性】（29.5%）、【道路の整備】（25.6%）、【交通安全・防犯の強化】【良好な景観の保全や形成】【高齢者福祉】（いずれも 14.7%）

◎不満が弱いのは【人権の尊重、平和の推進】（5.1%）、【生涯スポーツの推進】（5.5%）、【良質な水の安定供給】（6.5%）

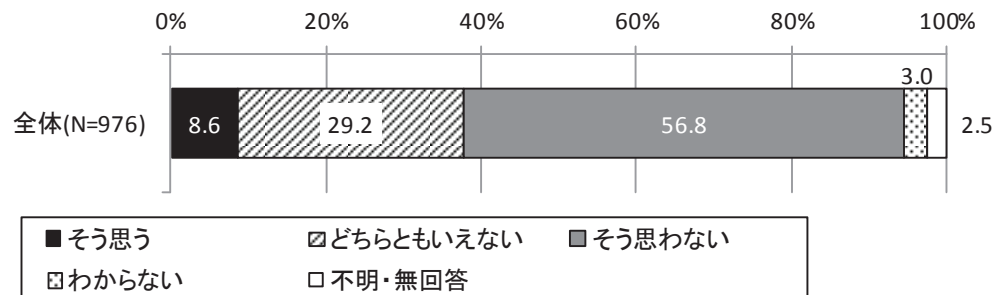
▶散布図による把握



3 男女共同参画について

● 固定的な性別役割分担意識について〈単数回答〉

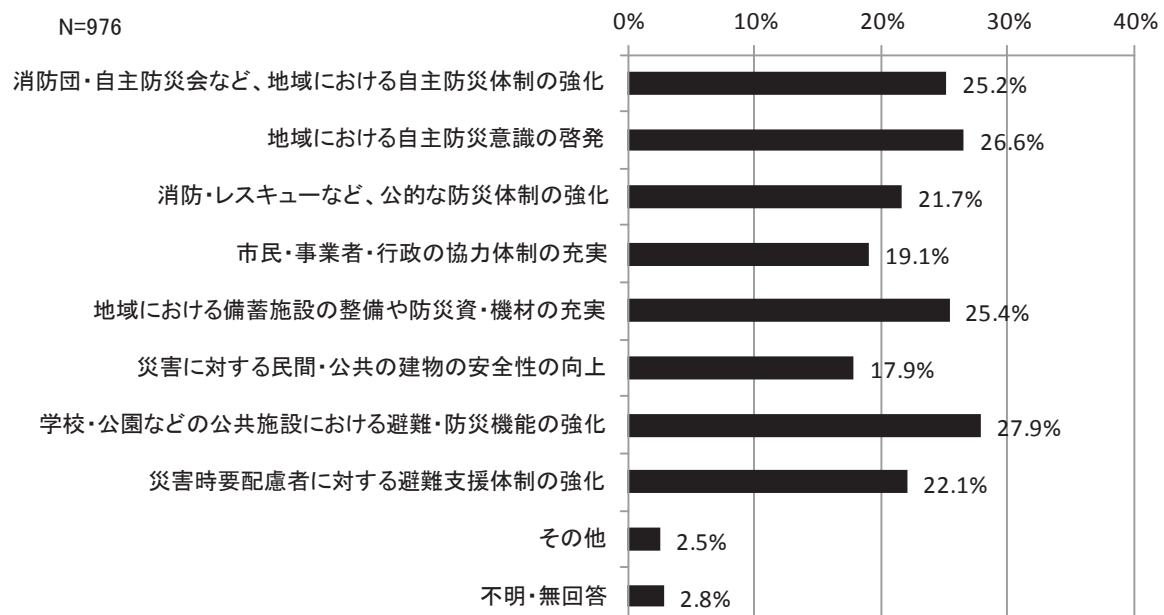
◎ 固定的な性別役割分担意識は、「そう思わない」が56.8%で最も高い



4 防災・減災対策について

● 減災において、特に大切な取組〈複数回答〉

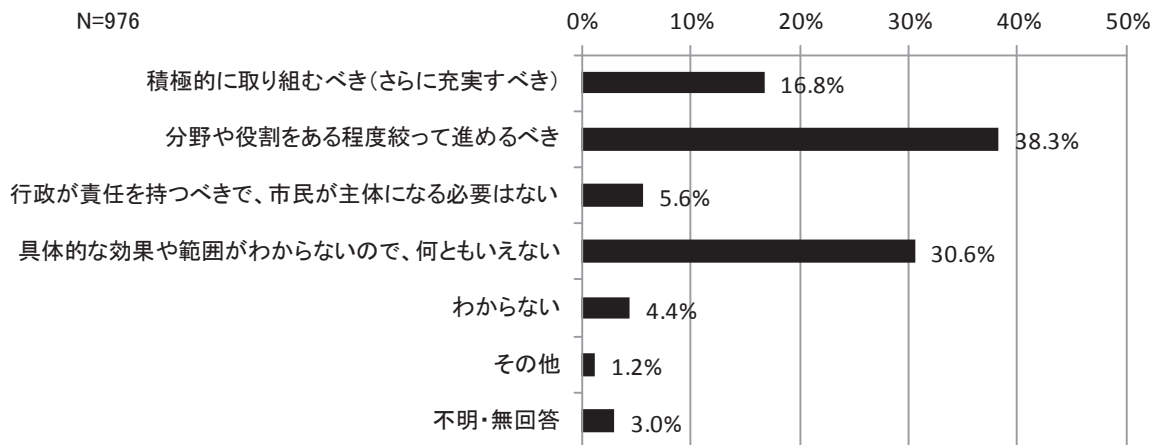
◎ 「学校・公園などの公共施設における避難・防災機能の強化」27.9%、以下「地域における自主防災意識の啓発」26.6%、「地域における備蓄施設の整備や防災資・機材の充実」25.4%



5 地域活動（コミュニティ活動）について

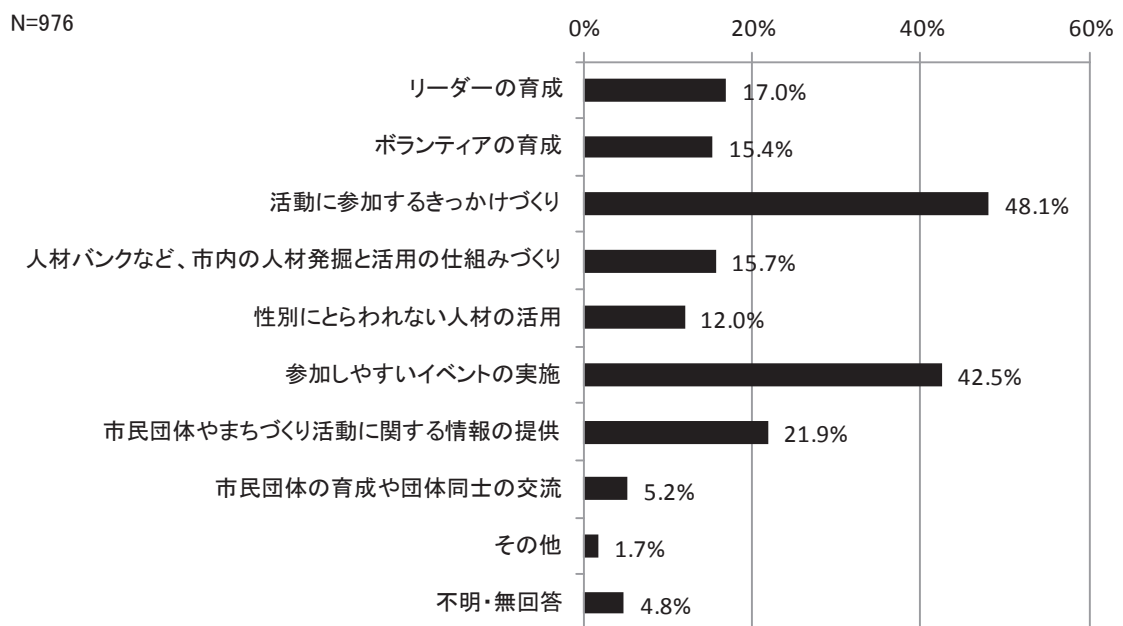
●市民が主体となったまちづくり活動〈単数回答〉

◎「分野や役割をある程度絞って進めるべき」が38.3%、次いで「具体的な効果や範囲がわからないので、何ともいえない」が30.6%



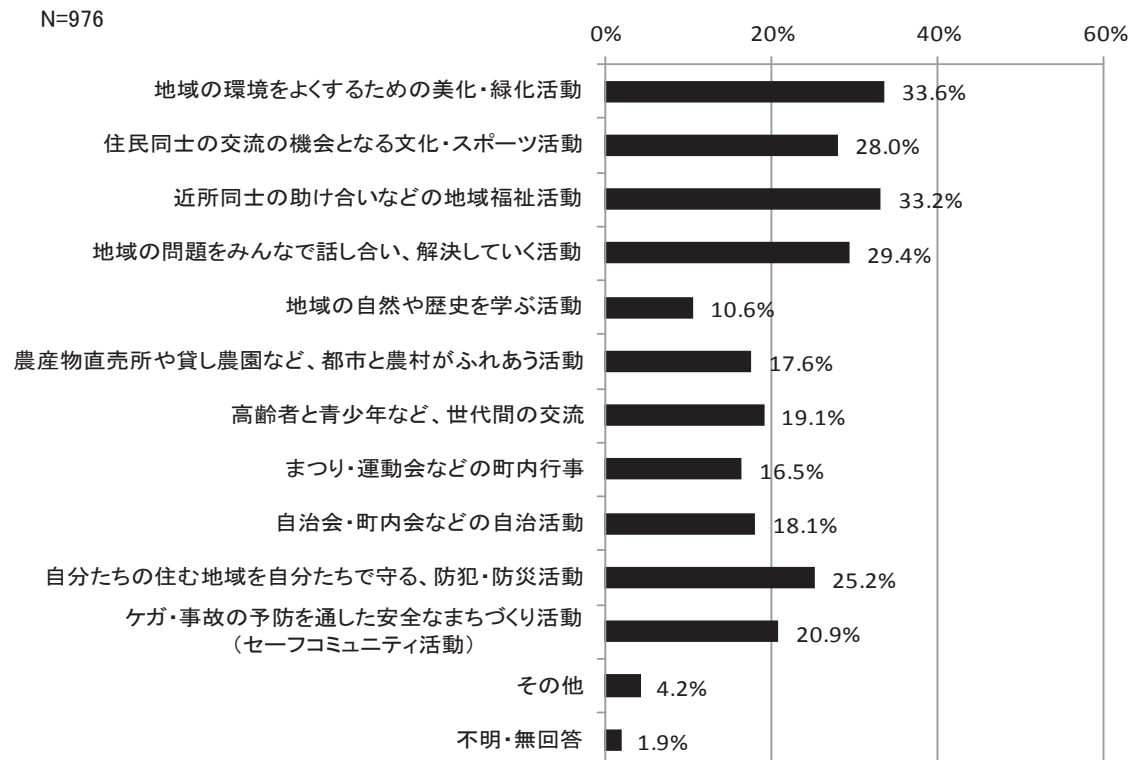
●NPO活動やコミュニティ活動を活性化していくために、効果的な取組や仕組み〈複数回答〉

◎「分野や役割をある程度絞って進めるべき」が38.3%、次いで「具体的な効果や範囲がわからないので、何ともいえない」が30.6%



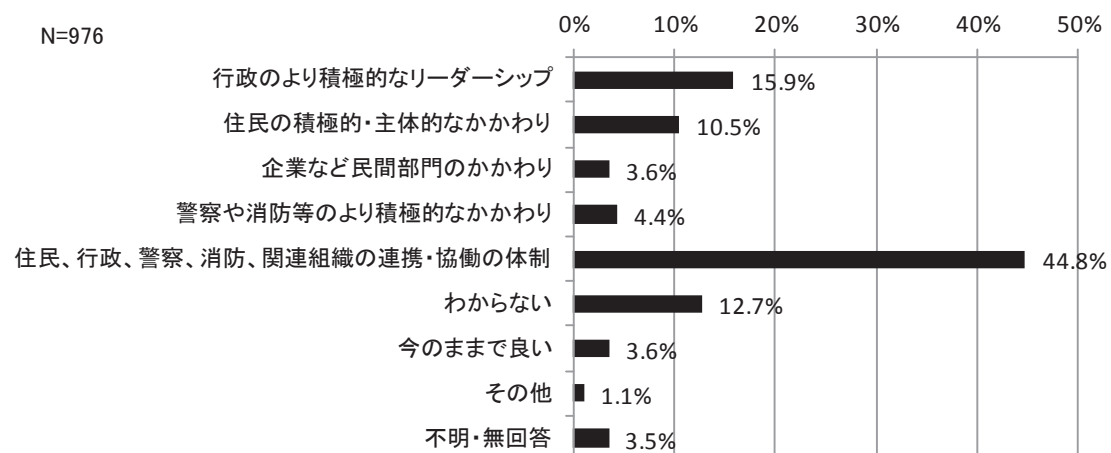
● 現在お住まいの地域でコミュニティ活動を活発にしていくために、効果的な取組〈複数回答〉

◎「近所同士の助け合いなどの地域福祉活動」が35.7%、次いで「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」31.0%、「自分たちの住む地域を自分たちで守る、防犯・防災活動」26.2%



● 「セーフコミュニティ認証市」として、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていく上で、最も重要なこと〈単数回答〉

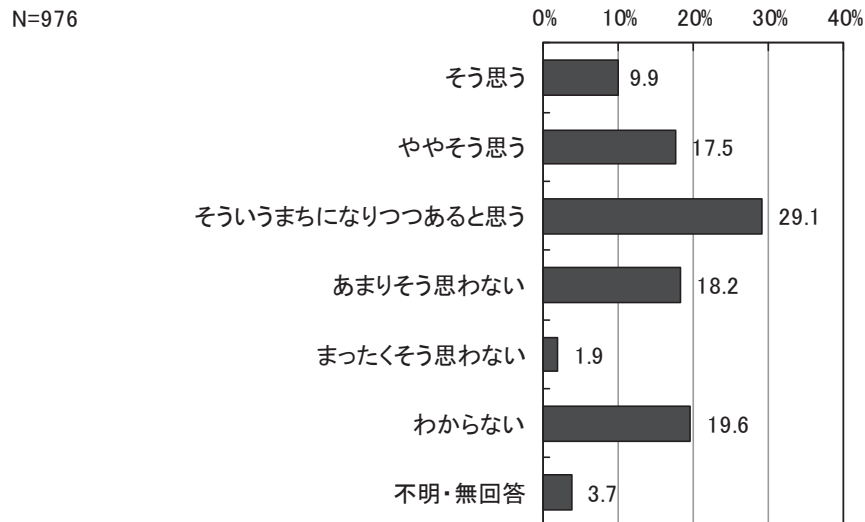
◎「住民、行政、警察、消防、関連組織の連携・協働の体制」が44.8%、次いで「行政のより積極的なリーダーシップ」15.9%、「わからない」が12.7%



6 子育て支援、高齢者福祉、障がいのある人の支援について

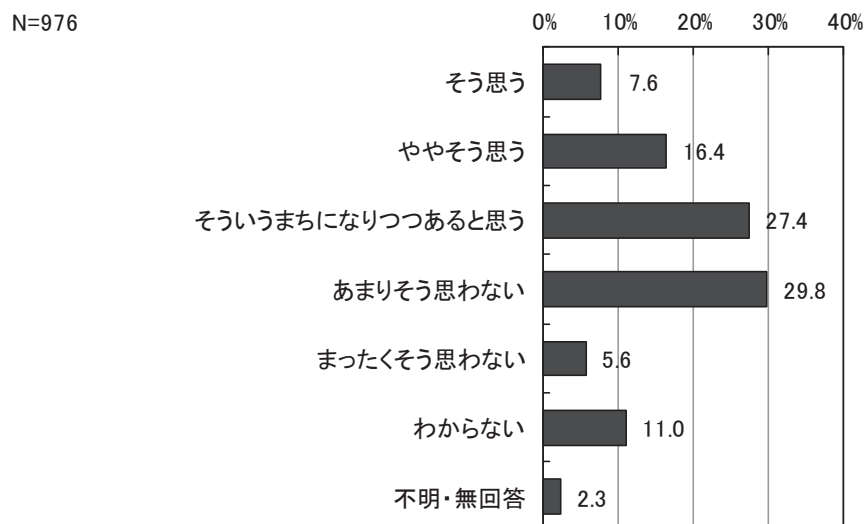
● 亀岡市は、子どもを生み育てやすいまちであると思うか〈単数回答〉

◎「そういうまちになりつつあると思う」29.1%、次いで「わからない」が19.6%



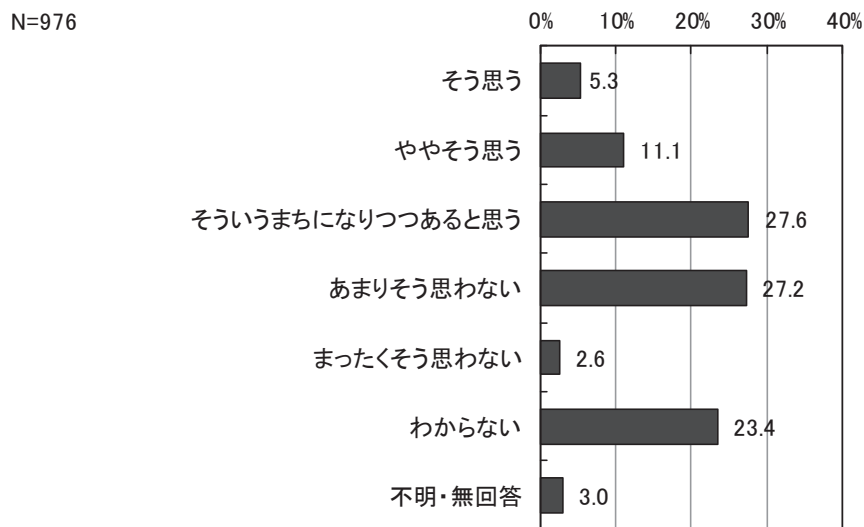
● 亀岡市は、高齢者が住みやすいまちであると思うか〈単数回答〉

◎「あまりそう思わない」29.8%、次いで「そういうまちになりつつあると思う」27.4%



● 亀岡市は、障がいのある人が住みやすいまちであると思うか〈単数回答〉

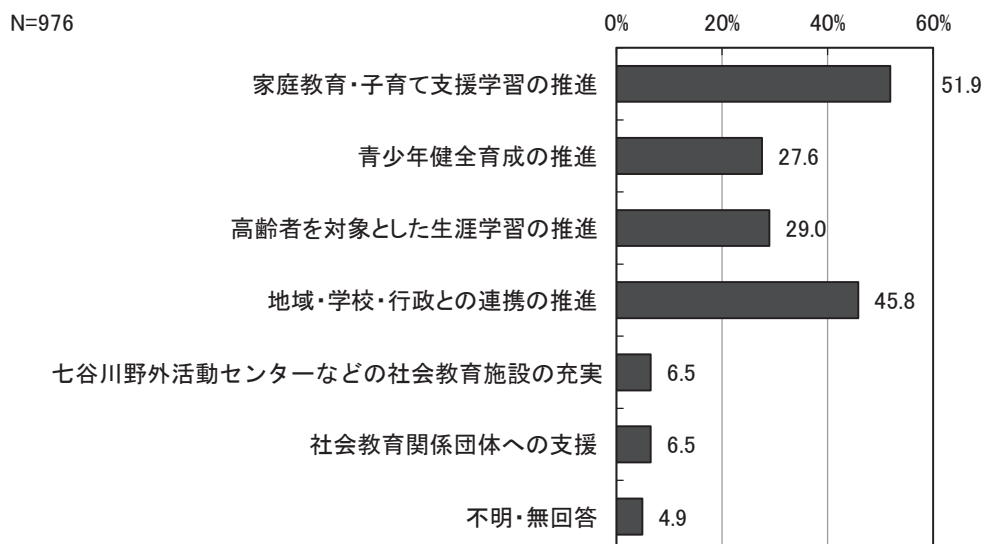
◎「そういうまちになりつつあると思う」27.6%、次いで「あまりそう思わない」27.2%



7 社会教育について

● 亀岡市の社会教育について今後大切な取組〈複数回答〉

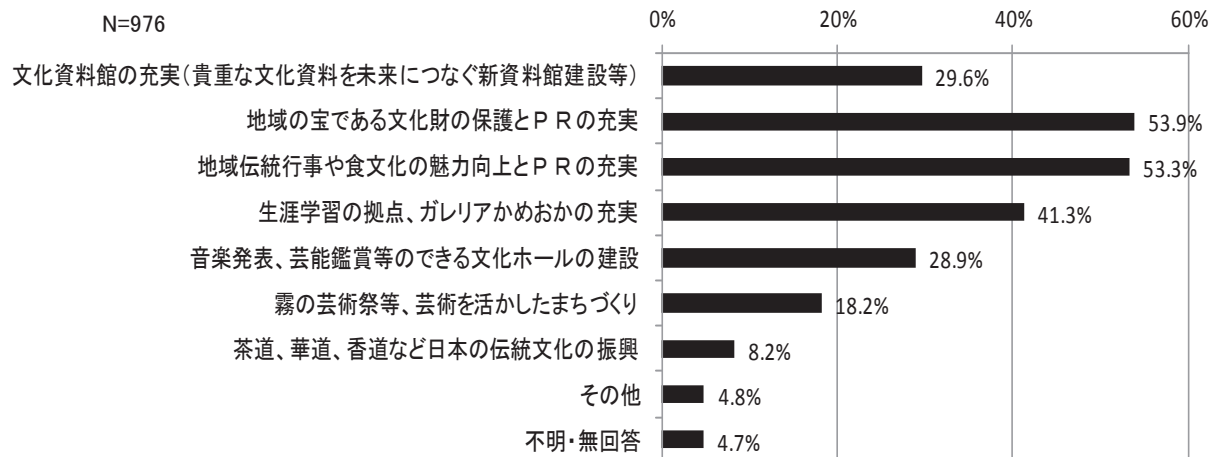
◎「家庭教育・子育て支援学習の推進」51.9%、次いで「地域・学校・行政との連携の推進」45.8%



8 文化政策について

● 将来、亀岡市の文化的な魅力を高めていくため、特に力を入れていくべき取組〈複数回答〉

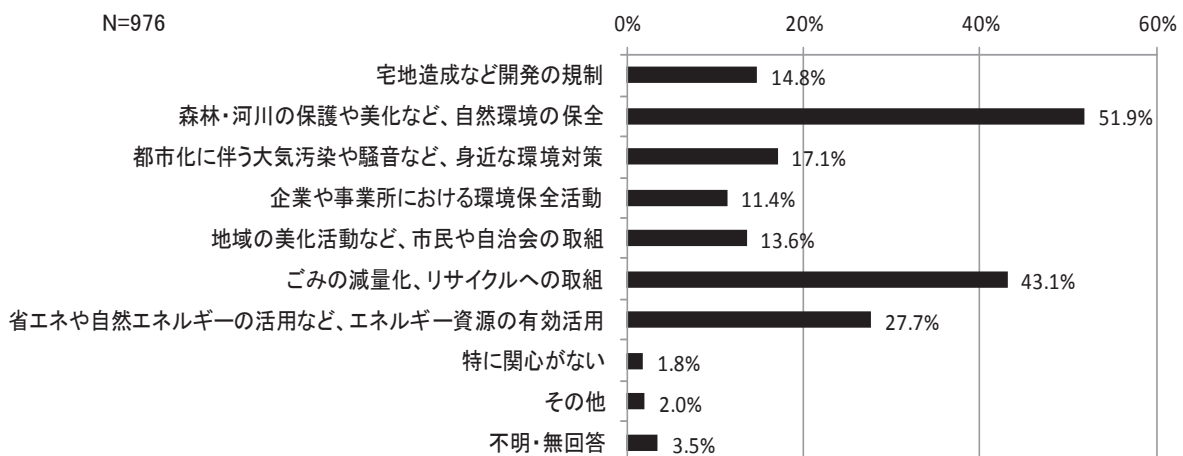
◎「地域の宝である文化財の保護とPRの充実」53.9%、次いで「地域伝統行事や食文化の魅力向上とPRの充実」53.3%、「生涯学習の拠点、ギャラリーかめおかの充実」41.3%



9 環境について

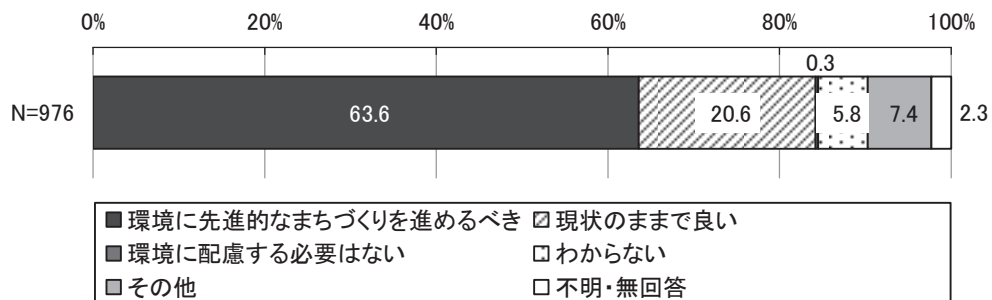
● 環境問題に対して、特に大切な取組〈複数回答〉〈複数回答〉

◎「森林・河川の保護や美化など、自然環境の保全」51.9%、次に「ごみの減量化、リサイクルへの取組」43.1%、「省エネや自然エネルギーの活用など、エネルギー資源の有効活用」27.7%



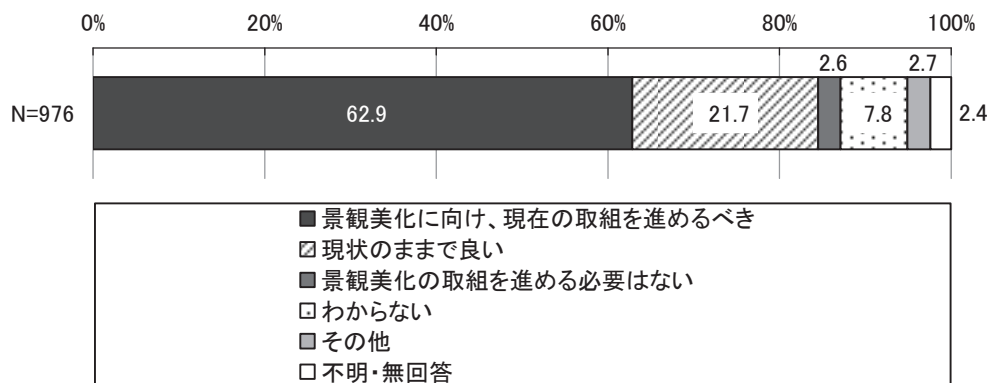
●『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」63.6%、次いで「現状のままで良い」20.6%



●花と緑による快適で潤いのある美しい景観づくり〈単数回答〉

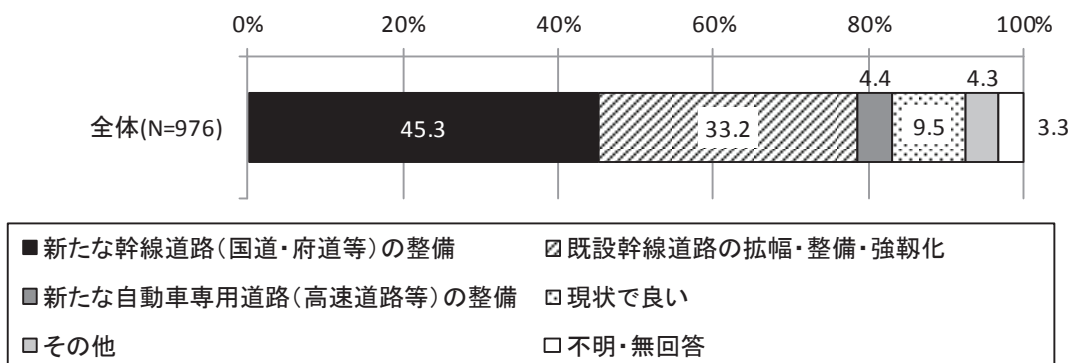
◎「景観美化に向け、現在の取組を進めるべき」62.9%、次いで「現状のままで良い」21.7%



10 交通網について

●最も整備を優先すべき道路交通網〈単数回答〉

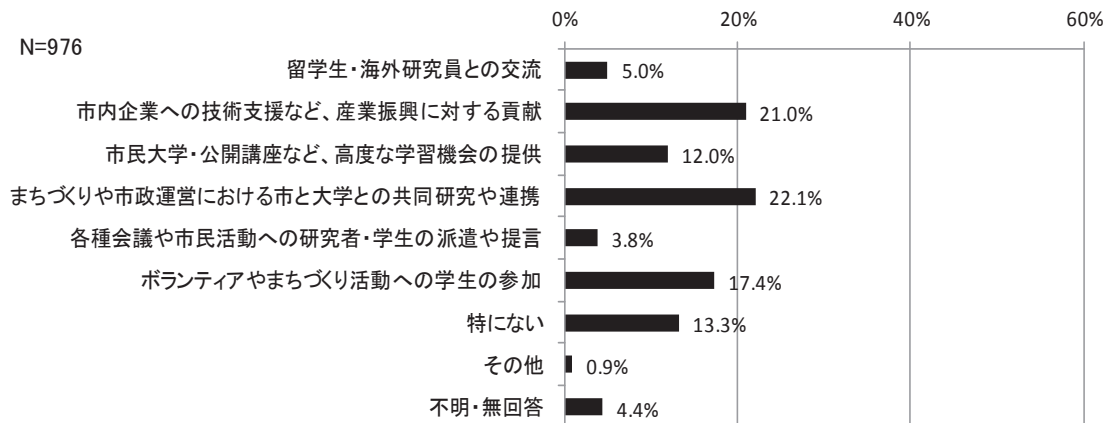
◎「新たな幹線道路（国道・府道等）の整備」45.3%、次いで「既設幹線道路の拡幅・整備・強靱化」33.2%



11 大学との連携について

●大学との連携に期待すること〈単数回答〉

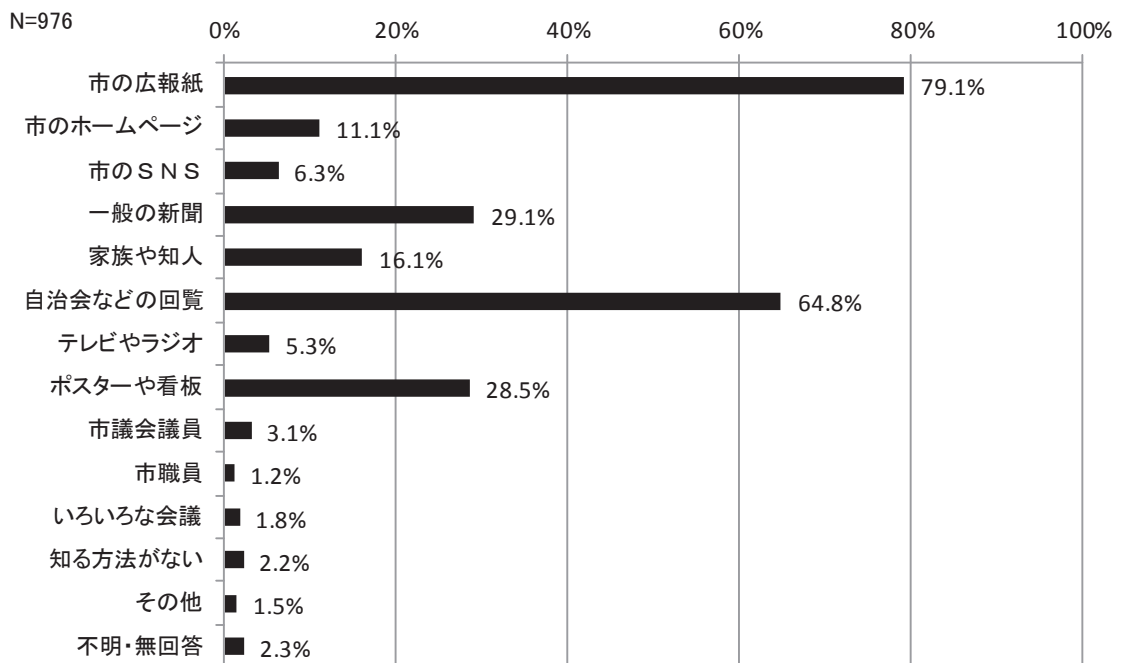
◎「まちづくりや市政運営における市と大学の共同研究や連携」22.1%、次いで「市内企業への技術支援など、産業振興に対する貢献」21.0%、「ボランティアやまちづくり活動への学生の参加」17.4%



12 行政との関わりについて

●市政に関する情報や市が実施するイベント情報の入手手段〈複数回答〉

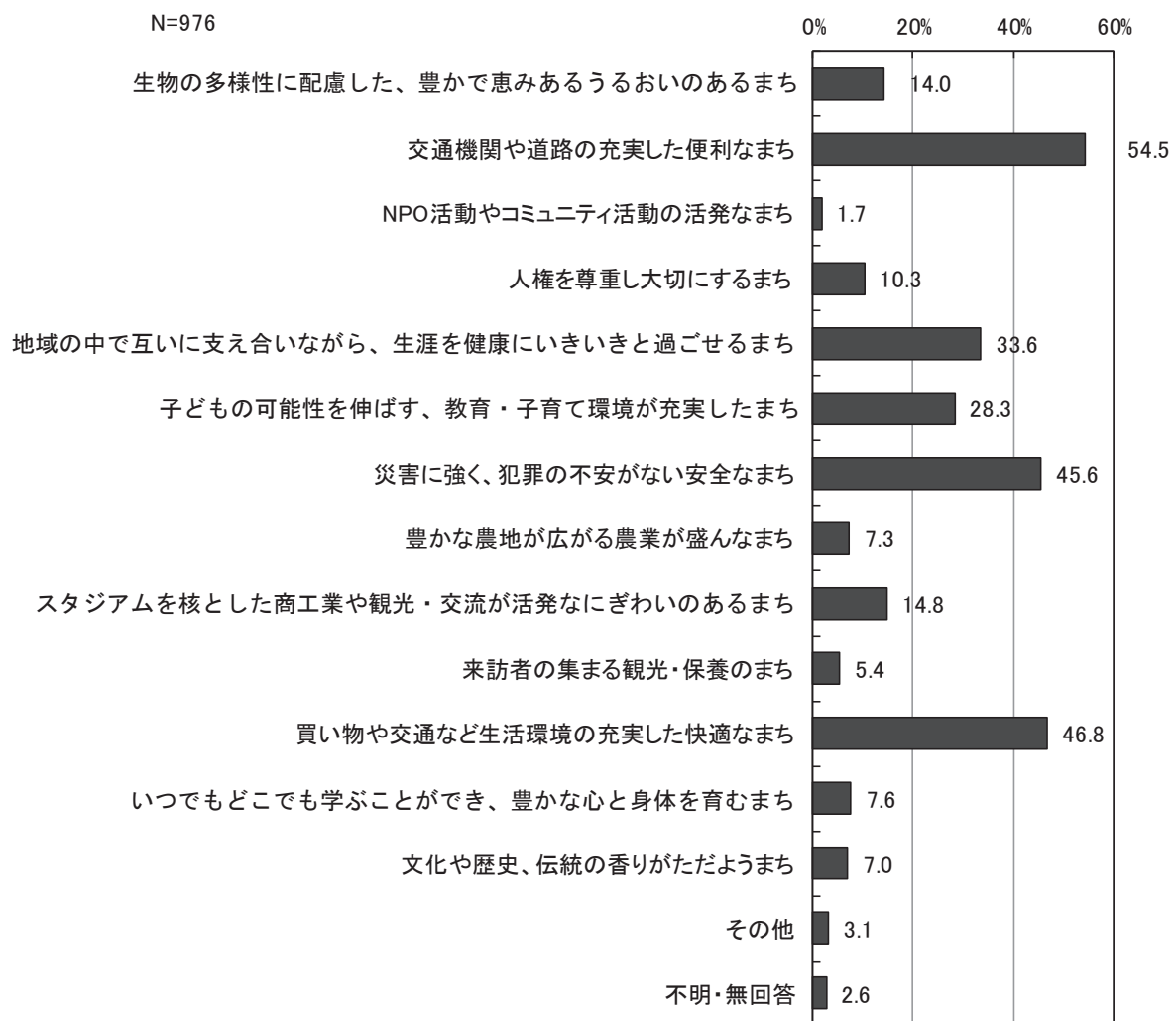
◎「市の広報紙」79.1%、次いで「自治会などの回覧」64.8%、「一般の新聞」29.1%



13 まちの将来について

●2030 年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいとお考えですか〈複数回答〉

- ◎「交通機関や道路の充実した便利なまち」54.5%、次いで「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」46.8%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」45.6%
- ◎年代別にみると、【30 歳未満】では「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」が最も高く、【30 歳以上 50 歳未満】では「子どもの可能性を伸ばす、教育・子育て環境が充実したまち」が他の年代より 20 ポイント以上高い



◎各年代の上位 3 位までの都市像

	第 1 位	第 2 位	第 3 位
30 歳未満	買い物や交通	交通機関や道路	災害に強く
30 歳以上 50 歳未満	交通機関や道路	買い物や交通	子ども／災害に強く
50 歳以上 60 歳未満	交通機関や道路	買い物や交通	災害に強く
60 歳以上	交通機関や道路	災害に強く	買い物や交通

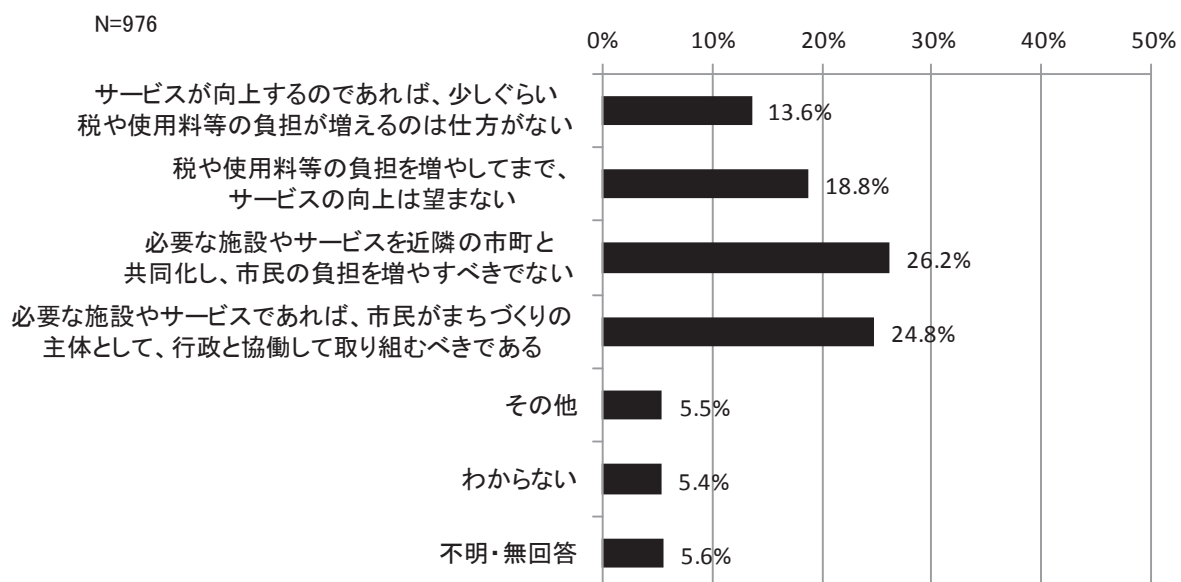
● 亀岡市の将来都市像をひとことで表現する良いキャッチフレーズ〈自由記述〉

◎回答を得た 275 件のうち、「主に人がテーマのもの」「複合的なテーマのもの」がそれぞれ 55 件、「主に自然や生活環境がテーマのもの」48 件

主に人がテーマのもの	55 件
複合的なテーマのもの	55 件
主に自然や生活環境がテーマのもの	48 件
主に安心ややすらぎがテーマのもの	40 件
主に発展や成長がテーマのもの	11 件
主に歴史・文化がテーマのもの	5 件
その他	61 件
計	275 件

● 今後、新たな都市基盤の整備や市民福祉の向上を図るために市民の負担が増えることについて〈単数回答〉

◎「必要な施設やサービスを近隣の市町と共同化し、市民の負担を増やすべきでない」26.2%、次いで「必要な施設やサービスであれば、市民がまちづくりの主体として行政と協働して取り組むべきである」24.8%



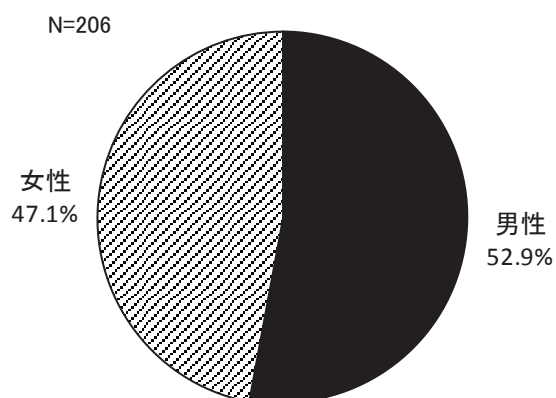
2-4 亀岡市まちづくり WEB アンケート結果概要

調査対象	市内在住の WEB アンケート調査登録者
調査期間・方法	令和元年 8 月 8 日（木）～8 月 11 日（日） インターネットリサーチ
回収結果	有効回収数 206 件

1 回答者について

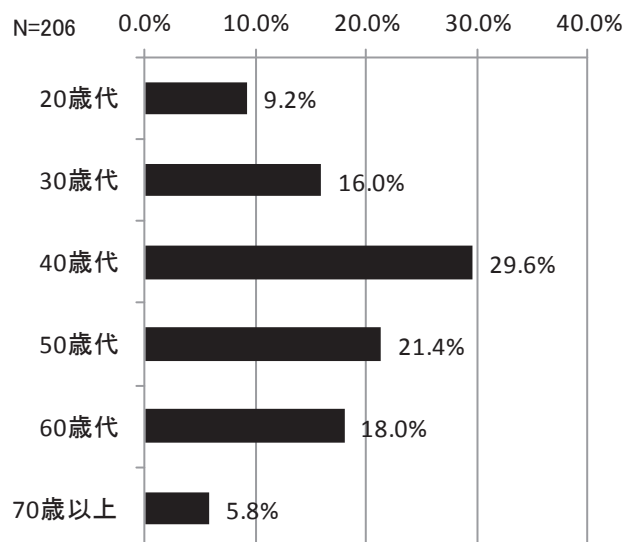
●性別〈単数回答〉

◎「男性」52.9%、「女性」47.1%



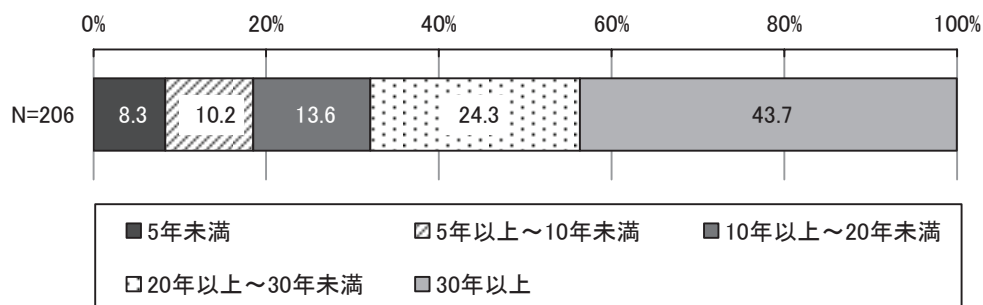
●年代〈単数回答〉

◎「40 歳代」29.6%、次いで「50 歳代」21.4%



●居住年数〈単数回答〉

◎「30 年以上」43.7%、次いで「20 年以上～30 年未満」24.3%

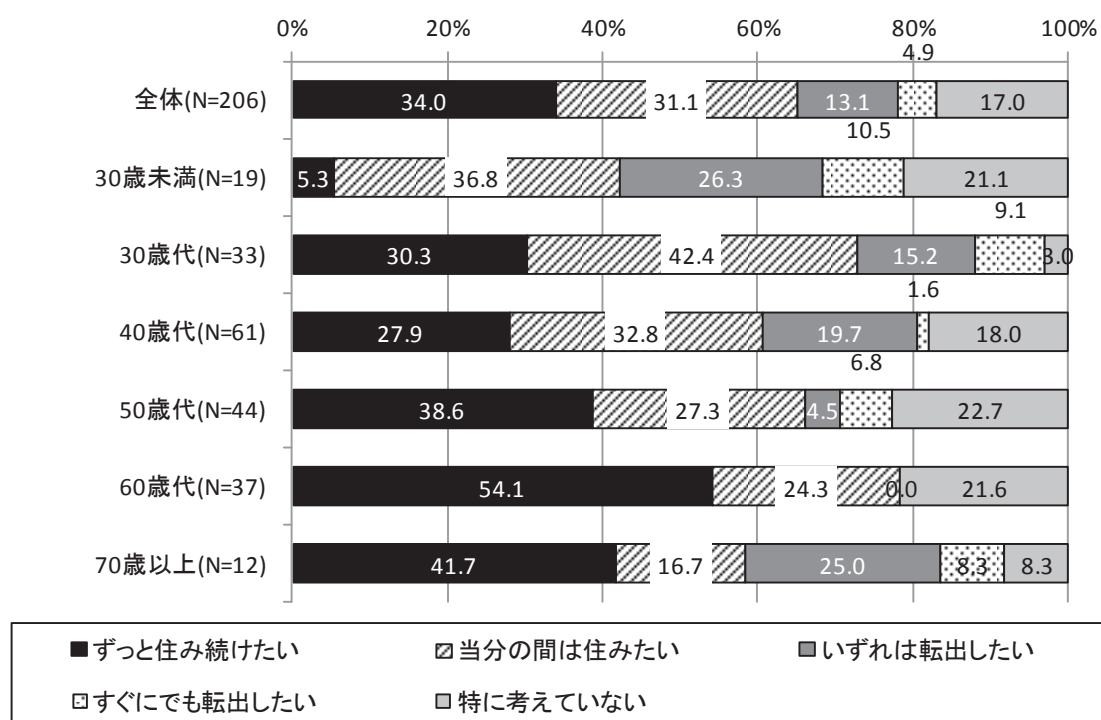


2 住みごこちや、まちづくりの取組について

● 亀岡市での定住意向〈単数回答〉

◎「ずっと住み続けたい」34.0%、次いで「当分の間は住みたい」31.1%

◎年代別にみると、【30歳未満】で「ずっと住み続けたい」が低くなっている



● 亀岡市に定住したい理由〈1位から3位まで回答〉

◎住み続けたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=134）

まわりの自然環境や住環境が良いから	82 件
住宅の都合（住宅を購入した、家賃が手ごろ）	58 件
親・子や親類・知人が近くに住んでいるから	43 件

● 住み替えたい理由〈1位から3位まで回答〉

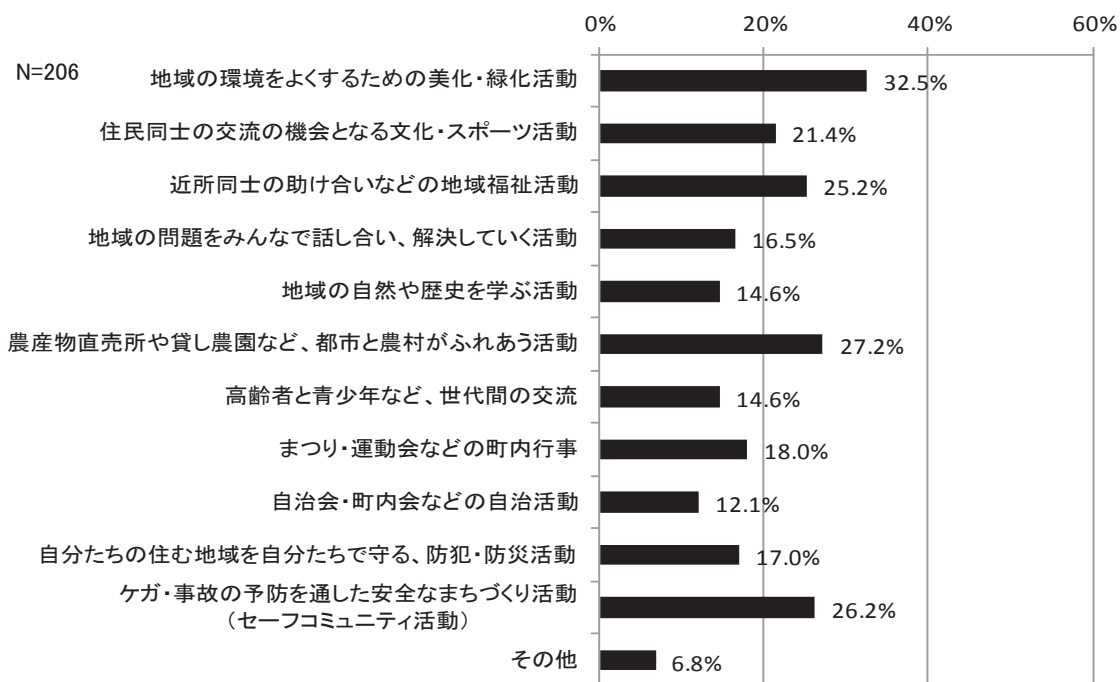
◎住み替えたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=37）

通勤・通学や買い物などに不便だから	24 件
まわりの自然環境や住環境に不満があるから	14 件
まちに愛着を持ってないから	11 件

3 地域活動（コミュニティ活動）について

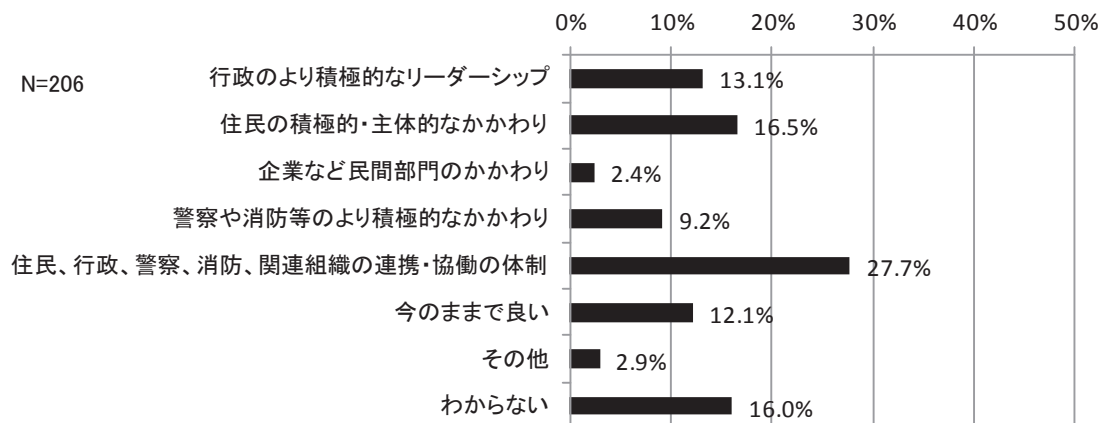
● 現在お住まいの地域でコミュニティ活動を活発にしていくために、効果的な取組〈複数回答〉

◎「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」32.5%、次いで「農産物直売所や貸し農園など、都市と農村がふれあう活動」27.2%、「ケガ・事故の予防を通した安全なまちづくり活動（セーフコミュニティ活動）」26.2%



● 「セーフコミュニティ認証市」として、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていく上で、最も重要なこと〈単数回答〉

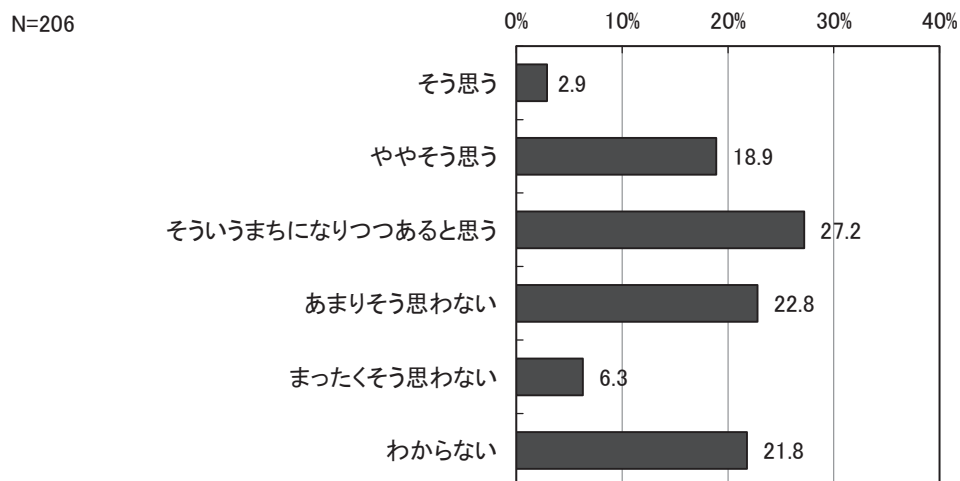
◎「住民、行政、警察、消防、関連組織の連携・協働の体制」27.7%、次いで「住民の積極的・主体的なかわり」16.5%、「わからない」16.0%



4 子育て支援について

● 亀岡市は、子どもを生み育てやすいまちであると思うか〈単数回答〉

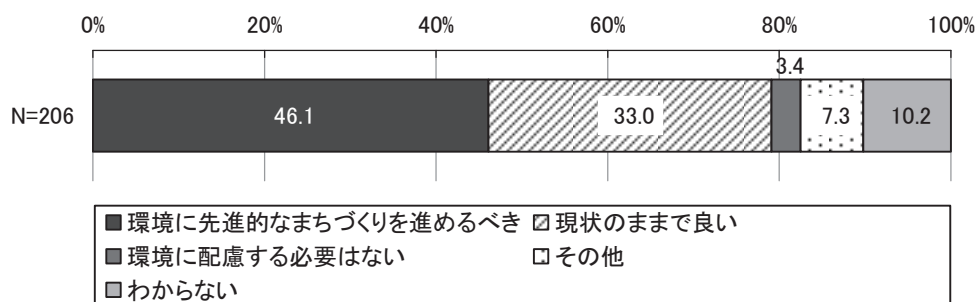
◎「そういうまちになりつつあると思う」27.2%、次いで「あまりそう思わない」22.8%



5 環境について

● 『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」46.1%、次いで「現状のままで良い」33.0%

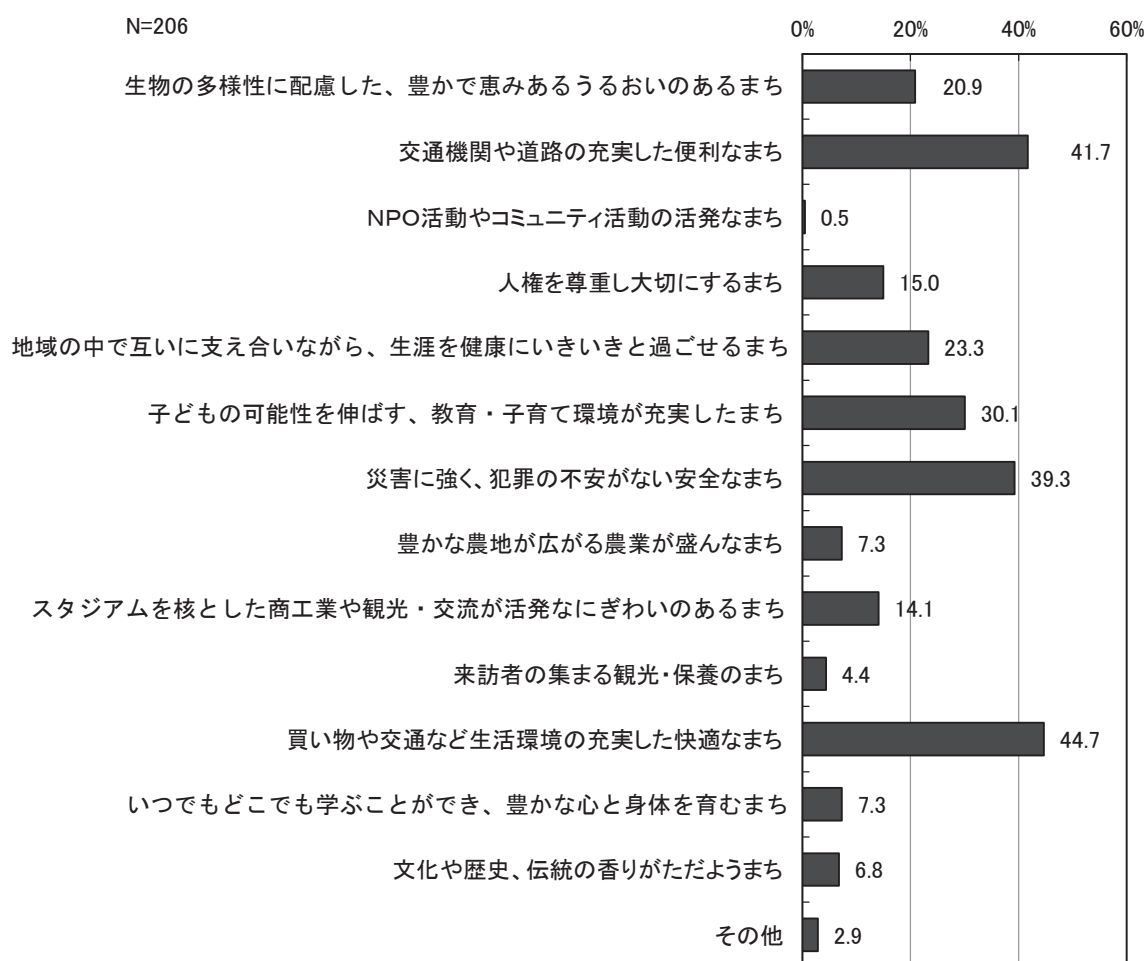


6 まちの将来について

●2030年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいとお考えですか〈複数回答〉

◎「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」44.7%、次いで「交通機関や道路の充実した便利なまち」41.7%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」39.3%

◎年代別にみると、【30歳未満】では「子どもの可能性を伸ばす、教育・子育て環境が充実したまち」、【30歳代】では「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」が最も高い

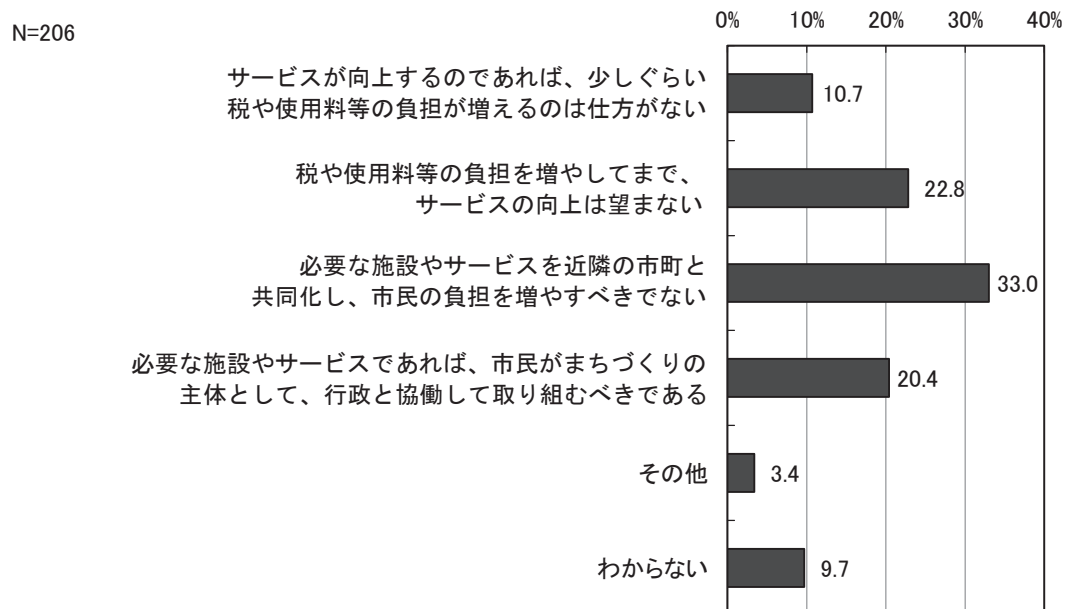


◎各年代の上位3位までの都市像

	第1位	第2位	第3位
30歳未満	子ども／来訪者の集まる観光・保養	交通機関や道路／災害に強く	
30歳代	災害に強く	買い物や交通	交通機関や道路／子ども
40歳代	交通機関や道路	災害に強く／買い物や交通	
50歳代	交通機関や道路	災害に強く／買い物や交通	
60歳代	買い物や交通	災害に強く	交通機関や道路
70歳以上	買い物や交通	交通機関や道路	生涯を健康にいきいき

(2) 今後、新たな都市基盤の整備や市民福祉の向上を図るために市民の負担が増えることについて〈単数回答〉

◎「必要な施設やサービスを近隣の市町と共同化し、市民の負担を増やすべきでない」33.0%、
次いで「税や使用料等の負担を増やしてまで、サービスの向上は望まない」22.8%



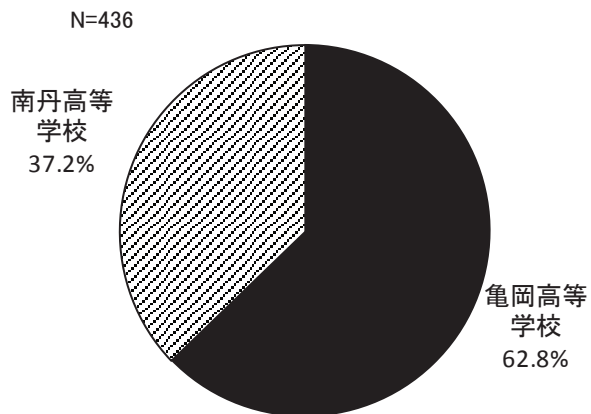
2-5 亀岡市まちづくり高校生アンケート結果概要

調査対象	亀岡高等学校及び南丹高等学校に通学している3年生の生徒
調査期間・方法	令和元年7月5日（金）～7月19日（金） 各校で直接配布・回収
回収結果	有効回収数 436 件（有効回収率 95.2%）

1 回答者について

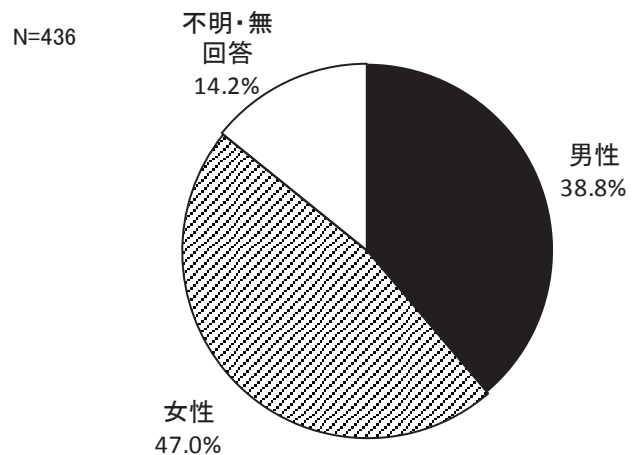
●通っている学校〈単数回答〉

◎「亀岡高等学校」62.8%、「南丹高等学校」37.2%



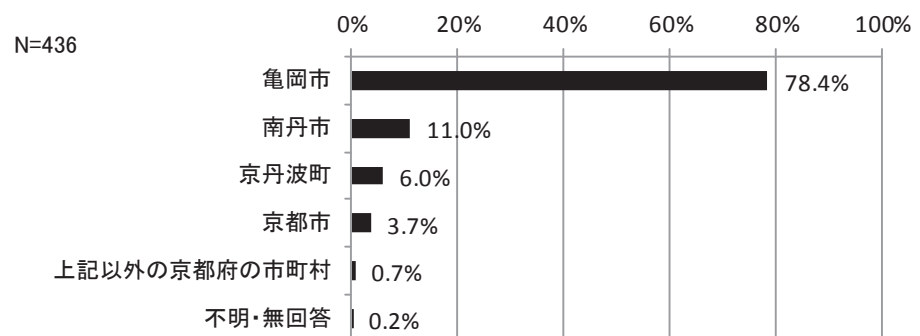
●性別〈自由記述〉

◎「男性」38.8%、「女性」47.0%、「不明・無回答」14.2%



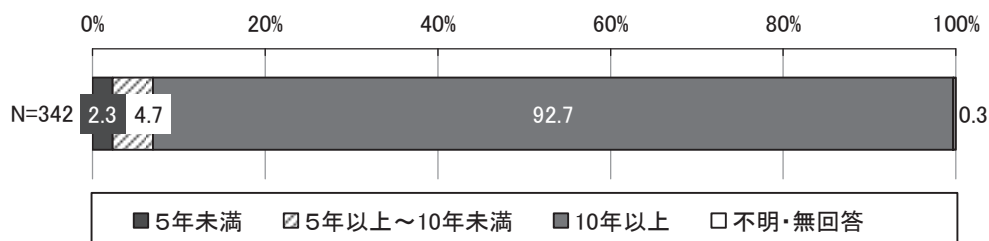
●お住まいの地域〈単数回答〉

◎「亀岡市」78.4%、次いで「南丹市」11.0%



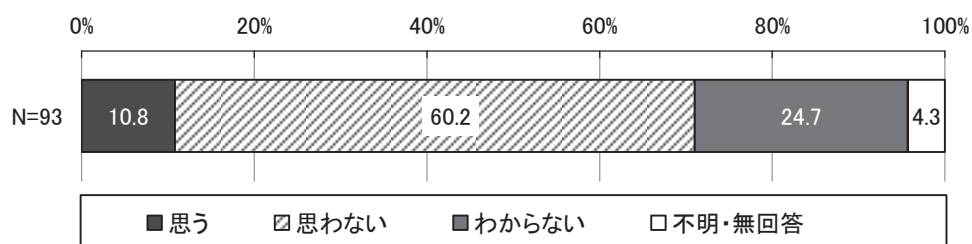
●居住年数〈単数回答〉※亀岡市に住んでいる生徒

◎「10年以上」92.7%、次いで「5年以上～10年未満」4.7%



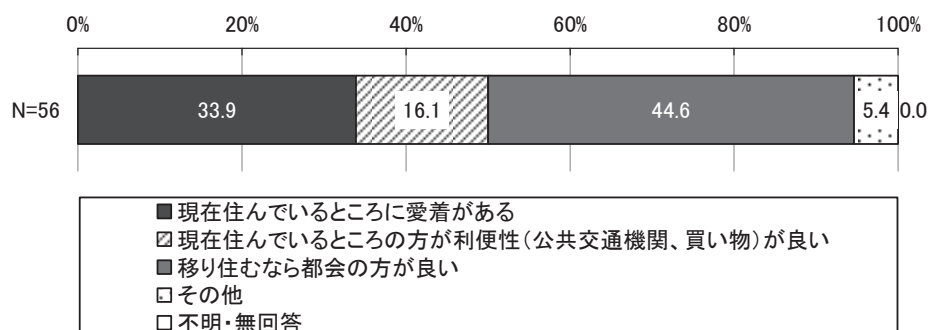
●亀岡市への移住意向〈単数回答〉※亀岡市外に住んでいる生徒

◎「思わない」が60.2%、次いで「わからない」24.7%、「思う」10.8%



●亀岡市へ移り住みたいと思わない理由〈単数回答〉※亀岡市外に住んでいる生徒

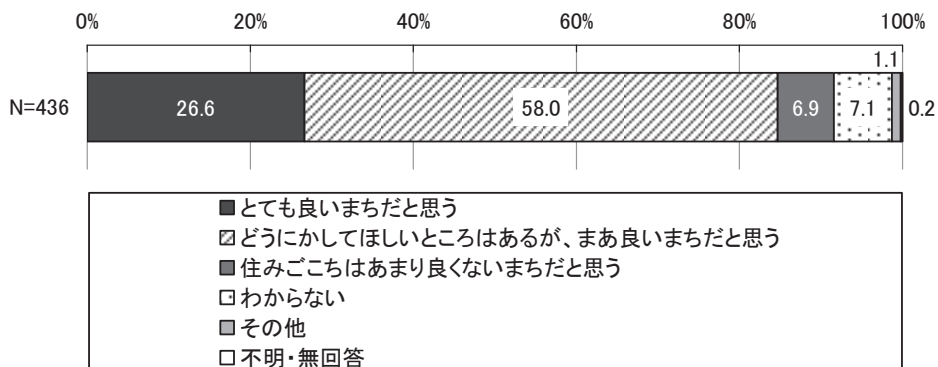
◎「思わない」が60.2%、次いで「わからない」24.7%、「思う」10.8%



2 住みごこちや、まちづくりの取組について

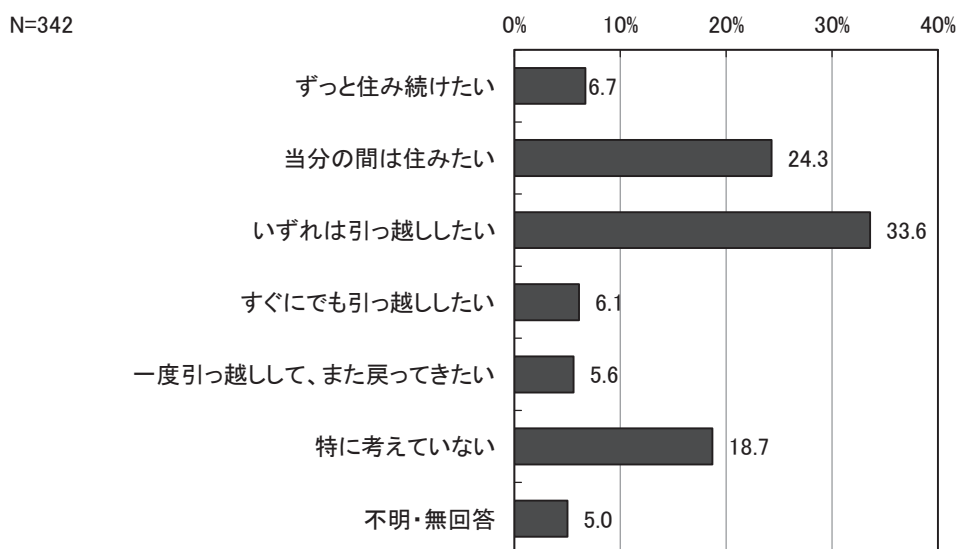
● 亀岡市の暮らしごこち〈単数回答〉

◎「どうにかしてほしいところはあるが、まあ良いまちだと思う」58.0%、次いで「とても良いまちだと思う」26.6%



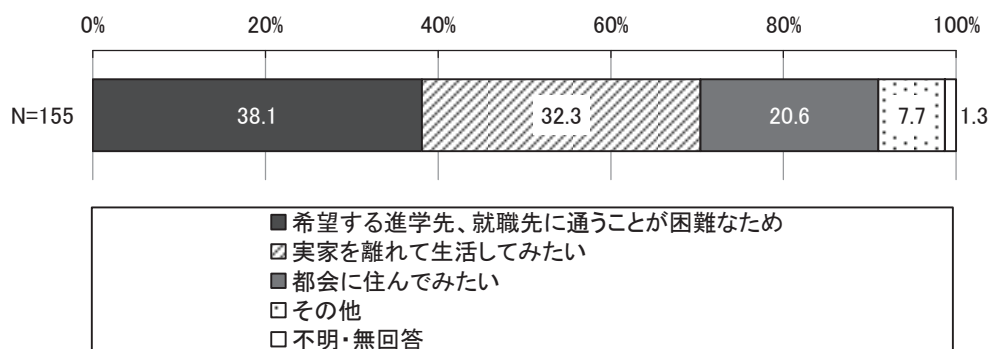
● 卒業後の亀岡市での生活意向〈単数回答〉※ 亀岡市に住んでいる生徒

◎「いずれは引っ越ししたい」33.6%、次いで「当分の間は住みたい」24.3%



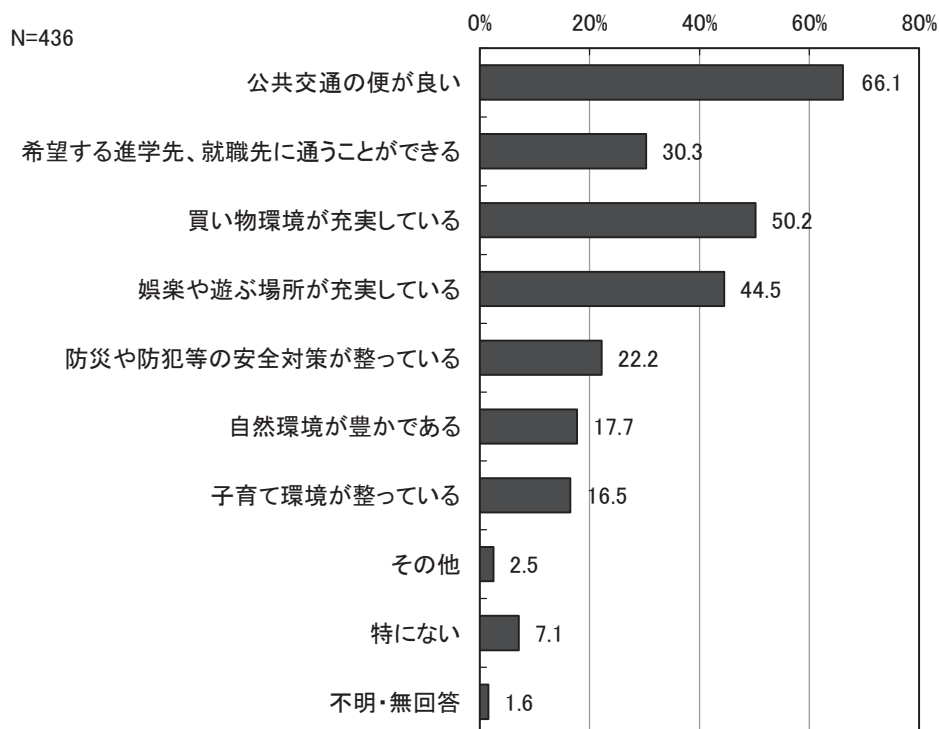
●引っ越したい理由〈単数回答〉※亀岡市に住んでいる生徒

◎「希望する進学先、就職先に通うことが困難なため」38.1%、次いで「実家を離れて生活してみたい」32.3%



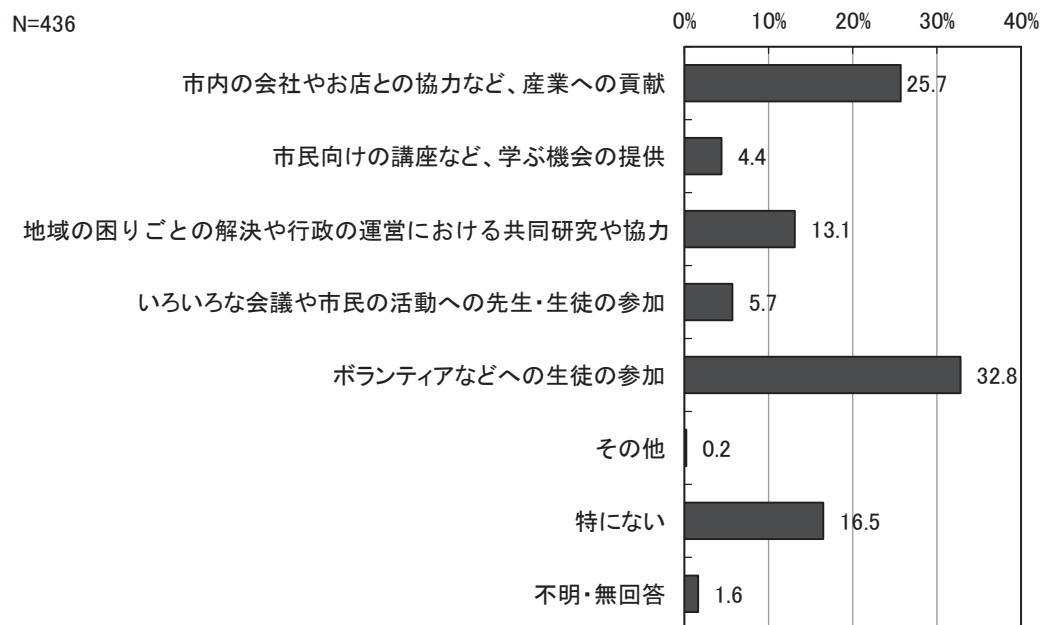
●高校を卒業してからも亀岡市に住み続けるために（お住まいが亀岡市外の方は、亀岡市に移り住むために）必要な条件〈複数回答〉

◎高校を卒業してからも亀岡市に住み続けるために必要な条件は、「公共交通の便が良い」66.1%、次いで「買い物環境が充実している」50.2%、「娯楽や遊ぶ場所が充実している」44.5%



● 亀岡市のまちづくりにおいて、学校や生徒ができればいいと思うこと
〈単数回答〉

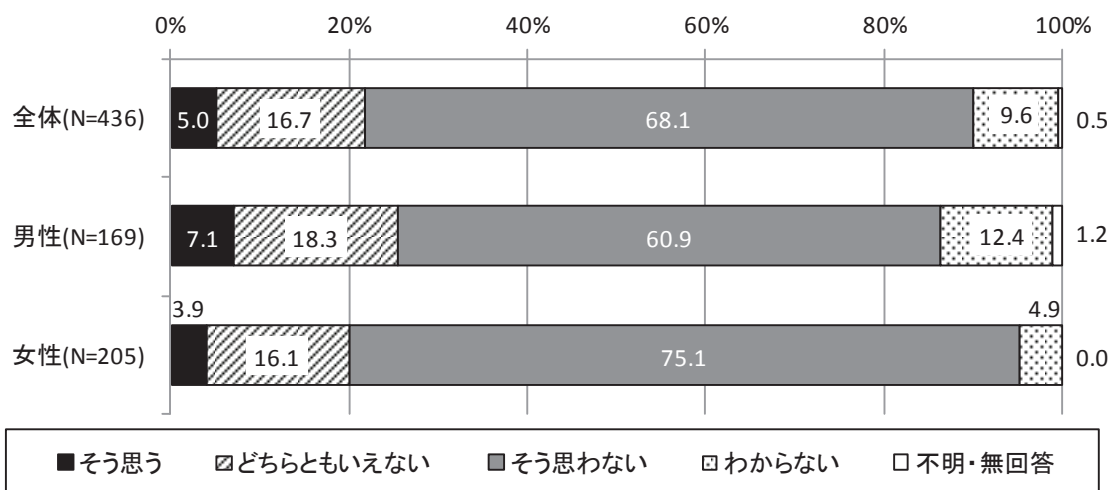
◎「ボランティアなどへの生徒の参加」32.8%、次いで「市内の会社やお店との協力など、産業への貢献」25.7%



● 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という固定的な性別役割分担意識について〈単数回答〉

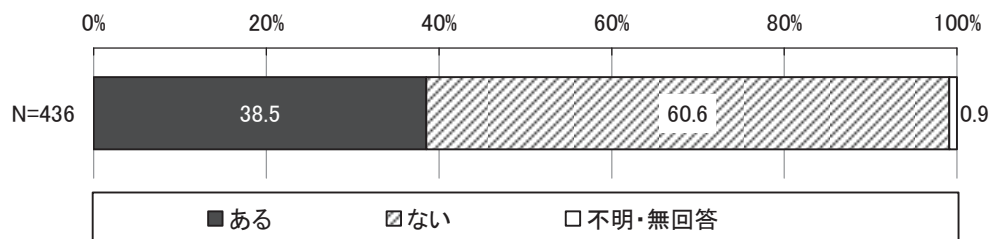
◎◎「そう思わない」68.1%、次いで「どちらともいえない」16.7%

◎男女別にみると、【女性】で「そう思わない」が75.1%と【男性】に比べて高い



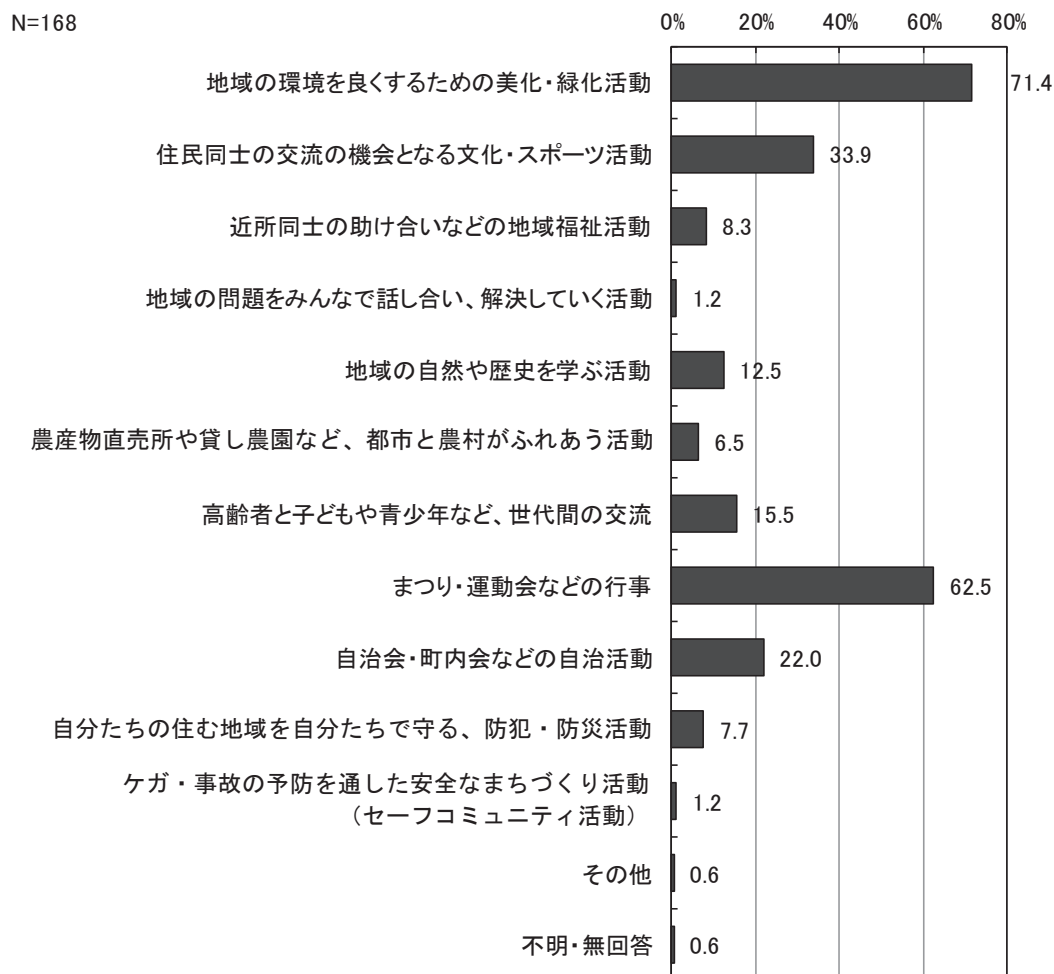
●地域活動（コミュニティ活動）の参加経験〈単数回答〉

◎「ある」は38.5%にとどまり、「ない」が60.6%



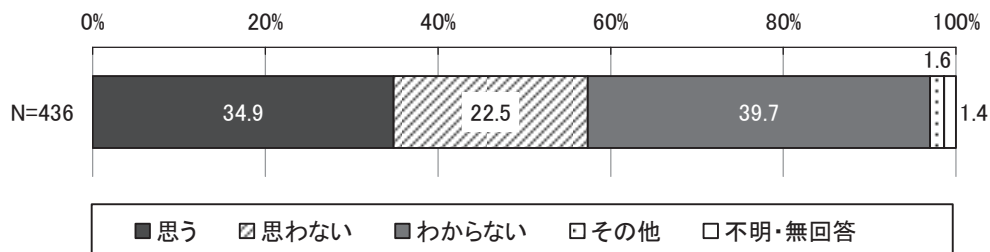
●参加したことがある活動〈複数回答〉

◎「地域の環境を良くするための美化・緑化活動」71.4%、次いで「まつり・運動会などの行事」62.5%、「住民同士の交流の機会となる文化・スポーツ活動」33.9%



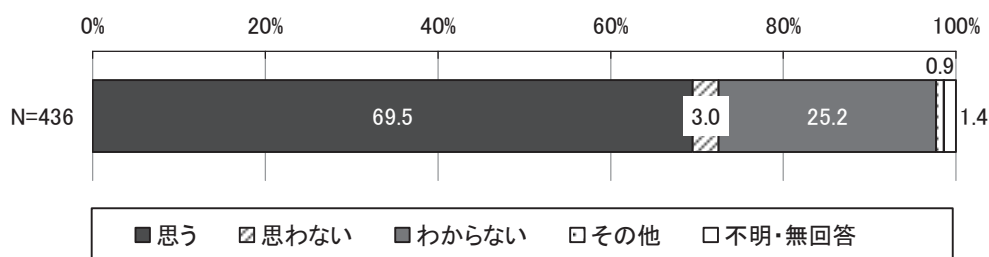
●今後の地域活動（コミュニティ活動）への参加意向〈単数回答〉

◎「わからない」39.7%、次いで「思う（参加したい）」34.9%



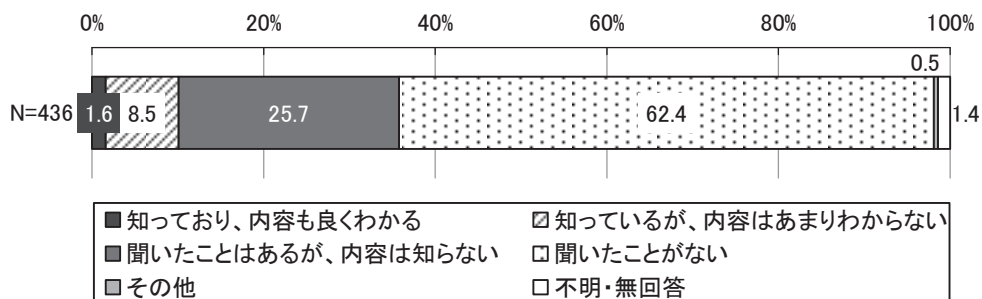
●地域活動（コミュニティ活動）の必要性〈単数回答〉

◎「思う」69.5%、次いで「わからない」25.2%



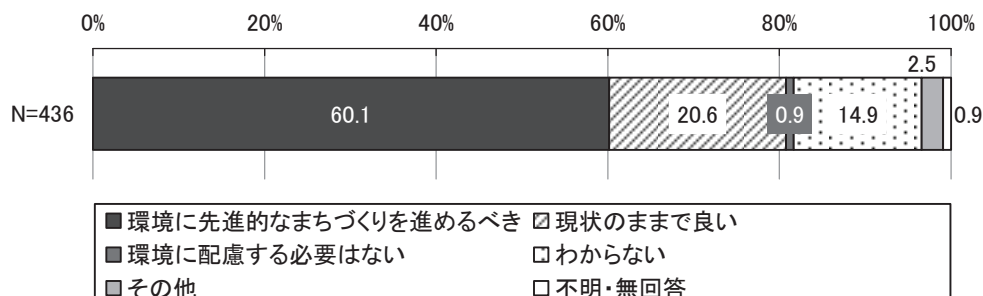
●「セーフコミュニティ」という言葉の認知度〈単数回答〉

◎「聞いたことがない」62.4%、次いで「知っているが、内容は知らない」25.7%



●『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

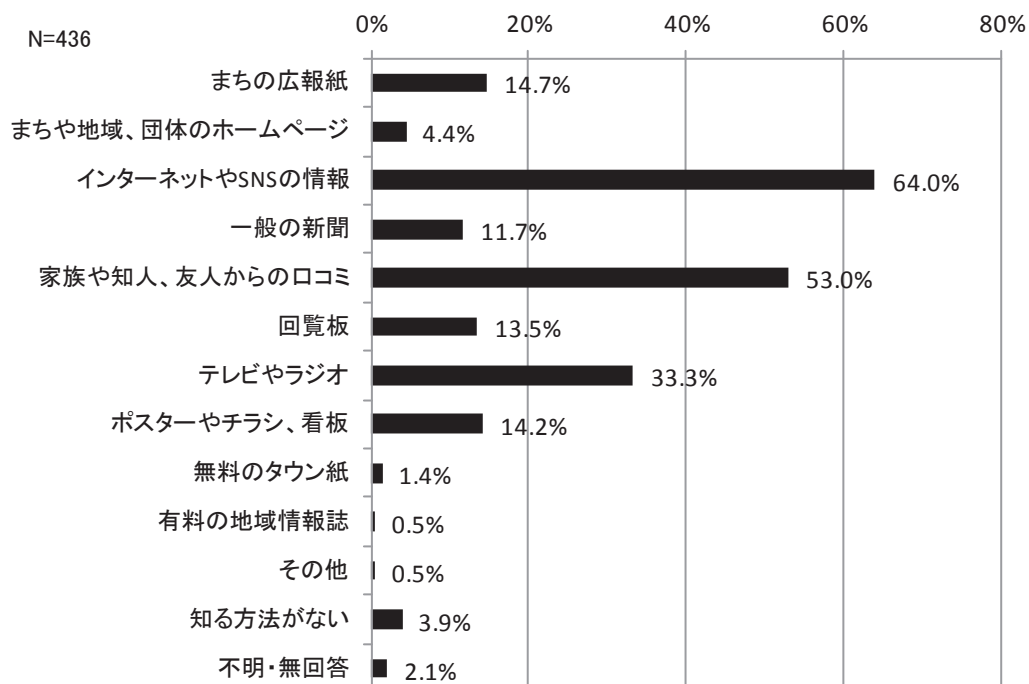
◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」60.1%、次いで「現状のままで良い」20.6%



3 まちの情報について

●住んでいるまちや出かけるまちに関する情報の入手先〈複数回答〉

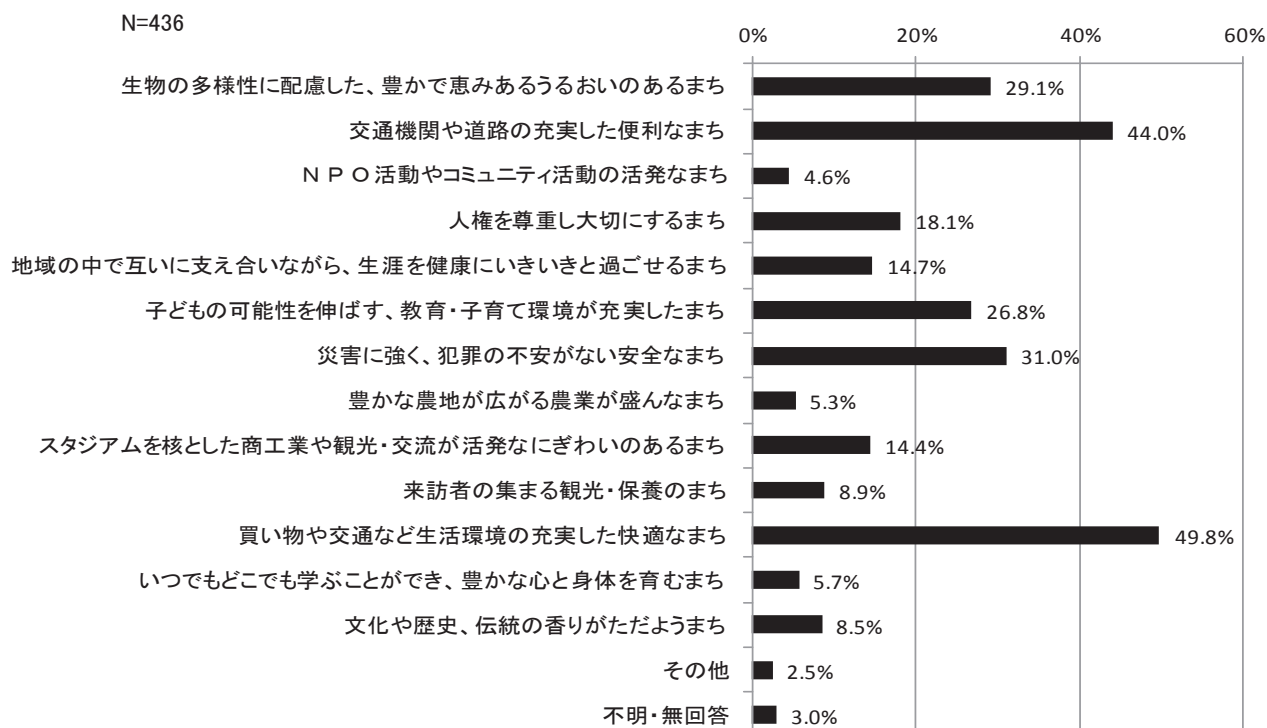
◎「インターネットやSNSの情報」64.0%、次いで「家族や知人、友人からの口コミ」53.0%、「テレビやラジオ」33.3%



4 まちの将来について

●2030年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいか〈複数回答〉

◎「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」49.8%、次いで「交通機関や道路の充実した便利なまち」44.0%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」31.0%

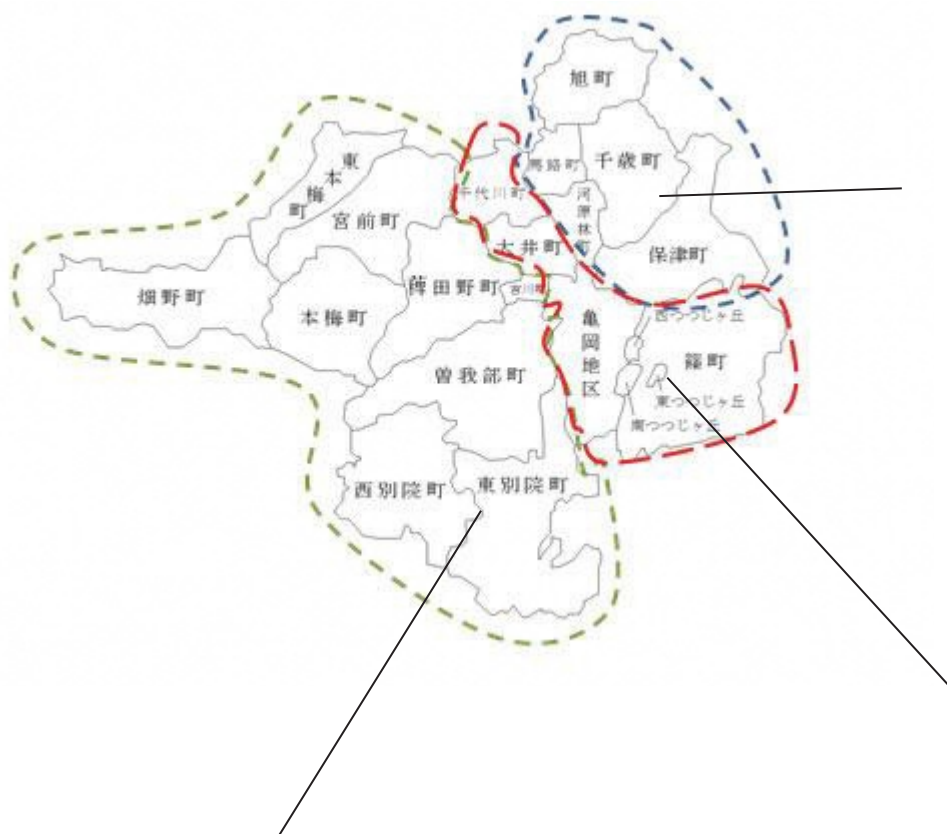


●亀岡市の今後のまちづくりについて〈自由記述〉

◎回答を得た106件のうち、「学生・若者が集まれる場所、商業施設等の充実について」27件(25.5%)、次いで「電車、バスなどの交通機関、歩道などの充実について」25件(23.6%)、「スポーツやスタジアムのことについて」20件(18.9%)についての記載

亀岡市の今後のまちづくりについて	件数	%
学生・若者が集まれる場所、商業施設等の充実について	27	25.5
電車、バスなどの交通機関、歩道などの充実について	25	23.6
スポーツやスタジアムのことについて	20	18.9
環境保全に関する取組の実施、充実について	14	13.2
学習環境の充実について	11	10.4
子育て環境の充実について	1	0.9
高齢者の暮らしやすいまちづくりについて	1	0.9
情報発信の充実について	1	0.9
その他（感想など）	6	5.7
計	106	100.0

2-6 自治委員「地域別まちづくりへの意見」集約



概ね京都縦貫自動車道の西南部に位置するゾーン

地域の魅力	■緑豊かな自然・風景があり、文化財が豊富で観光資源にも恵まれている。 ■阪神地区から京都市方面に抜ける玄関口となっており、道路整備も進んでいる。 ■住民の災害・火災等に対する危機意識が高まっている。 ■おいしい農作物（丹波栗・松茸等）が生産されており、新規就農者が増えている地域もある。 ■空き家バンク制度や休耕地の活用等により、多様な経験を持つ移住者の受け入れが進んでいる。
地域の課題	■買い物や交通、働く場所などの生活利便性に関する満足度が他地域よりも低い。 ■少子高齢化により、防災に従事できる人が少なく、地域活動への参加者も減少している。 ■後継者不足により耕作ができない世帯が増加するとともに、空き家や休耕地、耕作放棄地が増加している。 ■公共交通の便数が少なく、特に高齢者の市街地へのアクセスが困難。生活基盤が弱く生活コスト（負担）がかかる。
地域づくりへの意見	■引き続き空き家バンク登録制度を推進し、移住者やUターン者の増加に向けた田舎の良さ、住みやすさのPR活動を推進する。 ■移住者の受け入れを地域コミュニティの活性化につなげる。 ■高齢者を含めた交通弱者の足の確保に向けた公共交通等の仕組みづくりを行う。 ■京都スタジアムへの人流れをつくることで交流人口の増加につなげる。

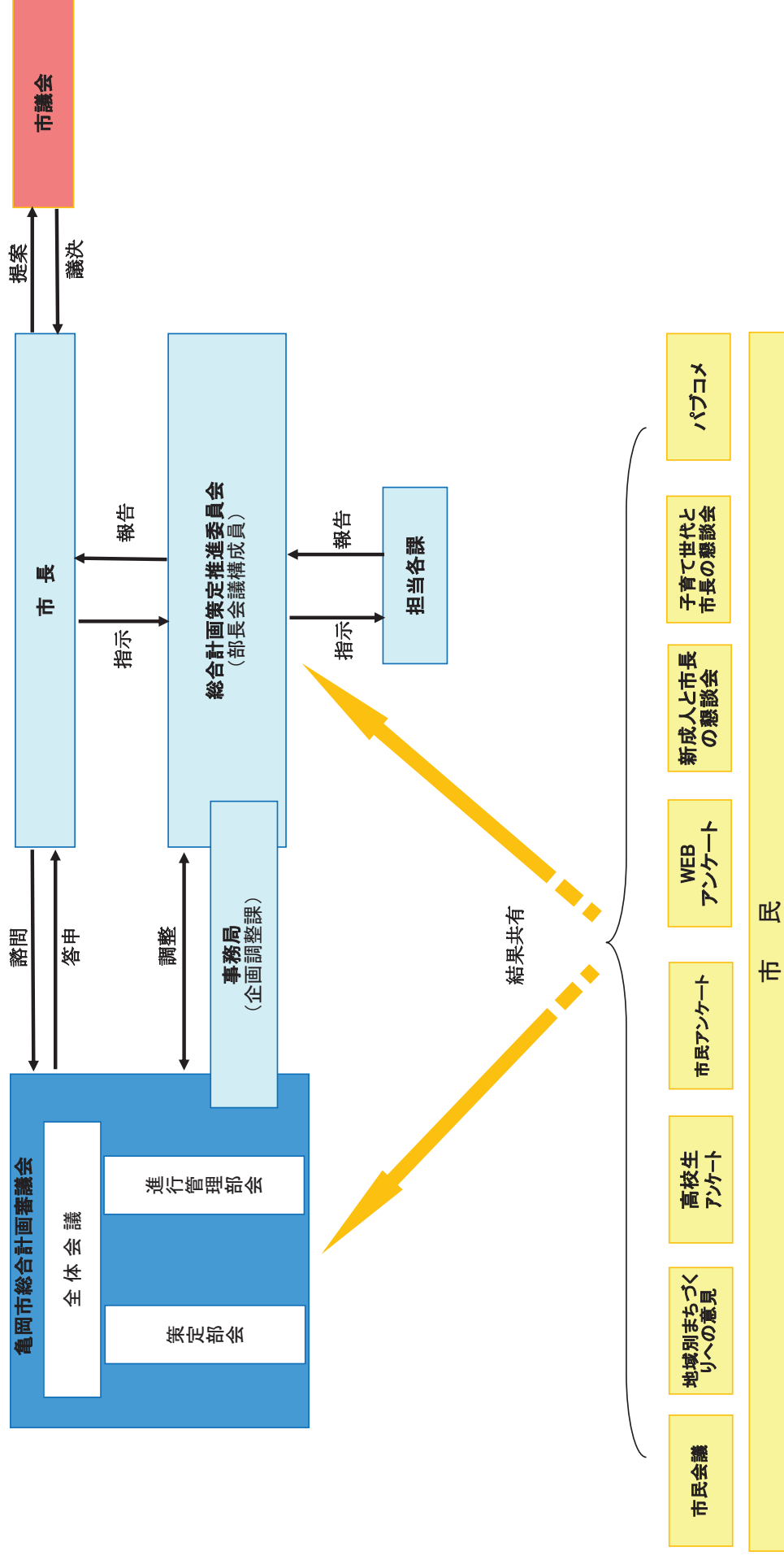
概ね桂川の北東に位置するゾーン

地域の魅力	■自然環境やまちなみ・景観への満足度が他地域よりも高い。 ■神社仏閣や史跡等にも恵まれ、文化・スポーツへの満足度も他地域よりも高い。 ■道路網の整備や京都スタジアムの整備に伴う発展が期待される ■自然環境や農業環境が良好で観光に活かせる資源が豊富。
地域の課題	■医療体制が他地域よりも低く、災害への備えの不安が大きい。 ■山林の荒廃に伴う山崩れや倒木等、保全管理が問題。 ■京都スタジアム建設後の交通面への課題が懸念される。 ■少子高齢化が進み、若者が流出している。農業以外に産業がほとんどない。
地域づくりへの意見	■地域の主産業である農業を稼げる産業へと発展させ、新規就農者を養成しながら、空き家対策を含めた移住・定住促進策を進める。 ■京都スタジアム建設に伴う交通量の増加による交通事故や子ども安全対策を推進する。 ■自然環境や文化財、京都スタジアムを活用した交流人口の増加を図る。 ■若い世代のＩ・Ｕターンにより、高齢世代とのバランスのとれたまちづくりを進める。 ■地域におけるコミュニティの強化とともに、協働のまちづくりを進める。

概ね山陰本線・国道９号を中心に広がる市街地ゾーン

地域の魅力	■JR、国道９号等の交通網により、京都市通勤圏、買い物環境や子育て、教育、医療、福祉などへの満足度も他地域よりも高い住み良い環境。 ■高野林・小林土地区画整理事業や宅地開発に伴う人口流入が見込まれる。 ■道路整備による利便性がさらに向上している。 ■地域内の一体感が強く、地域コミュニティ活動が盛んである。
地域の課題	■文化・スポーツ施設やまちなみ・景観の満足度が他地域よりも低い。 ■道路整備による利便性が向上する一方、交通量の増加による危険や渋滞などが課題であるとともに、公共交通機関（バス）の便数が減少している。 ■集中豪雨等に伴う道路冠水・浸水の被害、台風による河川の氾濫などの不安がある。 ■一人暮らし高齢者が増加しており、福祉や介護の支援が必要 ■新旧の住民が暮らす中、旧来の慣習等の違いにより、地域・人とのつながりが希薄化している地域がある。
地域づくりへの意見	■都市計画道路の整備によるさらなる道路交通の利便性の向上を図る。 ■災害に備えた地域のつながりを維持・強化するとともに、浸水被害等の防止に向けた整備を図る。 ■高齢者にとって公共交通機関がより利用しやすいものとなるよう敬老乗車券の充実などを図る。 ■新旧住民を含めた積極的な地域交流や結びつきの機会が得られる環境づくりが重要。地域間でのノウハウ共有や地域と行政の協働による取組を促進する。

3 策定体制図



4 諮問書・答申書

4-1 諮問書

1 企 第 1 0 2 3 号
令和元年 5 月 3 1 日

亀岡市総合計画審議会
会長 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第5次亀岡市総合計画の策定について（諮問）

第5次亀岡市総合計画を策定するにあたり、亀岡市総合計画審議会条例第2条の規定により、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

4-2 答申書

5－1 亀岡市総合計画審議会条例

○亀岡市総合計画審議会条例	
	昭和43年4月1日 条例第3号 (昭55条例4・題名改称) 改正 昭和46年7月10日条例第16号 昭和48年4月1日条例第20号 昭和51年12月24日条例第43号 昭和55年4月1日条例第4号 昭和58年7月1日条例第23号 昭和62年7月1日条例第15号 平成7年3月31日条例第2号 平成23年12月22日条例第22号
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (昭55条例4・一部改正) (所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、亀岡市総合計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。 (昭55条例4・平23条例22・一部改正) (組織) 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、学識経験者、関係団体の役職員その他必要と認める者のうちから市長が任命又は委嘱する。 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (昭51条例43・昭55条例4・平23条例22・一部改正) (会長及び副会長) 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (昭51条例43・一部改正) (会議) 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (昭55条例4・一部改正) (部会) 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。 2 部会に属する委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。 (昭51条例43・追加)	
	(専門委員) 第7条 審議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。 (昭55条例4・追加) (幹事・調査員) 第8条 審議会に幹事及び調査員若干人を置くことができるものとし、職員のうちから市長が任命する。 2 幹事及び調査員は、上司の命を受けて資料の提出又は調査に従事し、会議の運営の補助に当たる。 (昭51条例43・追加、昭55条例4・旧第7条繰下) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、企画管理部において行う。 (昭46条例16・昭48条例20・一部改正、昭51条例43・旧第6条繰下・一部改正、昭55条例4・旧第8条繰下・一部改正、昭58条例23・昭62条例15・平7条例2・一部改正) (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。 (昭51条例43・旧第7条繰下、昭55条例4・旧第9条繰下) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (亀岡市建設審議会条例の廃止) 2 亀岡市建設審議会条例(昭和31年亀岡市条例第21号)は、廃止する。 附 則(昭和46年条例第16号)抄 (施行日) 1 この条例は、昭和46年7月15日から施行する。 附 則(昭和48年条例第20号)抄 (施行期日) 1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。 (昭和48年規則第3号で昭和48年4月11日から施行) 附 則(昭和51年条例第43号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和55年条例第4号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和58年条例第23号)抄 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和62年条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成7年条例第2号)抄 (施行期日) 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 附 則(平成23年条例第22号) この条例は、平成24年1月1日から施行する。

5－2 亀岡市総合計画審議会部会設置規則

○亀岡市総合計画審議会部会設置規則 平成26年3月10日 規則第2号 改正 平成28年3月29日規則第9号 （設置） 第1条 亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）第6条の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を置く。 （部会の名称及び所管事項） 第2条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。 （1） 策定部会 総合計画の策定に関する事項 （2） 進捗管理部会 総合計画の進捗管理に関する事項 （組織） 第3条 部会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者をもって組織する。 2 策定部会の委員の定数は、11人以内とし、進捗管理部会の委員の定数は、8人以内とする。 3 部会の委員の任期は、審議会の委員の期間とする。 （部会長及び副部会長） 第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。 2 部会長は、部会の委員の互選によって定める。 3 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。 4 副部会長は、部会の委員のうちから部会長が指名する。 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させることができる。 （庶務） 第6条 部会の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。 （補則） 第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。	附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （亀岡市総合計画進捗管理部会設置規則の廃止） 2 亀岡市総合計画進捗管理部会設置規則（平成23年亀岡市規則第32号）は、廃止する。 附 則（平成28年規則第9号） この規則は、平成28年4月1日から施行する。
--	---

亀岡市総合計画審議会委員名簿

No.	会長 副会長	策定 部会	進行管 理部会	審議会委員氏名	選出団体名等
1		○		青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授
2			○	浅 田 信 仁	一般社団法人 亀岡青年会議所 専務理事
3		○		石 山 耐 子	亀岡市民生委員児童委員協議会 会計
4			○	今 里 佳奈子	龍谷大学〔政策学部〕 教授
5			○	大 槻 正 一	市民公募
6		○ 副部会長		川 勝 啓 史	亀岡商工会議所 会頭
7		○		岸 耕 二	京都農業協同組合 代表監事
8			○	木 村 好 孝	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会 会長
9		○		楠 善 夫	一般社団法人 亀岡市観光協会 会長
10			○	黒 田 賢 次	亀岡市PTA連絡協議会 会長
11		○		坂 本 信 雄	京都学園大学（現 京都先端科学大学） 名誉教授
12			○	渋谷 幸 雄	亀岡経済同友会 代表幹事
13		○ 部会長		鈴 木 康 久	京都産業大学〔現代社会学部〕 教授
14		○		多 胡 麻 衣	市民公募
15	副会長	○		塚 本 政 雄	亀岡市自治会連合会 会長
16			○ 副部会長	手 塚 恵 子	京都先端科学大学〔人文学部〕 教授
17		○		原 雄 一	京都先端科学大学〔バイオ環境学部〕 特任教授
18			○ 部会長	原 田 禎 夫	大阪商業大学〔公共学科〕 准教授
19	会長			前 田 正 史	京都先端科学大学 学長
20		○		三 宅 基 子	京都先端科学大学〔健康医療学部〕 教授

【任期：令和2年6月5日～令和4年6月4日】

7 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

○ 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

平成26年10月1日

訓令第4号

改正 平成28年3月29日訓令第1号

改正 平成30年4月1日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市総合計画基本構想及び基本計画を策定及び推進するため、亀岡市総合計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀岡市総合計画に関する全ての事項及び関連する重要事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会議(亀岡市庁議等に関する規則(平成15年亀岡市規則第15号)に定める部長会議をいう。)の構成員をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、担当副市長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、他の副市長、病院事業管理者及び教育長がこれに当たる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の所掌事項について調査及び研究を行うとともに、委員長の指示した事項を処理するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、総務担当課長会議(亀岡市庁議に関する規則に定める総務担当課長会議をいう。)の構成員を持って構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、企画管理部長がこれに当たる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を必要に応じて招集する。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。

(平28訓令第1号 一部改正)

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程の廃止)

2 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程(平成23年亀岡市訓令第5号)は、廃止する。

附 則(平成28年訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

8 亀岡市総合計画策定推進委員会 委員名簿

	職	氏名	役
1	市長	桂 川 孝 裕	特別委員
2	副市長	石 野 茂	委員長
3	病院事業管理者	玉 井 和 夫	副委員長
4	教育長	神 先 宏 彰	副委員長
5	企画管理部長	浦 邦 彰	委員
6	市長公室長	山 内 俊 房	委員
7	市長公室シティプロモーション担当室長	鳥 山 恒 夫	委員
8	生涯学習部長	田 中 秀 門	委員
9	総務部長	石 田 尚	委員
10	環境市民部長	由 良 琢 夫	委員
11	健康福祉部長	河 原 正 浩	委員
12	こども未来部長	高 橋 依 子	委員
13	産業観光部長	吉 村 一 志	委員
14	まちづくり推進部長	並 河 悦 郎	委員
15	まちづくり推進部 事業担当部長	関 勝	委員
16	上下水道部長	阿久根 和 也	委員
17	市立病院管理部長	松 村 一 城	委員
18	教育部長	片 山 久仁彦	委員
19	会計管理室長	吉 田 恵	委員
20	議会事務局長	山 内 偉 正	委員

(R2.7)

9 第5次亀岡市総合計画策定に係る策定経過

月日		事務局	総合計画策定推進委員会【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会、策定部会、進行管理部会)
令和元年度				
5月	31日			R元年度第1回全体会 ●会長選出、副会長指名 ●諮問 ●策定部会委員の指名 ●第5次亀岡市総合計画の策定について
6月	8日	第1回市民会議（全体会議） ●亀岡市の良いところ、良くしたいところ		
	24日	地域別まちづくりへの意見（依頼） ※対象：自治委員		
7月	4日	高校生アンケート調査実施 ※対象：亀岡、南丹高校3年生		
	6日	第2回市民会議（分科会） ●まちづくりの将来像、将来像を実現するための課題		
	11日	市民アンケート調査実施（～7/31）		
	27日	第3回市民会議（分科会） ●課題解決策及び方向性の提案		
8月	8日	WEBアンケート調査実施（～8/11）		
	24日	第4回市民会議（3分科会） ●課題解決策及び方向性の提案		
	26日		第2回策定推進委員会 ●策定進捗状況について ●まちづくりアンケート結果について（速報） ●高校生アンケート結果について（速報） ●第3回市民会議までの経過について	
9月	14日	第5回市民会議（3分科会） ●提言書について		
10月	7日		第3回策定推進委員会 ●当面のスケジュールについて ●総合計画の構成について ●「目指す都市像」及び「基本理念」の考え方について	
	26日	第6回市民会議（全体会議） ●市長へ提言書提出 ●市長との懇談		
	28日		第4回策定推進委員会 ●まちづくりアンケート結果について ●WEBアンケート結果について ●高校生アンケート結果について ●市民会議提言書について ●プランニングシートについて	

月日		事務局	総合計画策定推進委員会【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会、策定部会、進行管理部会)
11月	8日	新成人と市長の懇談会 ※対象：成人式実行委員会		
	18日			第1回策定部会 ●部会長選出、副部会長指名 ●計画策定の基本的な考え方について ●まちづくりアンケート結果等
12月	17日	基本計画プランニングシート作成依頼 (各部・室あて)		
	23日		第5回策定推進委員会 ●将来人口について ●施策の基本方針について ●地域別まちづくりへの意見結果について	
1月	14日		第6回策定推進委員会 ●第4次基本構想における「エリア別土地利用の基本方針」等に関する進捗状況について ●第5次基本構想における「エリア別土地利用の基本方針」等の記載内容（案）について	
	29日			R元年度第2回全体会 ●策定状況について
	29日			第2回策定部会 ●人口見通しと課題について
2月	5日		第7回策定推進委員会 ●「計画の構成」並びに「人口見通しと課題」について ●「エリア別土地利用の基本方針」並びに「都市構造の基本方針」について ●「施策の基本方針〔施策の大綱〕」について	
	16日	子育て世代と市長の懇談会 ※対象：赤ちゃんから未就学児の保護者		
	17日			第3回策定部会 ●基本構想（素案）について ●土地利用の基本方針について ●「地域別まちづくりへの意見」集約について（報告）
3月	6日			第4回策定部会 ●基本構想（素案）について
令和2年度				
4月	7日			第5回策定部会 ●基本構想（素案）について
	20日		第8回策定推進委員会 ●基本構想（素案）について	
6月	5日			R2年度第1回全体会議 ●委嘱 ●会長選出、副会長指名 ●第5次亀岡市総合計画の策定について
	5日			第6回策定部会 ●部会長選出、副部会長指名 ●基本構想（素案）について ●基本計画（素案）について
	23日			第7回策定部会 ●基本計画（素案）について
	26日		第9回策定推進委員会 ●基本構想（素案）について ●基本計画（素案）について	

月日		事務局	総合計画策定推進委員会【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会、策定部会、進行管理部会)
7月	7日			第8回策定部会 ●基本構想（素案） ●基本計画（素案）について
	20日		第10回策定推進委員会 ●基本計画（素案）について	R2年度第1回進行管理部会 ●第5次総計進行管理について
	29日			第9回策定部会 ●策定部会委員からの意見に対する回答について
8月	7日		第11回策定推進委員会 ●基本構想（素案）について ●基本計画（素案）について ●総合計画における指標について	
	19日			第10回策定部会 ●基本構想（素案） ●基本計画（素案）について
9月	3日			R2年度第2回全体会議 ●中間報告（案）について
	4日	市議会説明		
	10日	パブリックコメントの実施（～10/9）		
10月	7日			R2年度第3回進行管理部会 ●目指す目標について
	下旬		第12回策定推進委員会 ●パブリック、議会意見に係る回答（案）について	第11回策定部会 ●パブリック、議会意見に係る回答（案）について
11月	上旬			R2年度第3回全体会 ●パブリック、議会意見に係る回答（案）について ●目指す目標について ●答申案について
				答申
12月		議案上程		

3 今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、令和2年10月に作成した「亀岡市の財政状況及び今後の見通し」の内、「中期財政見通し」部分の抜粋を掲載します。「中期財政見通し」は、今後の経済状況や国の政策などにより変動が見込まれるため、毎年度見直しを行い、財政規律の確保に努めることとしています。

「中期財政見通し」について(抜粋)

(1) 期間

令和3年度から7年度(5年間)

※毎年度見直します。

※参考として、10年後(令和12年度)の見込みも表記します。

(2) 対象会計

普通会計(一般会計及び特別会計の休日診療事業・土地取得事業・曾我部山林事業の全部等)

【普通会計】

各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計をいう。具体的には、一般会計と特別会計(公営企業会計など特定の特別会計を除く。)を合算し、会計間の重複等を控除したものを使用している。

(3) 設定方法

令和2年10月時点の地方財政制度、経済情勢、金融情勢等が継続するものと仮定し、過去の決算数値を統計的に分析することを基本としながら、主管部局が見込んだ事業費を参考に、一般財源等及び普通建設事業を一定額にしフレーム化し、設定しています。

① 歳入

○市税

- ・ 市民税については、現行の税制により見込む。令和3年度は、コロナ禍による減収を見込む。
- ・ 固定資産税と都市計画税は、令和3年度に限り実施される、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う減収と、評価替の年度は減額を見込む。

○譲与税・交付金等、地方交付税

- ・ 譲与税・交付金等は、前3ヵ年の平均額を見込むこととし、地方消費税交付金は、令和3年度と令和4年度について、コロナ禍による減収を見込む。
- ・ 地方交付税のうち普通交付税は、現行制度が継続されることを基本として、公債費算入分の積算から推計し、包括算定経費、臨時財政対策債は過去の算定状況を勘案して見込む。また、特別交付税についても、現行制度が継続されることを前提に、令和2年度決算見込みから推計して見込んだ。

○国庫支出金、府支出金

- ・ 普通建設事業費及び扶助費の事業量に連動して見込むとともに、その他については、過去の決算状況を勘案して算定した。

○繰入金

- ・ 各年度、財政調整基金から3億円を見込む。

○寄附金

- ・ 各年度、ふるさと力向上寄附金12億円を見込む。

○市債

- ・ 公債費を抑制するため、普通建設事業費を後述のとおりフレーム化して見込むとともに、臨時財政対策債等は別途見込む。

②歳出

○人件費

- ・ 現行の職員数を基に、今後の退職予定者数を踏まえて算出した。

○扶助費

- ・ 項目ごとに決算状況の推移を分析し、算出した。

○公債費

- ・ 既発行分の市債は償還計画に基づき算出し、今後発行予定分の市債は、償還額を別に算出した。

○物件費

- ・ 項目ごとに決算状況の推移を分析するとともに、更なる経費の見直しと効率化を図ることとして算出した。

○補助費等、繰出金

- ・ 中期的な財政見通し調書を基に、項目ごとに決算状況の推移を分析、推移するとともに、更に費用対効果を図ることとして算出した。

○普通建設事業費

- ・ 中期的な財政見通し調書を基に、計画事業を調整した額で見込む。特に、補助事業は、近年の交付状況等を勘案する中で事業費を精査(フレーム化)するとともに、元金償還額を上回らない市債発行となるよう、事業費を算出した。

○その他歳出

- ・ その他は、これまでの決算状況を分析し、算出した。

(4)その他

今後5年間の歳入・歳出の推計方法については上記(3)のとおりですが、中期財政見通しは、決算額を見込むものであり、予算額を見込むものではありません。各年度の予算については、市長から示される予算編成方針に基づき編成します。

こうしたことから、予算編成過程において、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底や「行財政改革の取組み」も反映させながら精査することとしていますので、ここに見込んだ事業等をすべて確定させたものではありません。

ただし、市民福祉増進のため必要となる政策的経費については、事業の選択と集中の観点から特定財源の確保を目途に実施することとし、その場合は、見込み額以上の規模となる可能性があります。

(5) 今後の収支状況

今後の収支について、現行の地方財政制度が継続すると仮定して、令和3年度から令和7年度までの5年間で歳入・歳出ごとに性質別に区分して見込んでいます。

また、参考として、令和12年度についても、同様に推計して見込んでいます。

歳入については、使途が限定されない国税、地方税に係る一般財源とそれ以外(特定財源等)に大別して見込んでいます。

市税は、コロナ禍による減収に加え、3年に1度の固定資産税に係る評価替えが予定される令和3年度は減額となる見込みですが、土地区画整理事業に伴う誘致企業の本格稼働等により、固定資産税等が増加する見通しであることから、市税総額は、平成29年度に回復した100億円台を維持しながら推移すると見込んでいます。

譲与税、交付金等は、その大半を占める地方消費税交付金が、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い増加することから、24億円前後で推移すると見込んでいます。

地方交付税は、算入公債費(市債発行による後年度地方交付税措置)の減などによる減少要因と、GIGAスクール構想などの新たな財政需要による増加要因を勘案すると、70億円前後で推移すると見込んでいます。一部を除き使途を限定されないこれら税財源の合計は約196億円であり、来年度以降も、歳出総額の6割程度しか確保できない厳しい状況が続くと見込んでいます。

分担金・負担金、使用料・手数料は、3歳から5歳までの子どもにかかる保育料等が令和元年10月から無償化されたことによる減額分を含め、現行制度が継続することを基本に過去の決算状況を勘案し、約10億円程度を見込んでいます。繰入金は、平成28年度以降、大幅に増加した京都・亀岡ふるさと力向上寄附金を充当する事業に対する基金繰入金として各年度12億円、財政調整基金は各年度3億円繰り入れると見込んでいます。諸収入は、過去の決算状況から臨時的要素のものを除き推移して見込んでいます。

国庫支出金、府支出金、市債は、普通建設事業費及び扶助費の事業量に連動して見込むとともに、その他のソフト事業に係る収入については、過去の決算状況を勘案する中で、単年度平均で、国庫支出金は47億円程度、府支出金は28億円程度、市債は27億円程度を見込んでいます。

以上のことから、歳入合計では、概ね337～358億円の範囲と見込んでいます。

なお、国の施策の状況によって地方交付税の総額抑制や国庫支出金の削減等が進められた場合は、さらなる減収が危惧されるところです。

歳出については、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)、消費的経費他(物件費・維持補修費・補助費等・繰出金・その他)、投資的経費(普通建設事業・災害復旧事業)の3つに大別し見込んでいます。

人件費は、定年退職者の増減などにより54～57億円程度で推移すると見込んでいま

す。扶助費は、社会保障費を中心に増加が続くと見込まれます。公債費は、元金償還額を上回らない市債発行に努めること等により、令和4年度からは徐々に減少し、令和5年度には30億円台に低下すると見込んでいます。こうしたことから、義務的経費の合計は、概ね175億円前後で推移すると見込んでいます。

物件費は、ふるさと力向上寄附金の増加に比例して返礼品を含む事務経費が増えますが、経常経費を効率化させることなどにより40億円までで推移すると見込んでいます。維持補修費は、施設の老朽化が進行することで、2億円程度になると見込んでいます。

国民健康保険や介護保険等の特別会計への繰出金、水道、下水道、病院の公営企業法適用会計や一部事務組合、他団体への補助費等及びその他の消費的経費は、増加傾向にあるため、費用対効果を検証して経費を節減し、適正な収入を確保するとして一部フレーム化し、消費的経費他全体は140億円前後で推移すると算出しています。

投資的経費は、普通建設事業費について単年度平均約25億円として算出しています。

こうした歳入・歳出見込みの中で、特に公債費については、多額の一般財源を充当していることから、今後も健全財政を維持するためには公債費を削減する必要があります。

そのため、臨時財政対策債を除く市債の借入れについては、当該元金償還額を上回らないように努めなければなりません。

また、近年の財政運営を支えてきた財政調整基金からの繰入金は、災害対応など緊急的な財政需要に耐え得るだけの残高を確保するため、取り崩しを控えるとともに、決算剰余金などを確実に積み立て蓄える必要があります。

人口減少社会が進行する中で、市民福祉を増進し、今後も健全財政を維持するためには、限られた財源を更に有効活用することが重要になってきます。そのためには、経常経費の更なる見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底とともに、普通建設事業費や市債借入額などについては、前述のとおり、一定、目標額を定めて収支均衡に努めなければなりません。

中期財政見通し(令和3～7年度)

(単位:億円)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12
歳入	市税	102.5	102.4							
	譲与税、交付金等	20.8	21.5							
	地方交付税	69.9	69.7							
	小計	193.2	193.6							
	分担金、負担金	4.5	3.7							
	使用料、手数料	8.4	8.8							
	国庫支出金	46.8	51.7							
	府支出金	27.2	32.0							
	繰入金	11.8	8.9							
	諸収入	2.4	3.3							
	市債	29.4	44.3							
	その他(財産収入、寄附金、繰越金)	11.0	22.0							
小計	141.5	174.7								
計 (A)	334.7	368.3								
歳出	人件費	54.3	52.3							
	扶助費	75.5	79.2							
	公債費	43.5	42.4							
	義務的経費計	173.3	172.9							
	物件費	35.4	39.9							
	維持補修費	1.7	1.3							
	補助費等	46.4	53.0							
	繰出金	32.0	30.0							
	その他(投資出資、積立、貸付)	9.1	14.9							
	消費的経費他計	124.6	139.0							
	普通建設事業費	29.1	44.9							
	補助	14.3	13.8							
	単独	14.8	31.1							
	災害復旧事業費	1.2	3.9							
	投資的経費計	30.3	48.8							
	計 (B)	328.2	360.7							
歳入歳出差引(A－B)		6.5	7.6							
財政調整基金年度末残高		11.9	13.2							
市債年度末残高		416.6	421.2							

1 1 亀岡市のあゆみ

年	出来事
昭和 30 年	●市制施行（1 町 15 カ村合併） ●初代市長に大槻嘉男氏就任 ●「世界連邦平和都市」を宣言
昭和 31 年	●国道 9 号亀岡地区が完成 ●船井郡東本梅村を編入合併
昭和 32 年	●市都市計画審議会が発足
昭和 33 年	●西別院町、東本梅町の一部を境界変更 ●市歌を制定 ●市庁舎（旧）が完成 ●上水道給水を開始
昭和 34 年	●市立自動車学校が開校（千代川町） ●8・13 水害発生、市内に甚大な被害 ●南桑田郡篠村を編入合併
昭和 35 年	●台風 16 号被災
昭和 36 年	●市営プールが完成（吉川町） ●10・28 水害が発生
昭和 37 年	●つつじヶ丘団地住宅の造成に着工
昭和 38 年	●府道天王亀岡線（畑野町土ヶ畑地内）が完成
昭和 39 年	●オーストリア・クニッテルフェルト市と姉妹都市盟約を締結
昭和 40 年	●市民憲章を制定 ●市花「つつじ」を決定
昭和 41 年	●清掃事務所若宮工場が完成（大井町） ●市立図書館（旧）を開設 ●国道 9 号老ノ坂トンネル複線化開通
昭和 42 年	●市道川東線着工
昭和 43 年	●東・西つつじヶ丘が誕生
昭和 44 年	●市道湯の花温泉線が完成 ●京都学園大学（現・京都先端科学大学）が開校 ●府内で初めて女性の交通指導員を配置 ●都市計画道路クニッテルフェルト通りが完成
昭和 45 年	●ごみ焼却場完成（東別院町）
昭和 46 年	●第 2 代市長に平田一義氏就任 ●市街化区域、市街化調整区域を設定
昭和 47 年	●市の人口が 5 万人を超える ●月読橋が完成
昭和 48 年	●第 1 回「光秀祭」（現・亀岡光秀まつり）を開催 ●千歳簡易水道が完成 ●亀岡商工会議所が発足

	●市街化区域の用途地域を決定
昭和 49 年	●国道 9 号バイパスルートを発表
昭和 50 年	●第 3 代市長に小島幸夫氏就任 ●「交通安全都市」を宣言
昭和 51 年	●市の人口が 6 万人を超える
昭和 52 年	●亀岡運動公園野球場が完成
昭和 53 年	●亀岡運動公園テニスコートがオープン（曾我部町） ●清掃事務所桜塚工場（ごみ焼却場）が完成（東別院町） ●ごみ全市収集がスタート
昭和 54 年	●第 4 代市長に谷口義久氏就任 ●山陰本線複線電化事業認可 ●消防庁舎が完成（荒塚町） ●学校給食センター業務を開始（小学校給食率 100%に）
昭和 55 年	●山陰本線複線電化トンネル工事が起工（京都～園部間） ●市立図書館が新築オープン（内丸町） ●市の人口が 7 万人を超える ●初の名誉市民に大槻嘉男氏（初代市長） ●市の木「桜」を決定
昭和 56 年	●市営月読橋球技場が完成（馬路町） ●友好訪中団蘇州市など 4 都市を表敬訪問 ●国道 9 号バイパス（現・京都縦貫自動車道）が起工 ●市総合計画（基本構想・基本計画）を決定
昭和 57 年	●京都中部広域消防組合が発足 ●「福祉都市」を宣言 ●七谷川野外活動センターがオープン（千歳町） ●総合福祉センターが完成（内丸町）
昭和 58 年	●「第 1 回市民元旦ロードレース」を開催 ●月読橋第 2 球技場が完成（馬路町） ●市公共下水道供用を開始 ●国道 9 号の老ノ坂亀岡バイパス工事を起工 ●台風 10 号の温帯低気圧による水害が発生 ●市立図書館大井分室がオープン ●山陰本線複線電化工事の地蔵トンネルが貫通 ●南つつじヶ丘が誕生
昭和 59 年	●市保健センター・休日急病診療所がオープン

	●市民 27 人がオーストリア共和国を親善訪問 ●「第 1 回市美術展」を開催 ●「クニッテルフェルト市姉妹都市提携 20 周年記念式典」を開催 ●「暴力追放都市」を宣言
昭和 60 年	●国道 9 号バイパス新老ノ坂トンネルが貫通 ●市シルバー人材センターが発足 ●国道 9 号バイパス天岡山トンネルが貫通 ●ジャンヂーラ市、スティルウォーター市姉妹都市盟約を締結 ●「亀岡ふるさと讃歌」を制定 ●市文化資料館がオープン(古世町)
昭和 61 年	●KBS ラジオ「亀岡市声のおしらせばん」の放送を開始 ●府内最初のカントリーエレベーターが完成 ●蘇州市建城 2500 年記念式典に亀岡市から 6 人が参加 ●山陰本線複線電化工事・愛宕トンネルが貫通 ●市民体育館が完成
昭和 62 年	●亀岡運動公園スティルウォーターランドが完成 ●全国初・木の教育施設「若木の家」が完成（下矢田町） ●市の人口が 8 万人を超える ●燃えるごみ全市週 2 回収集を実施 ●亀岡運動公園クニッテルウッドランドが完成 ●亀岡運動公園競技場が完成
昭和 63 年	●京都縦貫自動車道が開通（京都～亀岡間） ●関西初「生涯学習都市」を宣言 ●山陰本線複線電化工事第 1 保津トンネルが貫通 ●「第 1 回生涯学習都市推進会議」を開催 ●「第 43 回国民体育大会」開催
昭和 64 年 平成元年	●「第 1 回コレージュ・ド・カメオカ」（福井謙一氏）を開催 ●JR 馬堀駅・並河駅新駅が開業 ●「亀岡生涯学習市民大学」が開講 ●JR 馬堀駅前自転車等駐車場がオープン
平成 2 年	●JR 山陰本線（京都～園部間）が電化、開業 ●（財）生涯学習かめおか財団が発足

	●亀岡障害者作業所が開所 ●京都縦貫自動車道拝田トンネルが貫通（千代川町） ●亀岡運動公園プールおよびレインボーブリッジが完成 ●燃やさないごみ分別収集を実施 ●市制 35 周年記念・市庁舎が完成 ●北ノ庄バイパスが完成(千代川町) ●JR 並河駅前広場が完成
平成 3 年	●「第 1 回市小学生駅伝大会」が開催 ●亀岡運動公園ジャンヂーラランドが完成 ●運動公園テニスコート夜間照明が完成 ●ロマンチック・トレイン嵯峨野トロッキ列車が開業 ●天皇皇后両陛下（現・上皇上皇后両陛下）行幸啓 ●亀岡国際広場球技場が完成 ●市役所の第 2・第 4 土曜日の閉庁スタート
平成 4 年	●ひまわりロマンティック迷路が開園 ●オクラホマ州副知事一行が表敬訪問 ●リフト付きタクシーの運行を開始 ●ねんりんピック全国健康福祉祭「プレゴルフ交流大会」を開催
平成 5 年	●市ブラジル姉妹都市等親善訪問団、ジャンヂーラ市を訪問 ●亀岡健康いきいきプランの策定 ●市の人口が 9 万人を超える ●3 カ国姉妹都市交流世界会議に参加 ●古世親水公園が建設省「手づくり郷土賞」を受賞 ●市立図書館大井分館が開館 ●住民票自動交付機を設置 ●湯の花温泉新泉源の掘削完了
平成 6 年	●亀岡農村女性海外研修団をヨーロッパに派遣 ●国道 372 号亀岡園部バイパスが開通 ●消防緊急通信指令システムを稼働 ●デイサービス事業・在宅介護支援センター事業を開始 ●図書館の貸出業務を電算化 ●さくら公園・さくらホールが完成（千歳町） ●印鑑証明書自動交付を開始 ●可燃性粗大ごみ回収を開始

	●和らぎの道が完成（千歳町） ●市道川東線が開通 ●亀岡消防署東分署庁舎が完成（篠町）
平成 7 年	●阪神・淡路大震災で市内西部地域などに被害 ●新発見の小惑星に「Kameoka」と命名 ●鉄道歴史公園がオープン（大井町） ●平和台公園平和塔を初のライトアップ ●高度総合医療施設整備研究会がスタート
平成 8 年	●京都中部広域消防組合で高度救急業務を開始 ●医王谷埋立処分場拡張工事が完成 ●京都縦貫自動車道（亀岡～千代川間）が4車線化、開通 ●水鳥のみちが開通（馬路町） ●「女性フォーラム」を開催 ●市国際センター（現・市交流会館）を開設（宮前町） ●図書館ネットワークシステムを稼働 ●‘96 東京国際女子マラソンで本市出身の藤村信子（現・比護信子）選手が優勝 ●市ホームページを開設 ●亀岡市・蘇州市友好交流 15 周年記念市民公式親善訪中団、蘇州市へ友好交流都市盟約を締結
平成 9 年	●篠インターチェンジのフルインター化が完成（篠町） ●地域防災無線を開局 ●蘇州園オープン「平和友好の鐘」を撞き初め ●桜塚クリーンセンターが完成（東別院町） ●教育研究所が開所（宮前町） ●「水鳥のみち」が建設省「手づくり郷土賞」を受賞 ●湯の花温泉供給プラント、温泉スタンドが完成
平成 10 年	●農業公園がオープン ●亀岡市障害者基本計画を策定 ●「ガレリアかめおか」が建設省の「道の駅」に認定 ●銚町市道 7 路線が建設省の「手づくり郷土賞」を受賞 ●ガレリアかめおかの供用を開始
平成 11 年	●第 5 代市長に田中英夫氏就任 ●戸籍電子情報システムを稼働

	●新学校給食センターが完成 ●「関西地区生涯学習実践交流会亀岡大会」を開催 ●プレミアム商品券を発売（11 億円分） ●市民情報コーナーを開設
平成 12 年	●自治大臣表彰「活力のあるまちづくり」（人づくり部門）を受賞 ●亀岡市介護保険事業計画を策定 ●第 2 次亀岡市行政改革大綱（改訂版を策定） ●生涯学習推進基本計画を策定 ●「第 1 回市民総合体育大会」を開催 ●ガレリアかめおか来館者 100 万人を超える ●京都市西京区と都市間交流へ京都市長と合意
平成 13 年	●「カウントダウンかめおか 21」新世紀の幕開けに約 3 千人が参加 ●第 3 次亀岡市総合計画をスタート ●亀岡市情報公開条例を施行 ●京都府内で初めて「かめおか NPO 情報センター」を開設 ●荒巻京都府知事が山陰本線京都～園部間の複線化を表明 ●市消防団が日本消防協会長「特別表彰まとい」を受章 ●JR 馬堀駅前区画整理事業が完工 ●京都丹波道路（千代川～八木西）4 車線化、南丹パーキングエリアが完成 ●地域イントラネット整備をスタート ●総額発行 2 億 2 千万円のプレミアム商品券を発行 ●「平和の手紙」6 1 4 0 通、一部はニューヨークの国連本部へ送付 ●牛海綿状脳症の不安に対して亀岡牛の安全を宣言 ●「第 43 回健康体力づくり運動推進全国大会京都大会」を開催 ●保津橋の供用を開始
平成 14 年	●第 1 回「生涯学習賞」贈呈式・記念講演を開催 ●地域イントラネット「かめおか知恵の郷ネットワーク」の供用を開始 ●地球環境子ども村宣言・開村 ●女性だけの消防分団「つつじ分団」が誕生 ●世代間交流施設・ふれあいプラザがオープン

	●市立図書館馬堀分館「ふるさと学習プラザ」が開館 ●市立病院建設に着工 ●亀岡祭で羽衣山が復活、130 年振りに 11 基揃って巡行 ●亀岡市と京都学園大学（現・京都先端科学大学）の学生が共同で「平和の歌・うつくしもの」を作成 ●コミュニティバス実証実験を開始
平成 15 年	●JR 山陰本線京都～園部間の複線化が決定 ●亀岡市が国の構造改革特別区域計画「都市・農村ふれあい交流特区」の認定を受ける ●有料指定ごみ袋制が開始 ●ファミリー・サポート・センターがスタート ●盲導犬の映画「クイール」が亀岡市を舞台に撮影 ●JR 馬堀駅前自転車駐車場が竣工 ●出前タウンミーティングがスタート ●第 6 代市長に栗山正隆氏就任 ●こどもをまもる 110 番カーがスタート
平成 16 年	●地球環境子ども村が自然環境功労者環境大臣表彰を受賞 ●亀岡市立病院が開院 ●新修亀岡市史が完結 ●姉妹都市盟約 40 周年を記念しオーストリア共和国クニッテルフェルト市へ公式親善訪問団を派遣 ●台風 23 号が亀岡市を直撃し、多くの被害をもたらす ●市制 50 周年記念事業「カウントダウンイベント」を開催
平成 17 年	●JR 千代川駅前広場が完成 ●亀岡市地域福祉計画、児童育成計画、次世代育成支援行動計画、新亀岡市障害者基本計画を策定 ●「ふるさとバス」運行を開始 ●市立図書館西部分室が開室（本梅町） ●子どもの安全確保に向けた「学校安全メールシステム」の運用を開始 ●新市民憲章を告示 ●市制 50 周年記念フェスティバルを開催
平成 18 年	●保津川開削 400 周年 ●防災情報亀岡メールの運用を開始 ●旧亀岡駅舎さよならセレモニー ●名誉市民に京都大学名誉教授の

	上田正昭氏
平成 19 年	●市立自動車学校を閉校 ●新最終処分場「エコトピア亀岡」が完成 ●亀岡市洪水ハザードマップが完成
平成 20 年	●日本初のセーフコミュニティ認証を取得 ●JR 亀岡駅新駅舎が完成 ●かめおか・ふるさと検定がスタート ●亀岡市生涯学習市民大学 20 周年 ●市内全小学校に AED（自動体外式除細動器）を設置 ●「亀岡市・ジャンヂーラ市平和友好親善訪問団」がブラジルを訪問 ●「京都・亀岡ふるさと力向上寄付金」を創設
平成 21 年	●佐伯灯籠が国の重要無形民俗文化財に指定 ●欽山バイパスが完成 ●亀岡市地震ハザードマップが完成 ●「かめおか市民活動推進センター」が市民活動の拠点施設として開設 ●「丹波亀山謎解き宝探しゲーム」を城下町で開催
平成 22 年	●丹波亀山城築城 400 年 ●JR 嵯峨野全線複線化工事が完了、新ダイヤがスタート ●市道保津宇津根橋線が完成 ●第 22 次亀岡市民公式親善訪中団が蘇州市を訪問 ●世界連邦・非核平和都市を宣言 ●国営亀岡農地再編整備事業のうち面整備工事が完了 ●第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を議決
平成 23 年	●「保津川花回廊」植樹祭 ●東日本大震災の被災地に亀岡市から給水支援 ●亀岡市新防災通信システムが完成 ●西川遊歩道（篠町）が開通 ●平和池災害から 60 年、亀岡地区東部・篠町柏原地区で慰霊祭 ●地球環境子ども村「亀岡生き物大学」開校 ●被爆ピアノ平和コンサートを開催 ●第 26 回国民文化祭、京都 2011「亀岡祭～宵宮の再現～」民俗芸能の祭典」開催
平成 24 年	●亀岡の寒天製造用具 517 点が国の有形民俗文化財に登録 ●河原林町国営農地再編整備事業が

	竣工 ●保津川かわまちづくり（千本松・桜堤を植樹） ●篠町で発生した車両突入事故を受け、緊急の交通安全対策協議会を開催し、事故現場付近の早急な再発防止策を審議 ●「第10回海ごみサミット2012 亀岡保津川会議」を開催 ●亀岡市災害ボランティアセンターを設立 ●明智かめまるナンバープレートの交付を開始 ●京都府が計画する「大規模スポーツ施設」の建設地が亀岡市に決定
平成 25 年	●セーフコミュニティ再認証を取得 ●京都学園大学（現・京都先端科学大学）と「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～シンボルプロジェクトの推進に関する協定書」を締結 ●京都縦貫自動車道の沓掛 IC～大山崎 JCT・IC 間が開通し、名神高速道路に接続 ●亀岡市、京都サンガ F.C.、亀岡商工会議所、京都学園大学（現・京都先端科学大学）で「京都かめおか元気アップ協定」を締結 ●亀岡市立人権福祉センターが竣工 ●台風 18 号の接近により京都府全域に大雨特別警報発令、市内で甚大な被害 ●セーフコミュニティ活動が第8回マニフェスト大賞「優秀復興支援・防災特別賞」を受賞
平成 26 年	●「第32回亀岡元旦ロードレース～ファイナル～」を開催 ●主要地方道亀岡園部線（保津北工区・保津南工区）の供用を開始 ●平成 25 年地域づくり総務大臣表彰で亀岡市が地方自治体表彰を受賞 ●畑野町水道未普及地域解消事業が完了 ●亀岡幼稚園と第2亀岡幼稚園が統合、亀岡市立幼稚園がスタート ●京都サンガ F.C.とホームタウン協定を締結 ●「保津川さくら広場」が竣工 ●姉妹都市盟約締結 50 周年にあたり市民訪問団がオーストリア共和国のクニッテルフェルト市を訪問 ●プラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を開始

平成 27 年	●市道中矢田篠線（上矢田工区）開通 ●市内初の義務教育学校、亀岡川東学園開校 ●高齢者運転免許証自主返納支援事業開始 ●インターナショナル・セーフスクール（ISS）認証を取得 ●こども医療費助成制度を改正、償還払いから現物給付へ ●第7代市長に桂川孝裕氏就任 ●第1回京都亀岡ハーフマラソン大会開催
平成 28 年	●市道中矢田篠線篠工区工事完了により同線が全線開通 ●「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画」がスタート ●「かめまる観光レンタサイクル」スタート ●東別院町地域交通支援事業開始 ●コンビニエンスストアでの証明書交付サービス開始 ●付け替え工事が完了した市道三宅保津小橋線、供用開始 ●「第40回全国育樹祭の開催に際し、皇太子殿下（現・天皇陛下）がガレリアかめおかを訪問 ●「森のステーションかめおか」オープンイベント開始 ●子育て世代包括支援センター「BCome」開所
平成 29 年	●新たな市の象徴として「市の石『桜石』」「市の魚『アユモドキ』」を制定 ●「亀岡さくらまつり」初開催 ●亀岡を舞台にした「ファインダー - 京都女学院物語 -」作者、秋本治氏が亀岡を訪問 ●「森のステーションかめおか『匠ビレッジ 天然砥石と匠の技』」オープン ●オーストリア共和国ザンクト・ペルテン市でオーストリア空手連盟と東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプに関する協定を締結 ●かめおか「セーフティドライブ・プロジェクト」、かめおか「まち・レコ」プロジェクトをスタート ●市内運行の路線バスで敬老乗車券の使用を開始
平成 30 年	●「京都スタジアム（仮称）」起工式、工事着工

	●地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」設立 ●第 125 回近畿市長会総会を開催 ●亀岡市議会が 6 月から「通年議会」を導入 ●「第 34 回世界連邦日本大会 2018in 亀岡」を開催 ●「かめおか霧のテラス」が完成 ●市道北古世西川線が全線開通 ●「亀岡手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を施行 ●大阪北部地震発生、京都府南部で震度 5 ●記録的な豪雨（西日本豪雨）により市内に被害発生 ●「KIRI CAFE」がオープン ●「移住・定住促進施設『離れ』にのうみ」がオープン ●セーフコミュニティ再々認証、インターナショナル・セーフスクール再認証を取得 ●かめおかプラスチックごみゼロ宣言	●「カメロックス」がオープン ●市内在住の荒賀龍太郎選手、東京 2020 オリンピック出場決定 ●亀岡市へのふるさと納税、10 億円を超える ●「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」成立 ●本梅保育所と東本梅保育所が「認定こども園」に ●亀岡駅北広場「かめきたサンガ広場」誕生 ●市税などのスマートフォンでの支払い開始 ●新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活と地域経済に大きな影響
平成 31 年 令和元年	●名誉市民に元亀岡市長の谷口義久氏 ●「第 1 回光秀ゆかりのまち亀岡俳句大賞」表彰式を開催 ●亀岡ふるさとエナジー株式会社、市内メガソーラーからの電力買い取りを開始 ●「亀岡型自然保育」、本梅保育所と東本梅保育所で開始 ●南郷公園に明智光秀公像を建立 ●平和池跡で「奇跡のアジサイ」植樹式 ●「KAMEOKA FLY BAG Project」を開催 ●市内スーパーなどでレジ袋有料化始まる ●「亀岡市スタジアブロードプログラム」実施、本市中学生が中国・蘇州市を訪問 ●市立小・中学校に空調を整備	
令和 2 年	●府立京都スタジアムが竣工 ●明智光秀を主人公とした NHK 大河ドラマ「麒麟がくる」放映開始 ●「麒麟がくる 京都亀岡大河ドラマ館」府立京都スタジアム内にオープン ●「かめおか霧の芸術祭 素顔のかめおか」を開催 ●市交流会館内にスポーツライミ	

12 亀岡ゆかりの人物

日本初の医学書を著した名医

◆ 丹波康頼

日本で最初の医学書ともいえる『医心方』（984年）は、隋・唐の医学書をふんだんに引用した当時の先端的業績であり、長く医学書の基本法典として尊重されました。医王谷は、これを著した丹波康頼が住んだところからそう呼ぶようになったといわれています。

伝説上の怪鳥＝スエ退治の武将

◆ 源 頼政

つつじヶ丘小学校の東北隣にはスエ退治の伝説と1180年に源平合戦の口火を切った挙兵で有名な源頼政の墓とされる頼政塚があり、付近の国道9号交差点にもその名前が冠されています。また、この他にも亀岡市内には頼政に関する伝説を伝える社寺がいくつかあります。

900

1000

1100

平安時代の天文博士

◆ 安倍晴明

6代の天皇に仕え、藤原道長に重用されるとともに朝廷の祭儀や暦による生活規範を定め、我が国独自の陰陽道を確立した安倍晴明は安行山（通称西山）に住んだとも伝えられ、山上には晴明を祀った晴明神社があります。

当代一の弓の名手の急病癒える

◆ 那須与一

屋島合戦の扇的的の射落として有名な那須与一が丹波路で急病の折、法楽寺（那須与市堂）の霊験で回復し、武力をあげたといわれ、のちに伽藍整備をしたと伝えられています。

浄土真宗中興の祖の旧跡

◆ 蓮如

室町・戦国時代の浄土真宗中興の祖で、戦国時代に大きな勢力となる基礎を築いた本願寺8世蓮如は、吉川町浄光寺、東別院町徳円寺などに足跡を残しています。

光秀の三女

◆ 細川ガラシャ

明智光秀の三女で名は玉。織田信長の命で細川忠興に嫁し、容姿端麗、英明をもって聞こえました。関ヶ原の戦いに先だって壮烈な死を遂げます。ガラシャはキリスト教の洗礼名です。

豊臣五奉行の一人

◆ 前田玄以

前田玄以、浅野長政、増田長盛、石田三成、長束正家を豊臣氏五奉行と言います。この内の一人、前田玄以が丹波亀山5万石を領したのは、丹波・亀山が山陰地方から京都に至る重要な軍略拠点として位置付けられていたからでしょう。

1300

1400

1500

城下町の基礎を築いた

◆ 明智光秀

戦国期、織田信長のもと丹波平定に功績をあげた明智光秀は、1577年頃に亀山城を築城、城下町としての基礎を築くとともに、善政を敷いたといわれます。1582年、中国地方を攻める羽柴秀吉の救援を命じられた光秀は、「ときは今あめが下しる 五月哉」と決意を詠み、亀山城を發して京都の信長を討ち（本能寺の変）、日本史に新たな展開をもたらしました。

保津川大改修で水路を開く

◆ 角倉了以

高瀬川の開削で有名な角倉了以は、保津川改修の大事業を行い、難所である保津峡での舟運を可能にし水運の発展に貢献しました。

日本初の医学的人体解剖

◆ 山脇東洋

亀岡市本町の医師清水東軒の子に生まれた山脇東洋は1754年、京都において日本で初めての人体解剖を行い、実証によって古来の観念的医学を打破しようしました。わが国実証医学の祖であり、人体解剖を研究した最初の人です。その記録『臍志』はわが国最初の解剖図譜として日本医学史上不朽の文献であり、その実証精神は近代医学の先駆けといえ、後に『解体新書』を著す杉田玄白にも強い影響を与えることとなりました。

写生を重視した大家

◆ 円山応挙

1733年、曾我郡町に生まれた円山応挙は京都に出て、17、8歳の頃に石田幽汀に入門、狩野派の画風、中国古典絵画や西洋眼鏡絵から遠近法を学び、四条円山派の祖となりました。多くの優れた障壁画の中でも、ふるさと金剛寺の襖絵群（紙本淡彩「群仙図」、紙本淡彩「波濤圖」、紙本墨画「山水図」）は代表的な作品で、いずれも国指定重要文化財となっています。

生涯学習とまちづくりの原点

◆ 矢部朴斎

郷土のすばらしさを伝えるため、自らが仕える亀山藩内の名所・旧跡の歴史や云々を美しい挿絵とともにまとめた『鰐魚庭落葉』や『桑下漫録』の著者・矢部朴斎の行動は、歴史に学び、新しい時代を開く生涯学習のまちづくりに通じるものがあります。

1700

1800

人の人たる道

◆ 石田梅岩

1685年、石田梅岩は東別院町に生まれました。二度にわたって京都の商家に奉公したのち、45歳ではじめて講席を開き、1739年に『都鄙問答』を、1744年には『儉約齊家論』を刊行し、心学の創始者となりました。梅岩の心学は石門心学と称され、正直・勤勉・儉約をキーワードに、人としての生き方を追求しました。その教えは、商人にひろく受け入れられます。さらに弟子の手島椿庵らによって全国に広まり、現代にも息づいています。

山陰本線生みの親

◆ 田中源太郎

中央政界や実業界で活躍した関西屈指の実力者である田中源太郎は、1853年、亀岡に生まれました。1893年、源太郎は浜岡光哲、中村栄助らとともに現在のJR山陰本線のうち、京都～園部間の前身となる民営鉄道の京都鉄道株式会社を設立、1897年には二条～嵯峨間、さらに1899年には園部までを開通させるなど、鉄道敷設に努め、「丹波鉄道の父」と称され、口丹波の近代化に大きく貢献しました。旧邸は現在、国登録文化財となっています。

ひよどり越え前に丹波で休息

◆ 源 義経

源義経は1184年、一の谷の平家軍追討のために旧山陰道を通して篠山方面に向かう途中、現在の●田野町佐伯出山の地内において休息をとり、近隣の若宮神社にて戦勝を祈願したとされますが、その際義経が腰掛けたとされる岩（腰掛岩）があります。また判官縄手などの地名も残るなど、亀岡を駆け抜けた義経軍の定跡が今に伝えられています。

遊行の僧

◆ 一 遍

いわゆる鎌倉新仏教の一つ時宗の開祖で、日本全土をめぐり歩いて願念仏を行い、全国の人々に念仏を勧進しました。『一遍上人絵伝』には1284年の秋、上人が27日間、穴太寺に逗留したことが記されています。

1200

1300

源頼朝に挙兵を促す

◆ 文 覚

俗名を遠藤盛遠といい、もと北面の武士でしたが人妻（袈裟御前）への悲恋から出家。神護寺や東寺復興のため邁進し、源頼朝に平家への挙兵を説き、鎌倉幕府の樹立を助けました。『源平盛衰記』によれば、少年期を現在の保津町で過ごしたといわれ、保津町には文覚寺があるほか、市内にも延福寺など文覚にゆかりの伝説を持つ寺があります。

室町幕府樹立への道

◆ 足利尊氏

鎌倉幕府の有力御家人であった尊氏は、1333年、後醍醐天皇への攻撃を命じられ、上洛の途中、後醍醐天皇から幕府追討の綸旨を受け取ったともいわれます。尊氏は今の篠町で倒幕を呼びかけて篠村八幡宮で挙兵、願文を奉納します。ここに鎌倉幕府の命運は決し、建武の新改を経て室町時代への幕が開かれたのです。篠村八幡宮には、源氏の白旗をかかげた旗立楊と矢塚の史跡があり、歴史が今に継承されています。

徳川家光の乳母として威勢をふるう

◆ 春日局

明智光秀の重臣・斉藤利三の娘、福は徳川家光の乳母となり將軍継嗣に尽力し、家光が徳川3代將軍になると江戸城大奥を任され威勢をふるいました。1582年本能寺の変には、明智光秀は亀山城から出陣しましたが、このとき幼少の福も母とともに在城していたともいわれます。「春日局」は、後に朝廷から賜った称号です。

不受不施派の流祖

◆ 日 奥

安土桃山・江戸初期の日蓮宗僧侶だった日奥は、不受不施派の派祖です。日蓮宗制をめぐり1595年、京都から追放され、現在の東別院町小泉にある好堅寺に6年間住まいしました。不受不施派は1665年以降、江戸時代を通じて禁教とされました。

後水尾天皇との交流

◆ 一絲文守

江戸時代初期の禅僧一絲文守は、今の畑野町に法常寺を開山し、彼に深く帰依していた後水尾天皇などのもとへたびたび上洛して禅を説きました。法常寺には、後水尾天皇の宸翰（国指定重要文化財）などが残されており、両者の地位や権勢を越えた愛情と信頼の心深い交流がうかがえます。

1600

丹波亀山城築城

◆ 藤堂高虎

藤堂高虎は近江生まれの戦国武将で、浅井長政の家臣から織田・豊臣と時代の進展にしたがって立身し、秀吉没後は徳川家康の信任を得て、伊勢津藩32万石余を領しました。当時、築城の名人といわれた高虎は、家康が行う諸大名を動員した城の天下普請ではそのほとんどの縄張（城の設計）を担当しました。中でも丹波亀山では、伊予今治城の天守の部材を家康に献上し、1610年に亀山城天守として竣工させました。この5層の「層塔型天守」は田本で最初に建てられたものともいわれています。

内膳堤をつくる

◆ 岡部長盛

1609年、下総山崎より亀山へ入封した岡部長盛は、保津川の水勢を制御するために二つの石堤を築きました。この石堤は、官名が内膳正であったところから上内膳・下内膳といわれます。また、天下普請の一環として亀山城を整備、完成させました。現在の町割り等はここから変わっていません。

伊賀堤を築造

◆ 松平(藤井)忠晴

1648年遠江掛川より亀山へ入封した松平忠晴は、千歳国分の治山治水事業として石堤を築きました。この石堤は、官名が伊賀守であったところから、伊賀堤や伊賀ばねと呼ばれています。

日本初の市立女学校の開設

◆ 三輪田真佐子

1902年、東京神田にわが国最初の女学校である三輪田女学校を開設した三輪田真佐子の女性教育への熱意は、南桑田郡で最初の私塾である馬路村の典学舎で父に代わり講義を行っていたところに芽生えたのでしょうか。

教えを通じ「明治」を拓く

◆ 北村龍象

徳川家茂に書を教え、1868年には馬路村に北村塾を開いて、30年以上にわたって、若者たちに法制・経済・漢籍等を教え、「明治」という新しい日本の礎を築いていった北村龍象は、一方で、丹波を深く愛し、郷土誌『丹波誌』を著しました。

特殊鋼の研究に数々の業績

◆ 村上武次郎

1882年、保津村に生まれた村上武次郎は大正から昭和にかけ、鉄鋼、特に特殊鋼の研究で世界をリードする数々の業績を残し、1927年には帝国学士院賞を受賞、1956年には文化勲章を授章しました。私たちのまわりにある種々の金属加工技術の基礎に彼の研究があります。

西園寺公望を支え、立命館を興す

◆ 中川小十郎

1869年馬路村に生まれた中川小十郎は、西園寺公望の側近として活躍する一方、教育者として京都法政学校（のちの立命館）を創設しました。

1900

世界平和を唱える

◆ 出口王仁三郎

世界を舞台に超人的な宗教活動をした、大本教聖師・出口王仁三郎は、曾我郡町に生まれました。世界平和・人類愛を唱え、大正日日新聞を買収し、言論活動を展開したり、世界共通語エスペラントの普及、世界宗教連合の創設など、時代を先取りした活動を展開し、人々は巨人と賞賛しました。また十万首といわれる歌や書に、陶芸作品も数多く、芸術家として有名です。

イネの改良に生涯をささげる

◆ 並河成資

1897年、曾我部村に生まれ、のち大井村の並河家へ養子に行った並河成喜は、農林省の技師となり北陸の寒い地方に適したイネで今までのものより優れた品種の水稻「農林1号」を作り出しました。短稈・多収というその特性は北陸の湿田地帯に好適し、極早稲・良品質・美味という特性が当時の米穀市場に好評を博して急速に普及。農林1号はそれ自体が生産力の向上と産米改良に大きな役割を果たしただけでなく、コシヒカリなど多くの優良品種を生み出しました。新潟県立農業試験場の庭には農林1号を記念して並河技師の胸像が建っています。

13 用語解説

頁	用語	説明
亀岡市民憲章		
－	石門心学	石田梅岩が説いた、人間の本性を追及する学問。儒教、仏教、神道などの思想を取り入れて体系化されたもので、観念的な理論ではなく、民衆の日常生活に立脚した社会的倫理、道徳をわかりやすく説いた。特に、商人の社会的役割を認め、商業活動における営利追及を積極的に肯定しつつ、「正直」「勤勉」「儉約」「質素」を説くことで商人としての自覚を高めるよう唱えたため、商人を中心に広く支持された。
－	円山応挙	円山派の祖。現在の曽我部町に生まれ、狩野派の画風、中国古典絵画や西洋眼鏡絵から遠近法を学び、多くの優れた障壁画を描いた。代表的な作品である金剛寺の襖絵群は国指定重要文化財となっている。

【基本構想】

頁	用語	説明
第1部 はじめに		
第1章 第5次亀岡市総合計画について		
1	南海トラフ大地震	南海トラフは、四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。100～200 年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）発生から 70 年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まってきている。
1	新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症のこと（COVID-19）。令和元（2019）年 12 月以降、世界各地で感染が多数報告され、日本国内でも関連する患者が発生している。
1	グローバル化	国や地域の垣根を越えて、世界的に資本（お金やモノなど）や人材、情報などの社会的・経済的な結びつきが深まる社会になっていくこと。
1	世界恐慌	多くの国で 1929 年に始まった大恐慌。資本主義世界で銀行倒産、失業の連鎖反応から急激な不況が波及し、その打開を目指す軍国主義・ファシズムが台頭、第二次世界大戦を引き起こした。
1	SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月に国連で合意された“全世界すべての人たちが”持続

		的”に”人らしく生きる”ための世界共通の開発目標。
2	事務事業評価	個々の事務事業の目的・成果・コストを数値化・具体化して客観的に評価し、その評価結果を次の事務事業に活かす行政経営の仕組み。
2	施策評価	総合計画の政策等を成果指標の達成度など成果重視の視点から総合的に評価するもの。評価結果を計画の見直しや予算に反映するとともに、市民との情報共有を通したまちづくりへの市民参画の促進、職員の意識改革等を目的とする。
第2章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流		
3	国立社会保障・人口問題研究所	人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の機関。
3	交流人口	対象地域に訪れる人々のこと。定住人口に対する概念で、訪れる目的は、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど様々。
3	地方創生	国内の各地域・地方がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会、魅力あふれる地方のあり方を築くことを目指す。主要な柱は、東京一極集中の解消と人口減少対策、地域社会の問題の解決、若者を中心に地方で職を得、豊かに暮らせる就業機会の創出など。
4	ワールドマスタースゲームズ関西	国際マスタースゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。
4	I C T	情報・通信に関する技術の総称。情報技術を表すI Tに、コミュニケーションの概念を加えたInformation and Communication Technologyの略。
4	I o T	Internet of Thingsの略。日本語では「モノのインターネット」と訳され、現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
4	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
4	A I	Artificial Intelligenceの略。人工知能。
4	超スマート社会（Society5.0）	仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
4	G I G Aスクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。令和元

		(2019) 年 12 月に文部科学省が打ち出したもので、児童生徒に 1 人 1 台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、全国の学校現場で子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させる構想。
5	地球温暖化	地球の平均気温が長期的に上昇すること。地球規模で気温が上昇することで、海面の上昇、異常気象の頻発、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。
5	エボラ出血熱	エボラウイルスによる感染症。1970 年代以降、中央アフリカ諸国を中心に、度々流行が確認されている。致死率の高さが特徴で、20%から最大で 90%に達することもある。
5	SARS	SARS コロナウイルスによる全身性の感染症。平成 14 (2002) 年、中国南部広東省で非定型性肺炎の患者が報告されたのに端を発し、北半球のインド以东のアジアやカナダを中心に感染拡大、平成 15 (2003) 年 7 月に WHO から終息宣言が出されるまで、32 の地域と国で 8,000 人を超える症例が報告された
5	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。
5	パリ協定	令和 2 (2020) 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して 2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的とする。
5	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	令和 32 (2050) 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざすとして共有されたビジョン。令和元 (2019) 年 6 月開催の「G20 大阪サミット」で採択された「大阪宣言」に盛り込まれた。
5	海ごみサミット	各地で漂流、漂着している海洋ごみ問題について、国内外の関係者による意見交換を目的としたサミット。本市では、平成 24 (2012) 年、海岸線を有しない内陸部として初めて開催され、「保津川がつなぐ ひと・まち・うみ」をテーマに多種多様な視点から議論された。
5	アユモドキ	国の天然記念物で環境省レッドデータブックの絶滅危惧ⅠA 類の淡水魚。ドジョウの仲間で泳いでいる姿がアユに似ていることからこの名前がついた。亀岡市と岡山県の一部に分布しており、近年、急激な減少が危惧されている。平成 29 (2017) 年度には市の魚に認定された。
6	ロボット技術 (RPA)	Robotics Process Automation の略。人がパソコン上で行っている単純作業を、パソコンにインストールしたソフトウェアロボットが、仮想労働者としてマウスやキーボードの操作を代行 (自動化) するもの。

6	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して超省力・高品質生産の実現を推進する新たな農業。農作業の省力・軽労化や新規就農者の確保、栽培技術力の継承等を目指す。
6	テレワーク、リモートワーク	テレワークは、情報通信技術（ICT）を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス）などに分けられる。日本テレワーク協会などにより定義づけされているテレワークに対し、リモートワークは遠隔での業務全般が該当する。
第3章 亀岡市のまちづくりの進展		
7	セーフコミュニティ	事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての人たちが安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進めるもの。亀岡市は平成 20（2008）年 3 月「WHO 地域の安全向上のための協働センター」による国際認証を日本で初めて取得して以降、平成 25（2013）年 2 月に再認証、平成 30（2018）年 11 月に再々認証を取得した。
7	京都縦貫自動車道	京都府宮津市から乙訓郡大山崎町に至る自動車専用道路。京都府内を縦貫し京都府の背骨とも表される。京都府北部と南部の連携を強化するとともに、京都市街地の外環状道路としての役割を果たす。平成 27（2015）年 7 月の京丹波わち IC～丹波 IC の開通により全線（約 100 km）開通した。
7	京都第二外環状道路	京都縦貫自動車道の一部区間を構成し、沓掛 IC～久御山 IC をつなぐ総延長約 16km の自動車専用道路。
7	新名神高速道路	三重県四日市市から滋賀県、京都府、大阪府を經由し、兵庫県神戸市北区へ至る、名古屋と神戸を結ぶ計画とする約 174km の高速道路。
7	主要地方道亀岡園部線	亀岡市古世町を起点に南丹市八木町を經由して南丹市園部町に至る延長約 25km の府道。亀岡市の旧城下町と桂川の東側に広がる地域間を連絡する路線。
7	市道北古世西川線	JR 山陰本線沿いに位置し、亀岡駅周辺地区と馬堀駅周辺地区を結ぶ道路。
7	国道 423 号	大阪市北区を起点に箕面市や池田市、豊能町等を経由した後、亀岡市の国道 9 号に至る約 53 km の道路。阪神地域と京都府中部地域を南北に結ぶ重要な幹線道路。
7	コミュニティバス	J R 亀岡駅や馬堀駅を起終点に、市内中心部の公共施設や商業施設などへの移動手段として、平成 14（2002）年 12 月から運行しているバス。
7	ふるさとバス	民間バス路線の廃止に伴い、通勤・通学や生活交通の維持確保として、平成 17（2005）年 4 月から運行しているバス。民間バス事業者と役割分担して、市民の貴重な交通手段を担っている。

7	インターナショナルセーフスクール	心身のケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動。
7	府立京都スタジアム	収容人数約 21,600 人を有する府内唯一の専用球技場。京都サンガ F.C.のホームスタジアムとして活用されるほか、サッカーやラグビーなどの国際試合が開催可能なスポーツ施設として、また、音楽や地域振興の催し物などの、府内最大級のイベント会場としても期待される。スタジアムの設置趣旨に賛同した京セラ株式会社がネーミングライツパートナーとなり、通称は「サンガスタジアム by KYOCERA」。
7	かめおか霧のテラス	平成 30（2018）年 3 月、亀岡盆地南側にそびえる竜ヶ尾山の山頂付近に開設された展望デッキ。デッキからは亀岡盆地を覆い尽くす「雲海」を一望でき、写真愛好家の間で人気のスポット。
7	かめおか霧の芸術祭	文化芸術を通じて亀岡の魅力を発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図るため、晩秋にかけて亀岡市を包む「霧」を象徴に、市内一帯でアートを耕し、人と地域の魅力を育てる芸術祭。
8	プラスチックごみゼロ宣言	亀岡市と亀岡市議会が平成 30（2018）年 12 月 13 日に行った。多様な川の生態系を育む「母なる川保津川」から、地球規模の問題となっている海洋プラスチック汚染解決に向けた取り組みを進め、2030 年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す。
8	KAMEOKA FLY BAG Project	「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」をきっかけに、かめおか霧の芸術祭で立ち上げたプロジェクト。パラグライダーとしての役目を終えた生地から型を切り取り、縫製してバッグを作るワークショップを開催する等、エコバッグ普及に向けて事業を展開している。
8	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	清潔で快適なまちづくりを目的に、ポイ捨てやペットのふんの放置の禁止、空き地の管理や、空き缶の回収など、市や市民事業者の責任や義務を定めた条例。
8	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例	使い捨てプラスチックごみゼロの実現により、良好な環境を保全し、次代に引き継ぐことを目的としてプラスチック製レジ袋の配布禁止等を定めた全国初の条例。
8	亀岡ふるさとエネルギー株式会社	市と民間企業の共同出資により設立した地域新電力会社。公共施設を中心に電力を供給する地産地消型の地域新電力事業を実施するとともに、その収益をまちづくりに資する新事業に使う。
第 4 章 亀岡市の人口の見通し		
9	合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率（一人の女性が産む子どもの数の平均）を合計したもの。
9	U I J ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が出身地に戻る

		こと、I ターンは出身地とは別の地方へ移住すること、J ターンは出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移住すること。
11	インバウンド観光	外国人の訪日観光旅行。
第2部 まちづくりの展望		
第1章 目指す都市像		
12	石田梅岩	心学の創始者。現在の東別院町東掛の農家の次男として生まれ、誠実に働きながら、独学で研鑽を重ね、庶民の日常生活の中で道徳の実践を説いて「心学」として大成した石田梅岩の生き方は、まさに生涯学習の真髄を物語っている。
第2章 重点テーマ		
13	エコ農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な環境保全型農業。
第3章 土地利用の基本方針		
14	京都都市圏	京都市を中心に、市町村域、更には都道府県域を越え、通勤・通学、買物・飲食、医療、レクリエーションなど経済・社会的に強い結びつきを持った一体的な圏域。
14	水源の涵養	森林の土壌が降水を貯留して河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水の緩和及び川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。
14	J R 4 駅	J R 亀岡駅、馬堀駅、並河駅、千代川駅。
15	既存集落まちづくり区域指定制度	既存集落における地域活力や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、市長が区域と予定建築物の用途を指定して、指定区域内で自己用住宅等の指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする制度。
15	地区計画制度	住民が主体となって地区の将来に向けたまちづくり目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発を行う場合に守らなくてはならない独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進めていく制度。
16	モータリゼーション	自動車が生活必需品として社会と大衆に広く普及する現象。
16	バブル経済期	昭和 62（1986）年から平成 2（1990）年頃にかけて日本で起きた株価や地価など資産価格の急激な上昇と、それに伴う好景気。投機によって経済成長以上のペースで株、土地、建物、絵画、宝石等の価格が高騰した。
16	オールドタウン化	かつて郊外に建設されたニュータウンにおいて、住民の高齢

		化や少子化、住宅の老朽化、商業施設等の衰退等が顕在化していくこと。
17	国土強靱化（レジリエンス）	国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。
17	ダブルルート化	大雨による雨量規制や災害等によって、国道9号及び京都縦貫自動車道が通行止めとなり、亀岡市をはじめとした京都府中部地域が度々「陸の孤島」となっていることから、亀岡～京都間の機能不全に繋がらないよう、避難ルートや緊急輸送ルートとなる新たな代替道路を用意すること。
17	地域主体型交通	地域住民や事業所等が事業主体となり、住民・利用者のニーズに柔軟に対応した公共交通を補完する交通手段。
18	高付加価値型の農業	エコ・スマート農業など技術力の向上、ブランド化など品目の特化、農家経営の高度化などにより、生産性や収益力を高めた農業。
18	コラボレーション	協働、共に働くこと、協力すること。
18	ターミナル	交通機関が多く集まり、人の乗り降りが多い所。
18	インフラ	インフラストラクチャー。生活を支える社会基盤。
19	エントランス	入り口、玄関。
19	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
第3部 施策の基本方針		
21	パートナーシップ	市民やNPO、企業、行政など、異なる組織や人同士が明確な目的のもとに対等な立場で、それぞれの得意分野を活かしながら連携し協力し合うこと。
24	プログラミング教育	プログラム（コンピュータにさせる処理を順番に書き出したもの）を作成する際に必要な、論理的思考力を育てる教育。
26	企業立地促進条例	本市における企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的として、助成金や優遇制度など必要な奨励措置について定めた条例。
26	ほ場整備	農業の生産効率を上げるため、耕地区画の整備、用排水路の整備、土地改良、農道整備、耕地の集団化など、農地・農村の環境条件を整備する事業。
26	農地中間管理事業	平成25（2013）年に成立した農地中間管理事業推進法に基づき、耕作者がいない農地の所有者等から農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大を目指す農業者にまとめて貸し出す事業。農地集積バンクや農地バンクともいう。

26	オーガニック生産	農薬や化学肥料などの化学物質に頼らない、自然界の力を生かした生産方法や加工方法のこと。
28	スケールメリット	規模の経済。規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

【基本計画】

頁	用語	説明
第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり		
4	生涯学習都市宣言	生涯学習を人間の尊重という基本理念のもとに「人々が生涯にわたり主体的に続ける学習活動のこと」と位置づけ、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びの持てるまちを目指し、亀岡市が昭和 60（1985）年 3 月、関西で初めて行った都市宣言。
4	亀岡市民憲章	市民憲章は、自治体の住民が、互いにつながりをもって、より良い生活を築こうという考えの表明。現在の亀岡市民憲章は平成 17（2005）年 11 月 3 日に告示された。
4	人権三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）	平成 28（2016）年度に施行された、人権に関わる 3 つの法律（人権三法）。障害者差別解消法は、障がい理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律。ヘイトスピーチ解消法は、日本以外の出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律。部落差別解消推進法は、現在もなお存在する部落差別について、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり「部落差別は許されないもの」という認識の下、部落差別のない社会の実現をめざす法律。
4	文化センター	地域における福祉の向上、人権啓発および住民交流の拠点となるコミュニティセンター。
4	児童館	児童福祉法に規定する児童厚生施設のひとつで、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする施設。
4	SNS	Social Networking Service の略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなど。
4	平和祈念式典	8 月を「平和月間」と位置付け、世界の恒久平和を願い、花火大会や大踊り大会、各種スポーツ行事などの亀岡平和祭事業を開催している。その中心的事業として、過去の不幸な大戦や災害で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするために平和祈念式典を開催し、平和を希求する想いを広く内外に発信している。
4	世界連邦・非核平和都市宣言	昭和 30（1955 年）6 月、全国に先駆け「世界連邦平和都市」を宣言し、各種の平和の取組を推進した。しかし、その後も続発する地域間紛争やテロ、核をめぐる昨今の社会・国際情勢の動向を踏まえ、平成 22（2010）年 8 月、さらなる平和を希求し、「核兵器廃絶」を趣旨とした「世界連邦・非

		核平和都市」を宣言した。
6	LGBTQ・性的マイノリティ	「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）、「Q」はクエスチョニング（自分自身の性を決められない、分らない、または決めない人）の頭文字をとった略語。性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを総称して性的マイノリティという。
6	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会や文化が求める男性像や女性像と一致する態度、感情、行動のこと。
6	イクボス	職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。
6	ワーク・ライフ・バランス	仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方。
7	セクシャルハラスメント	相手の意に反する性的な言動が行われ、個人の生活環境を害すること。または、性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により不利益を受けること。
7	マタニティハラスメント	働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。
7	ジェンダーハラスメント	「男らしい」「男のくせに」「女らしい」「女のくせに」など、固定的な性差概念（ジェンダー）にもとづいた差別や嫌がらせを受けること。
7	エンパワーメント	女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。
8	シティプロモーション	地域が持つさまざまな資源から新たな魅力を創出し、地域内外に効果的に発信することで、まちをブランディング化し、市民に愛着と誇りを醸成する取組。
9	移住促進特別区域	京都府移住の促進のための空家および耕作放棄地等活用条例（移住促進条例）に基づき、空き家および農地を活用することで移住の促進及び地域の活性化を図るために指定した地域のこと。
10	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域。開発が制限され、農林漁業等の限られた用途の建物しか建築できない。
10	開発許可制度	都市計画で定められる市街化区域と市街化調整区域との区分の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るため設けられた都市計画

		法上の制度。
10	Cターン	育児のため、縁もゆかりもない地方に移住すること。Cは子ども（Child）の頭文字。
10	コワーキングスペース	フリーランスや起業家など、様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をしたり、ノウハウやアイデアを共有し、協働したりする場所のこと。間仕切り等がなくオープンであったり、会議室やイベントスペースを兼ね備え、イベントの開催や参加者同士の交流などコミュニケーションに重点を置いているのが特徴。
10	サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心とみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスという意から命名。
11	姉妹都市・友好交流都市	文化交流や親善を目的として特別の関係を結んだ、異なる国の都市同士の関係。亀岡市では現在、クニッテルフェルト市（オーストリア）、スティルウォーター市（アメリカ）、ジャンチーラ市（ブラジル）の3市と姉妹都市盟約を、蘇州市（中国）と友好交流都市盟約を締結している。
11	外国人	多文化共生施策においては、外国籍を有する人、また、日本国籍であっても外国にルーツをもつ人を指す。
11	ニュースレター	既出の情報も含め、社会状況や流行、季節、イベントなどに合わせて、その時々求められる情報をまとめ、提供する資料、コミュニケーションツール。

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

12	亀岡市セーフコミュニティ推進協議会	地域住民を交えた横断的なセーフコミュニティの推進組織。従来から市民協働により進められてきた様々な取組が、この組織により横断的な連携のもとに推進される。
12	刑法犯認知件数	警察等捜査機関によって発生が認知された犯罪の件数。
12	体感治安	人々が感覚的・主観的に感じている治安の情勢。統計的な客観数字とは異なる。
13	感染症	大気、水、土壌、人も含む動物などに存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患。
13	自助・共助・公助	防災においては、 自助…「自らの安全を自らが守る」ため、自らの手で自分・家族・財産を守り助ける備えと行動 共助…「自分たちのまち（地域）は、自分たちで守る」ため、近隣住民と協力し、地域を守り助ける備えと行動 公助…市役所をはじめ、警察・消防・府・国などの行政機関、ライフライン各社を始めとする企業などによる応急対策活動、救助活動、支援物資の提供などの公的な支援
13	防災資機材	災害被害の発生、又は拡大を防止するために使用する機器、

		器具。情報伝達用機器（トランシーバー等）、初期消火・救急用具（消火器等）、避難生活用機材・機器など。
13	国民保護事案	国民の生命、身体及び財産の安全を脅かす武力攻撃やテロなどの行為。
13	ハザードマップ	洪水や土砂災害、地震などの自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難場所などを記載した地図。
13	避難行動タイムライン	災害の発生を前提に、地域住民が連携して、地域特性をはじめ災害時に発生する状況をあらかじめ想定・共有し、「いつ」「誰が」「何をするのか」、また「いつ避難するのか」を時系列で整理した防災行動の指針で、「マイ・タイムライン」とも呼ばれる。
14	防災行政無線	市町村が整備する、防災関係機関への連絡や住民に防災情報を伝達する無線通信システム。
14	高規格救急車両	救急救命士が高度な救急措置を行えるよう広いスペースを確保し、救急資機材を積載した救急車。
14	避難行動要支援者名簿	「災害対策基本法」に基づき、災害が起こった時、自宅から避難所まで、自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し、災害発生時、要支援者の避難を支援するための名簿。
14	個別避難計画	地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について個別に策定する計画。
15	要配慮者	災害時、避難行動に時間を要する人や配慮が必要な人。一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊婦など。
16	パイオニア	開拓者、先駆者
16	公衆街路灯	電力会社との契約メニューのひとつ。「公衆のため」に設置されることが条件で、道路・橋の照明、公園の防犯灯など、限定された照明や小型機器への電源供給の際に契約できる。
16	LED化	発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略。電気を流すと光る性質を持つ半導体のこと。電気を一旦熱に変えてから光を発生させる白熱電球や蛍光灯に対し、流れる電気をそのまま光に変換する仕組みで効率が良く、寿命も長い。
16	亀岡市交通安全対策協議会	亀岡市における道路交通の安全と円滑を確保するため、関係行政機関及び民間市民団体等との連絡調整を密にし、その効果的な推進を図ることを目的とする組織。
18	悪質商法	商取引として社会通念（常識）上の許される限度を超え、不当な利益を得る事業者の販売行為。悪徳商法、問題商法などとも呼ばれ、マルチ商法、アポイントメントセールス、キャッチセールスなど。
18	特殊詐欺	電話やハガキ等で親族や公共機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。

18	亀岡市消費生活センター	消費生活相談員が悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行う機関。
18	消費者ホットライン	消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步を手伝う電話案内。
18	消費生活専門相談員	地方公共団体の消費生活相談センター及び消費生活相談窓口において消費生活相談やあっせんに対応する専門職。

第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり

19	亀岡市子育て世代包括支援センター（B C o m e）	安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、関係機関と連携しながら一人ひとりの不安や悩みに合わせた相談や情報提供を行う拠点。妊娠中、産後の人、18歳までの子どもがいる家庭が対象。
19	子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法に基づき、市町村が児童虐待対応強化に加え、地域の子ども家庭支援全般に係る必要な支援を行うための拠点。
19	放課後児童会	放課後に帰宅しても保護者が就労などで不在といった理由により保育を受けることができない児童を対象に、学校の余裕教室等を活用し、児童の健全な育成を図る事業。
19	亀岡市子ども・子育て支援事業計画	次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画。
20	認定こども園	小学校就学前の子どもに対する保育および幼児教育並びに保護者に対する子育て支援を一体的・総合的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ。
20	亀岡型自然保育	亀岡市の豊かな自然環境や地域資源を生かし、戸外での自然体験活動など、自然の素材・要素に直接触れる体験を積極的に取り入れた保育のこと。
20	企業主導型保育事業	平成28（2016）年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため設置する保育施設や、地域企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費を助成するもので、従業員以外の子どもの受け入れも行う。
20	延長保育	仕事の事情などでやむをえず規定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度。
20	病児・病後児保育	病気や病気の回復期にあつて保育所等での集団保育が難しく、保護者が就労などによって保育を行うことができない場合に子どもを預けられる制度。
20	一時預かり保育事業	保護者が子どもの面倒を見ることができない時、1日や時間単位で一時的に子どもを預けられるサービス。保育園に入れない子どもが対象となる。
20	要保護児童対策地域協	児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとして、

	議会	保護を要する子どもや要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援を図るため、関係機関が連携・協議し対応する組織。
22	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする総合相談機関。
22	いきいき長寿プラン	老人福祉法と介護保険法の規定に基づく、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画で、介護保険および福祉サービスを総合的に展開することを目的とする。
22	後期高齢者	国連の世界保健機関（WHO）では、75歳以上を後期高齢者と呼んでいる。
22	老人クラブ	生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に資することを目的に、地域を基盤として概ね60歳以上の人で構成する任意組織。
22	シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」の提供やボランティアの支援を行う。
22	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
23	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人のこと。
23	認知症カフェ	地域の中で認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換を通じて孤立予防や介護負担感を軽減できる場。
24	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応など、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う必要な便宜のこと。
25	亀岡市障害者就労支援共同センター	行政の支援のもと、障がい者の働きがい創出、収入アップにつなげるため、障がい者就労支援事業の共同の取組と、亀岡市内の就労支援施設間のネットワークの連携・強化を図るため平成22（2010）年10月に発足した組織。
25	障がい者スポーツ	パラリンピックのような競技スポーツに限らず、障がいがある人が行うスポーツのこと。既存のスポーツを障がい者の特性に応じて修正したものが多い。
26	地域福祉支援員	生活課題を抱えている人の相談に対応し、支援の必要な人の見守り体制づくりや関係機関へのパイプ役を担う人。

26	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、困りごとに関わる相談に応じながら個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る制度。
26	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	社会福祉法（現「社会福祉法」）に基づき設置されている、民間の社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。都道府県・市区町村で、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っている。
26	民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携・調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。
26	成年後見人制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人が不利益な被害を受けることのないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度。
28	かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）	健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、市総合計画の保健部門の基礎計画として位置づけられる。市民一人一人の健康づくりを亀岡市全体の健康づくりへとつなげていくことを目的に策定。
28	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなど、生活習慣が要因となって発生する疾病。代表的なものとして、高血圧、脂質異常症、糖尿病、肥満等。
28	ロコモティブシンドローム	運動器症候群の通称。骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった機能（移動機能）が低下し、「要介護になる」リスクの高い状態になること。
28	フレイル予防	フレイルは、加齢とともに心身の機能（運動機能や認知機能など）が低下し、要介護や寝たきりのリスクが高まる状態。一方で普段の心がけで予防・改善でき、健康な状態に戻ることができるもの。
29	母子手帳	母子保健法に定められ、妊娠した人の届出を受けて、市町村が交付する手帳。妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理される。
29	特定健康診査	様々な病気が引き起こされやすい状態であるメタボリックシンドローム（内臓に脂肪が蓄積した肥満）に着目した、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。国民健康保険や健康保険組合が、40～74歳までの加入者を対象に実施。
29	亀岡食品衛生協会	食品衛生思想の普及啓発と食品衛生の確保のための活動を行う団体。

29	新型インフルエンザ	インフルエンザは、ウイルスが体内で増え、熱やのどの痛みを引き起こす病気。一度かかると、原因となったウイルスに対する免疫を持つようになるが、新しいウイルスが原因の場合誰もが抵抗力を持たず、流行・重症化の可能性が高まる。
29	亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議	平成 20（2008）年度の在宅医療連携推進事業（亀岡市医師会）を発端として平成 22（2010）年度に発足。3 つの部会で、関係者の顔の見える関係づくりや研修、終活やかかりつけ医に関する啓発、介護・福祉現場の人材不足・人材育成への対策検討等の活動を行っている。
29	かかりつけ医	健康に関することを何でも相談可能で、最新の医療情報を熟知しており、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介することができる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
29	京都中部総合医療センター	南丹市にある医療機関。亀岡市・南丹市・京丹波町の 2 市 1 町で構成する一部事務組合の国民健康保険南丹病院組合が運営。
29	急性期医療・回復期医療	「急性期」は症状が急に現れる時期、病気になり始めの時期で、「病気の進行を止める」「病気の回復が見込める目処をつける」までの医療。「回復期」は容体が危機的な状態を乗り越え、体の機能の回復を図る時期の医療。

第 4 章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

31	学校施設長寿命化計画	将来にわたって継続的に学校施設を良好かつ健全な状態で維持・更新をしていくため、整備内容や時期、費用等を定めた中長期的な計画。
31	京都府学力診断テスト	府内全小学校・義務教育学校の 4 年生、府内全中学校の 1、2 年生、義務教育学校 7、8 年生を対象に実施する学力調査。小学 4 年生（義務教育学校 4 年生）は国語・算数、中学 1 年生（義務教育学校 7 年生）は国語・数学、中学 2 年生（義務教育学校 8 年生）は国語・数学・英語で実施し、併せて質問紙調査を行っている。
31	適応指導教室	各教育委員会が、不登校の小中学生向けに学籍のある学校とは別に公的な施設のどこかに設置し、学習援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営する教育施設。
31	幼児教育総合センター	家庭や地域を取り巻く環境変化の中、全ての就学前幼児の健やかな成長を願い、公私立幼稚園間や保育所等の一層の連携、小学校への円滑な連続性の確保などを目的として、教職員研修等を実施。
32	食物アレルギー	有害な細菌やウイルスなどの病原体から体を守る「免疫」が、本来無害なはずの食べ物に対して過敏に反応してしまう状態のこと。異物として認識された食べ物成分（アレルゲン）を排除するため、眼・鼻・のど・肺・皮膚・腸などでさまざまなアレルギー反応が起こる。

32	選択制デリバリー弁当	令和元（2019）年 5 月から亀岡市立中学校全校実施する、デリバリー方式による昼食提供事業。家庭で弁当を作れないときなどに、栄養バランスの良い昼食をとることができる。
32	全国学力・学習状況調査	日本全国の小・中・義務教育学校の最高学年（小学校・義務教育学校 6 年生、中学校 3 年生・義務教育学校 9 年生）全員を対象として行われている学力・学習状況の調査的性格のあるテスト。科目は国語、算数・数学で、3 年に一度、理科、英語も実施される。
33	外国語指導助手	小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人指導者。昭和 63（1988）年から国が実施してきた「語学指導等を行う外国青年招致事業」では、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に招致しており、都道府県や市町村が必要に応じて配置してきた。
33	自尊感情	自分の良さを自分で評価し、自分の価値を認識できることに伴う肯定的な感情のこと。
33	スクールカウンセラー	小・中・義務教育学校において、いじめや不登校など、児童生徒、保護者、教師の様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど、心の問題に対応するため学校に配置される専門家。
33	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、様々なケースの見立てをし、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。
33	通級指導教室	通常の学級で概ね学習ができ、社会適応を目指し、週に何時間か、その子どもの特性に合った個別の指導を受けるために通う教室。
33	特別支援教育支援員	幼稚園、小・中・義務教育学校において、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、教室移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行うために配置する支援員。
33	サイエンスボランティア	科学実験や科学に関する工作教室等を通じ、子どもたちに科学の面白さや楽しさを伝える取組を支援するボランティア。
33	サイエンスフェスタ	子どもたちに自然科学や環境について関心を持ってもらうとともに、科学の不思議にふれることで「感動」や「探究」のこころを育むことを目的に開催している市教育委員会主催の体験型科学イベント。
33	サイエンスフレンズ学習クラブ	小学校 4 年生～中学校 3 年生までの児童生徒が実験や観察、工作などの体験学習を通して探究心を育てることを目的とした理科教室。
33	京都府総合教育センター	京都府における教育の振興を図るため、教育に関する研究及び教育関係職員の研修を行う京都府が設置する機関。昭和 56（1981）年に前身の教育研究所を廃止し、設置された。
34	学校安全対策委員会	小・中・義務教育学校への不審者の侵入抑止など、地域の実情にあった安全対策を推進するため、亀岡市内の全ての小・

		中・義務教育学校において設立されている組織。
34	就学援助制度	子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう、経済的な困りごとを抱える家庭に対し、学用品費や給食費などを援助する制度。
34	臨床心理士	心の問題に取り組む心理専門職の資格で、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。
35	人生 100 年時代	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成 19（2007）年生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。
35	三大シンボル講座（コ レージュ・ド・カメオ カ、亀岡生涯学習市民 大学、丹波学トーク）	生涯学習都市・亀岡のシンボルとなる講座。「コレージュ・ド・カメオカ」は世界的・全国的視野のもとに各界を代表する講師による講座、「亀岡生涯学習市民大学」は市民がいつでもどこでも自発的に取り組む、市民の、市民による、市民のための生涯学習活動、「丹波学トーク」は講師と参加者の「トーク」により「丹波学」の確立を目指すグローバルな地域学。
36	データベース	蓄積・検索・更新などが容易にできるよう有機的に整理された情報の集まり。
37	読書ボランティア	図書館や学校などで、おはなし会や読み聞かせなどを通して子どもたちに読書の楽しさを伝えるボランティア。
38	アウトドアフィールド	屋外の広々とした草地、野原、平原、自然地等。
38	クライミングウォール	ビルの外壁や室内に設置される、よじ登るための突起をつけた人工の壁。ボルダリングやクライミング等に使われる。
38	V R	Virtual Reality の略。仮想現実。
38	e スポーツ	electronic sports の略。広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指し、一般社団法人日本 e スポーツ連合では「コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称」としている。
40	K I R I C A F E	かめおか霧の芸術祭の拠点としてオープンした交流スペース。千歳町にある古民家を京都芸術大学の学生と一緒に改修した。週末はカフェとしてオープンしながら、様々なイベントを定期的開催している。
40	丹波国分寺跡	奈良時代に聖武天皇の勅命によって建立された国分寺のうち、丹波国に建立された寺院跡。現在は国の史跡に指定され、亀岡市の名木、オハツキイチヨウがそびえる。
40	ハブ	本来は車輪やプロペラなどの中心にある部品や構造のことで、ここでは転じて、中心地、結節点。

41	礎石	建造物の基礎となる石、いしずえ。
41	基壇	建物をその上に支える、石や土の壇。
第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり		
42	海洋ごみ・河川ごみ・漂着ごみ	国内、国外、陸上、河川、海上（船舶等）等で発生し、山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するごみ。海岸等に漂着したものを特に漂着ごみという。
42	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスエネルギー源として持続的に利用できる自然界のエネルギー。
42	環境マネジメントシステム	企業や団体が、その運営や経営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や目的・目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための組織や事業者の計画・体制・手続きをシステム化したもの。
42	温室効果ガス	大気中に含まれる、赤外線を吸収し再び放出する性質を持った気体。二酸化炭素、メタン、フロンガス等。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。
42	木質バイオマス	木材に由来する有機性資源で、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料を除いた再生可能な生き物から得られるエネルギーや資源を利用すること。
42	自然護岸	治水上の安全を確保しつつ、生物の良好な育成環境など自然に配慮した、水と緑豊かな護岸のこと。
42	親水護岸	本来、水流から構造物の侵食を防ぐ施設である護岸に親水機能を持たせたもの。
42	亀岡生き物大学	地球環境子ども村で取り組む、亀岡の豊かな自然や生き物について学べる活動。
43	川と海つながり共創プロジェクト	海ごみサミットでされた約束を実行するため、平成 25（2013）年 4 月に設立。拡大しつつある海洋プラスチック汚染を防ぐため、海に面していない内陸の亀岡から、企業や地域、大人も子どもも含めたくさんの人たちに、川と海そして海ごみに対する正しい知識を普及する活動を展開。
43	保津川の日	多くの市民が川に親しみ、楽しめる記念日として毎年 3 月第 1 日曜日に開催。楽しく川の清掃活動等を行うことで、亀岡だけでなく川が結ぶ下流や海岸の人々にも「ごみ」ではなく「思いやり」を流せる、心と身体と環境にやさしいイベント。
43	マイボトル	自分用の飲み物を入れて携帯する水筒・ボトル。
43	消化ガス	下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンと CO2 を含む可燃性ガス。
44	ポイ捨て防止重点地域	「ポイ捨てごみの無い美しいまち亀岡」を象徴し、そこから環境美化意識が広がることを目指すエリア。多くの人が行き

		交う JR 各駅周辺とトロッコ亀岡駅周辺を指定。
44	エコウォーカー	ウォーキングしながら身近で気軽な新感覚の清掃活動を実施するボランティア活動。緩やかにネットワーク化することで意識を共有し、効果的で持続可能な環境美化を推進。
45	浄化槽	下水道がまだない地域で各家庭に設置される汚水処理施設で、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流する。
45	3 R	Reduce（リデュース、減らす）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再資源化）の頭文字をとったもので、循環型社会を構築するためのキーワード。
45	アップサイクル	リサイクルやリユースと異なり、もともとの形状や特徴を活かしつつ、古くなったもの、不要だと思ふものを捨てずに新しいアイデアを加えることで別のモノに生まれ変わらせる、「ゴミを宝物に換える」サステナブルな考え方。
45	亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）	環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立処分場を新たににつくらないまちづくりを目指して策定された、市内のごみ（一般廃棄物）処理についての計画。
45	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。もったいないことであるとともに、環境にも悪い影響を与える。
47	亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想	亀岡の魅力ある地域資源を埋もれさせることなく、亀岡の名所づくりや景観保全を進めるとともに、快適で潤いのある生活環境や美しい景観を創出し、住む人が誇れるまちづくりを促進する構想。
47	都市計画公園	都市計画法に定められる公園。規模や内容によって街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の 7 種類に分かれる。
47	公益財団法人亀岡市都市緑花協会	緑と花の都市を目指して昭和 63（1988）年 3 月に設立された法人。「花と緑のフェスティバル」、「花づくりコンクール」、各種講習会・展示会・教室、都市公園の管理運営、街路樹の維持管理、駅前等の緑化業務などの活動をしている。
47	土地区画整理事業	土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の再配置・利用増進を図る事業。幅の狭い道路や家屋の密集の改善、災害発生時の避難や救急車両の進入の円滑化など、安全で安心なまちづくりにも寄与する。
48	公園施設長寿命化計画	適切な施設点検、維持補修等を行うことにより既存公園施設の耐用年数の延伸及び公園施設の企画設計から、建設、維持管理、廃棄までに要する総費用の低減に役立てる計画。
48	花と緑のフェスティバル	「花と緑の街づくり」に繋げる緑化推進活動の一環として、市民の環境意識の向上、都市緑化の普及啓発と花と緑の交流活動の場づくり、生涯学習の発表の場として開催。花と緑に関する展示・発表・即売・体験教室など。

48	オープンガーデンかめおか	花と緑の庭園都市（ガーデンシティ）の実現に向けて、市民の庭めぐりにより人との出会いや市民参加の花と緑のまちづくり、観光拠点づくり、まちの活性化を目指す取組。
48	わがまち花づくり事業	補助金の交付等を通じて、自治会など地域が実施する花と緑のまちづくりと協働し、緑豊かな潤いあるまちづくりを推進する事業。
48	かめおか桜守の会	亀岡の市の木である「桜」を積極的に守り育てる市民ボランティア。地域の桜に興味や関心を持ち、桜づくりに意欲的に取り組む人を募集し、桜の管理に必要な知識や管理技術を習得し、日常的な点検や簡易な作業に従事できる人材を育成する。
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり		
49	かめきたサンガ広場	JR 亀岡駅北駅前広場の愛称。全国各地から募集して決定した。
49	マルシェ	フランス語で「市場」。バラエティ豊かな複数の店が出店するイベント。
49	南丹地域商業ガイドライン	府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業のガイドライン。京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と亀岡市、南丹市、京丹波町により策定。
50	伴走支援	需要開拓や事業承継などの小規模事業者の経営課題に対して、事業計画の策定や推進など、解決のための支援を継続的に行うこと。
50	デジタル・トランスフォーメーション（DX）	将来の成長・競争力強化を目的に新たなデジタル技術を活用して、新たなビジネス・サービスモデルを創出し、柔軟に改変していくこと。
51	企業座談会	市内に立地する事業所と亀岡市・亀岡商工会議所が意見交換および親交を深める場。
53	着地型観光	旅行者の受入地域で開発される観光プログラム。旅行者は訪問先の現地で集合、参加し、解散する。現地発の旅行商品開発に特徴があり、現地に精通した人たちが旅行商品を開発する。
53	森のステーションかめおか	亀岡の特産品である天然砥石やチョロギを発信する展示・体験施設。天然砥石を使った研ぎ体験コーナーもある「匠ビレッジ」、薬膳レストランやチョロギの加工品、地元産野菜の販売なども行う「チョロギ村」で構成。
53	コンテンツ	中身、内容
53	森の京都地域振興社	京都府中部の5市町（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）を対象として、観光地域づくりの中核・舵取りを行う組織。交流人口の拡大、食をはじめとする地域資源の

		ブランド化などに取り組み、地域の稼ぐ力を創出する。行政機関職員、民間企業社員の出向及び外部専門人材等で構成。
53	ホスピタリティ	対価を求めるのではなく、おもてなしの心を持ち、様々なサービスを提供すること。
53	桂川舟運歴史体験・展示施設	千代川町にある京都府の施設。桂川舟運の歴史を学ぶことや、河川活用によるスポーツ等の体験などを目的とする。
54	ゲストハウス	アメニティサービスを極力省き、共用リビング等を有した、シェアする安価な素泊まりの宿。プライベート性の高いホテルや旅館と異なり、初対面の宿泊者同士・宿のスタッフ・地域の人々など、他者との繋がりを重視する。
54	ガーデンツーリズム	地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、庭園や公園を観光資源として、連携による地域の魅力向上を図る取組。
54	アグリツーリズム	アグリカルチャー（農業）とツーリズム（旅行）を組み合わせた造語で、都市居住者等が緑豊かな農村・農家に滞在し、農業体験を主目的とした休暇・余暇活動を過ごすこと。
54	スローフード	食とそれを取り巻くシステムをより良いものにするため、おいしく健康的で（GOOD）、環境に負荷を与えず（CLEAN）、生産者が正當に評価される（FAIR）食文化を目指す世界的な草の根運動。
54	鳥の巣ロッジ	亀岡市交流会館の宿泊施設で、豊かな自然の中でのんびり過ごすことができる、コテージ2棟、キャンプサイト1区画の一日3組限定のキャンプ場。
54	カメロックス	亀岡市交流会館内に設置された、室内で安全に楽しめるスポーツクライミング施設。
54	大丹波連絡推進協議会	京都府中丹・南丹広域振興局及び京都府・兵庫県7市町の連携により、観光キャンペーンなどの産業振興や災害時等相互応援など地域課題の解決を目的とした協議会組織。京都府中丹広域振興局・京都府南丹広域振興局、福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、兵庫県丹波県民局、兵庫県篠山市、兵庫県丹波市で構成。
54	大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会	明智光秀、細川ガラシャ、細川幽斎、細川忠興にゆかりの自治体が平成23（2011）年4月に「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」を設立し、大河ドラマ誘致活動に取り組んだ。2020年大河ドラマ化を受け、平成30（2018）年5月に「大河ドラマ『麒麟がくる』推進協議会」へと名称を変更し、京都府8市町、兵庫県2市、福井県1町で大河ドラマを活かした観光振興及び地域経済の活性化を図る活動を行っている。
54	宇治・亀岡・舞鶴観光連携協定	京都縦貫自動車道の全線開通に伴い、3市の移動利便性が大幅に向上したことによる効果を観光誘客に活かすことを目的に、公益社団法人宇治市観光協会、一般社団法人亀岡市観光協会、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社舞鶴地域本部（舞鶴観光協会）が締結した観光連携協定。観光プロ

		モーションや観光キャンペーン、新たな観光ルートの開発等に3団体が連携して取り組む。
55	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致するとともに、ロケのスムーズな実施を支援する非営利公的機関。
55	京都・かめおか観光PR大使	亀岡市の魅力を広くPRすることを目的に平成30（2018）年3月に創設。本市にゆかりがあり、全国的に活躍する著名人を任命している。
55	Wi-Fiスポット	スマホやタブレット、パソコンを利用して、Wi-Fiでインターネットに接続できる場所、地点。
56	鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。まれに人に感染することがあるが、ヒトからヒトへの感染拡大は未確認。
56	豚熱	豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染する伝染病。致死率が高く、感染豚との直接的な接触等により感染が拡大する。
56	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標とした農業経営改善計画で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。
57	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命・財産を保護するため、防災工事等基本方針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めた法律。令和2（2020）年6月成立。
57	平和池決壊	昭和26（1951）年7月11日、梅雨前線と低気圧の影響で大雨となった京都府亀岡町（現・亀岡市）において、治水と灌漑のために作られたダム「平和池」が決壊した水害。ダム下流の柏原地区は鉄砲水に襲われ、壊滅的な被害を受けた。
58	6次産業化	農業などの第1次産業とこれに関連する加工・販売等の第2次・第3次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
58	京都丹波米食味推進協会	J Aや市町、京都府などの関係団体で構成し、米生産者への栽培技術情報の発信や「おいしいお米コンテスト」を通じて、京都丹波地域のお米のおいしさ向上に取り組む団体。事務局はJ A京都。
58	京のブランド産品	京野菜や他の農林水産物の中で、優れた品質が保証され、安心・安全と環境に配慮した生産方法に取り組んでいるものを認定し、ブランドマークを貼って流通させている。
58	H A C C P	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

58	土づくりセンター	亀岡市内の畜産農家から産出される家畜糞尿ともみ殻を混合して発酵させ、機械を使った丹念な切り返しにより、有機肥料生産を行う施設。
59	森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る仕組み。
第7章 快適な生活を支えるまちづくり		
63	主要地方道	国土交通大臣が指定する、その地域で主要な役割を担う都道府県道または政令指定都市の市道。
63	一般府道	主要地方道以外の府道。
63	準市道	亀岡市準市道認定基準要綱に基づき、市街化調整区域内又は都市計画区域外の地域において本市が認定する道路。
63	認定外道路	市道認定がされていないが、一般の交通がされている道路。
63	都市計画道路	都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法でルート、位置、幅員などが決められた、都市の骨格を形成する道路。
64	亀岡市地域公共交通網形成計画	まちづくりと一体となった公共交通の再編を目指して策定された計画。郊外部を含む市内全域における需要と運行のバランスがとれた地域に根ざした持続可能な公共交通網の形成と、交通弱者に配慮した円滑に移動できる交通環境の構築を目的とする。
64	デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
65	M a a S	Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をひとつのアプリで提供するなど、移動を単なる手段ではなく、利用者にとって一元的なサービスとして捉える概念。
66	高水敷	常に水が流れる低水路より一段高い敷地。平常時にはグラウンドや公園などの形で利用されるが、洪水時等には水に浸かってしまう。
66	堤防敷	住宅や農地がある側ののり面から川側ののり面までの堤防が築かれた部分。
66	淀川水系桂川上流圏域河川整備計画	淀川水系桂川上流圏域の府管理河川に関する今後概ね 30 年間の整備内容を定めた河川整備計画。京都府が平成 30 (2018) 年 8 月に策定。
66	霞堤	周囲の堤防より高さが低い等、不連続な堤防。洪水時には高さが低い堤防部分から水が逆流することで、下流に流れる洪水の流量を減少させ、下流の被害を減少させる一方、逆流に

		よる浸水により農地等に被害が及ぶ。
66	天井川	川底が周囲の地面より高い位置にある川のこと。決壊した場合、高い位置から一挙に水が流れ出し、大規模な洪水となるため、周辺地域に及ぼす被害が大きい。
66	国営緊急農地再編事業	農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図る事業。
67	保津川かわまちづくり計画	川を活かしたまちづくり、まちを活かした川づくりを推進するため、京都府と亀岡市で策定した計画。
68	ダウンサイジング	サイズ（規模）を縮小・小型化・小規模化すること。
68	管渠	水路の総称。給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。
68	公営企業会計	官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理される会計方法。
68	財政マネジメント	財政の管理、運営
69	大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画	大阪湾・淀川の河川、海域等の公共用水域の水質環境基準を維持達成するため、下水道で整備すべき区域や下水処理場からの排水水質基準を定めた下水道整備に関する総合的な基本計画。
70	空き家バンク制度	空き家を活用して移住者などの定住を促進するため、空き家を売りたい、または貸したいという所有者と、空き家を買いたい、または借りたいという利用希望者をマッチングする仕組み。
70	ライフサイクルコスト	製品や施設を取得・使用するために必要な経費について、企画・設計から、調達・製造、使用、維持管理、廃棄の段階をトータルで考えること。
71	新耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日まで適用されていた基準を旧耐震基準という。新耐震基準は、震度 6 強～7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。
71	耐震診断士	木造住宅の耐震診断（地震に対する安全性を評価すること）の専門家として、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された建築士。
71	景観形成地区	亀岡市の良好な景観の形成に際し、地域の特性を活かした景観形成を必要とする地区。ＪＲ各駅周辺、国道 9 号沿道等を「都市景観形成地区」、湯の花温泉地区を「湯の花温泉景観形成地区」、市街地の背景となっている山々を「自然景観形成地区」に指定。

71	亀岡市空家等対策計画	近年の空家等の増加により地域住民の生活環境への影響が問題になる中、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市が目指す「安全で安心して暮らせるまちづくり」などの実現に寄与することを目的として策定された計画。
71	公営住宅等長寿命化計画	市営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うべく、住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定し、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進するための計画。
72	亀岡市新火葬場整備基本計画	建設地、配置計画、機能など、新火葬場の整備についての基本計画。
72	P F I 方式	Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式。
72	D B O 方式	Design Build and Operate の略。民間事業者が対象施設の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して行う方式。
73	セキュリティ	大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないよう、必要な対策をすること。一般的には情報の機密性、完全性、可用性を確保することと定義される。
73	クラウド	ソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。利用実績に応じて利用料を支払う形になり、設備の運用・管理負担や導入・更新時のまとまった投資が不要となる。
73	亀岡市情報化推進計画	市総合計画に掲げる目指す都市像や都市のすがたを実現するための施策を、情報化の視点から捉えた実施計画
第8章 効率的で持続可能な行財政運営		
75	行財政改革大綱	行財政改革の取組を確実に進めていくために策定された大綱。より質の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、サービスを支える安定した財政基盤を確立していきながら、魅力あるまちづくりの推進に取り組む。
75	公共施設等総合管理計画	過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える一方、地方公共団体の厳しい財政、人口減少等による利用需要の変化等をふまえ、市民の財産である公共施設やインフラを持続可能な形で次世代に引き継いでいくため、地方公共団体が公共施設等の現状を把握し、長期的視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針を定める計画。
76	ロボテックス	ロボットの設計、製造などに関する研究（ロボット工学）及びビジネスにおけるロボットの運用に関する研究のこと。

		IoT や AI と連携することで、さらなる発展が記載される。
76	ジョブローテーション	人材の能力開発のため、人事計画に基づいて定期的に職場の異動や職務の変更を行う戦略的人事異動。
76	パブリックコメント	市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する制度。
77	ふるさと納税制度	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
77	京都地方税機構	京都府と府内 25 市町（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性の向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現を目指す広域連合。
77	チャンネル	方法、手段
77	市債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために発行する公債（債務）。
78	ポータルサイト	インターネット上にある様々なページにアクセスする時の玄関口・入り口となる Web サイト。